

目 次

(令 和 4 年)

○第10回臨時会

第 1 日 目 (11月28日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第44号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第45号 中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第47号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第6号)	17
議案第48号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	19

○第11回定例会

第 1 日 目 (12月5日)

会議録署名議員の指名	25
会期の決定	25
諸般の報告	25
行政報告	26
議案第49号 中城村吉の浦こども園設置条例	26
議案第50号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	32
議案第51号 中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	40
議案第52号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例	69
議案第53号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例	71
議案第54号 中城村敬老祝金及び記念品支給条例の一部を改正する条例	74
議案第55号 中城村下水道条例等の一部を改正する等の条例	77
議案第56号 中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例	89
議案第57号 中城村立学校設置条例等の一部を改正する等の条例	90
議案第58号 中城村立幼稚園保育料条例を廃止する条例	95
議案第59号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第7号)	97
議案第60号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	104
議案第61号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	105
議案第62号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	107

議案第63号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第2号）	108
--	-----

第2日目（12月6日）

一般質問

9番 大城常良議員	113
10番 比嘉麻乃議員	125
12番 金城章議員	135
6番 安里清市議員	140

第3日目（12月7日）

一般質問

4番 桃原清議員	153
13番 新垣博正議員	159
3番 比嘉護議員	165
15番 石原昌雄議員	172

第4日目（12月8日）

一般質問

1番 小橋川恵美議員	181
2番 玉那覇登議員	184
7番 新垣修議員	188
8番 屋良照枝議員	197

第5日目（12月9日）

一般質問

14番 新垣善功議員	209
5番 新垣貞則議員	217
議案第49号 中城村吉の浦こども園設置条例	229
陳情第22号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた負担軽減についての要望書	231
陳情第24号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情書	234
意見書第7号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書	234
陳情第25号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情	237

第10回 臨時会

令和4年第10回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和4年11月28日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和4年11月28日（午前10時00分）		
	閉 会	令和4年11月28日（午前10時29分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	3 番	比 嘉 護	4 番	桃 原 清
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	欠 席
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	ま ち づ くり 推 進 課 長	金 城 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	住 民 生 活 課 長	欠 席	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稲 嶺 盛 昌
	会 計 管 理 者	欠 席	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光

議事日程第1号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第44号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 4	議案第45号 中城村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第 5	議案第46号 中城村職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例
第 6	議案第47号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第6号）
第 7	議案第48号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和4年第10回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 比嘉 護議員及び4番 桃原清議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日11月28日のみにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日11月28日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第44号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第44号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第44号

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会に国家公務員等一般職の勤勉手当の引上げが勧告されている。

また、令和4年10月7日の給与関係閣僚会議において「特別職の国家公務員についても一般職の趣旨に沿って取り扱うもの」として閣議決定している。そのため、本村の議会議員の期末手当について引上げる措置を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p>

第2条 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 それでは質疑を行います。

今回は特別職ということで議員、村長、副村長、教育長の期末手当等々、職員も同時に人事院勧告で引上げるようにという勧告に基づいて、なされると思いますけれども、この引上げる月数については市町村統一なのでしょうか、お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

各市町村の今回の改正に関する議案を直接見ておりませので、詳しいことはちょっと申し上げられないんですけども、国において人事院勧告がなされまして、特別職の国家公務員についても、0.05月分一般職の趣旨に基づいて引き上げるといふようなことの勧告が閣議決定をしておりますので、恐らくほとんどの市町村が特別職あるいは議会議員の期末手当につきましては0.05月分であったといふふうに認識をしております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありますか。石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 今回は引上げ率について、0.05。引き上げ率については人事院勧告で一律の表現されているかと思うんですけども、実際に支給している月数については、ほかの市町村との比較して調べたことはありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回の議案の件というふうなことではございませんが、通常の情報交換の中で他市町村の特別職並びに議会議員の期末手当の月数につきましては調査をしております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 さきの9月の新聞の中で、議員報酬等々についての各市町村の一覧が載っていましたがけれども、これを基に試算してみると、市町村においても市と一緒に支給割合の市町村もあるようですけれども、そういうのも調べてみたことがありますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時07分）

~~~~~

再 開（10時07分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

特に中部市町村管内あるいは人口規模等が同程度の町村につきましては、調査したこともございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。

○9番 大城常良議員 議長、休憩をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時07分）

~~~~~

再 開（10時09分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第45号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第45号

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会に国家公務員等一般職の勤勉手当の引上げが勧告されている。

また、令和4年10月7日の給与関係閣僚会議において「特別職の国家公務員についても一般職の趣旨に沿って取り扱うもの」として閣議決定している。そのため、村長、副村長及び教育長の期末手当について引上げる措置を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 (略) 2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額とする。

第2条 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第46号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月28日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与に関し、所要の改定をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に$\frac{100}{102.5}$を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に$\frac{100}{50}$を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に$\frac{100}{92.5}$を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に$\frac{100}{45}$を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第2（第6条関係）
行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300

別表第2（第6条関係）
行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300

18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>
18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>
19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>
20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>
21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>
22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>
23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>
24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>
25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>
26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>
27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>
28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>
29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>

41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200	402,300
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	326,500	365,900	382,300	404,400
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>223,500</u>	<u>273,100</u>	319,000	361,200	378,200	402,300
57	<u>223,800</u>	<u>274,000</u>	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>224,600</u>	<u>275,000</u>	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>225,400</u>	<u>275,900</u>	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>226,100</u>	<u>277,000</u>	324,100	364,200	380,600	403,500
61	<u>226,800</u>	<u>278,100</u>	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>227,800</u>	<u>279,100</u>	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>228,600</u>	<u>280,000</u>	326,500	365,900	382,300	404,400

64	<u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300	

87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		

110	299,900	348,900					
111	300,300	349,200					
112	300,600	349,500					
113	300,800	350,000					
114	301,000						
115	301,300						
116	301,700						
117	301,900						
118	302,100						
119	302,400						
120	302,700						
121	303,100						
122	303,300						
123	303,600						
124	303,900						
125	304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

110	299,900	348,900					
111	300,300	349,200					
112	300,600	349,500					
113	300,800	350,000					
114	301,000						
115	301,300						
116	301,700						
117	301,900						
118	302,100						
119	302,400						
120	302,700						
121	303,100						
122	303,300						
123	303,600						
124	303,900						
125	304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

第2条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第22条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（中城村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第47号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第6号)について御提案申し上げます。

議案第47号

令和4年度中城村一般会計補正予算(第6号)

令和4年度中城村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,520,358千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		200,284	4,568	204,852
	2 基金繰入金	194,704	4,568	199,272
歳入合計		10,515,790	4,568	10,520,358

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		101,516	86	101,602
	1 議会費	101,516	86	101,602
2 総務費		1,612,620	1,304	1,613,924
	1 総務管理費	1,336,943	1,211	1,338,154
	3 戸籍住民基本台帳費	109,445	93	109,538
3 民生費		4,128,714	673	4,129,387
	1 社会福祉費	1,560,473	671	1,561,144
	2 児童福祉費	2,568,241	2	2,568,243
4 衛生費		1,083,062	921	1,083,983
	1 保健衛生費	685,437	61	685,498
	2 清掃費	397,625	860	398,485
6 農林水産業費		219,782	74	219,856
	3 水産業費	11,523	74	11,597
8 土木費		528,866	702	529,568
	1 土木管理費	49,143	446	49,589
	5 下水道費	164,947	256	165,203
10 教育費		1,937,367	808	1,938,175
	2 小学校費	209,340	574	209,914
	5 社会教育費	317,292	127	317,419
	6 保健体育費	258,466	107	258,573
歳出合計		10,515,790	4,568	10,520,358

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありません

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

か。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは補正予算について質疑を行います。

今回のこの補正を見たら全てが職員給とか、勤勉手当とか、そういうものに振り分けられているんですけども、それについては先ほどあった人事院勧告の0.05分の上昇分に対してのその補正が出てきたのか。それとも違った観点からのものなのか、その点いかがですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

人事院勧告につきましては、議会議員、それから特別職につきましては、期末手当。一般職につきましては、給与改定がございました。さらに勤勉手当の改定がございます。今回の予算におきましては、給料が上がる分、予算が不足している分については、補正予算として計上しておりますけれども、現予算内で足りる分については補正を行っておりません。勤勉手当と期末手当、それから給与に関するものでございます。併せまして、給与が上がることによりまして、共済費等の上昇する部分がございます。そのための補正でございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第48号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第48号

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ503,023千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		164,947	256	165,203
	1 一般会計繰入金	164,947	256	165,203
歳入合計		502,767	256	503,023

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		364,259	256	364,515
	1 公共下水道費	364,259	256	364,515
歳出合計		502,767	256	503,023

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原

案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

閉 会 (10時29分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 比 嘉 護

中城村議会議員 桃 原 清

第11回 定例会

令和4年第11回中城村議会定例会会期日程表

開 会 令和4年12月5日

会 期 5 日間

閉 会 令和4年12月9日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	事 項
第1日	12月5日	月	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第49号における説明、質疑、委員会付託 議案第50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63号における説明、質疑、採決 委員会審議
第2日	12月6日	火	午前10時	本会議	一般質問（4人）
第3日	12月7日	水	午前10時	本会議	一般質問（4人）
第4日	12月8日	木	午前10時	本会議	一般質問（4人）
第5日	12月9日	金	午前10時	本会議	一般質問（2人） 委員長報告に対する質疑、討論、採決 閉会

令和4年第11回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和4年12月5日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和4年12月5日（午前10時00分）		
	散 会	令和4年12月5日（午後2時20分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	5 番	新 垣 貞 則	6 番	安 里 清 市
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	ま ち づ くり 推 進 課 長	金 城 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稲 嶺 盛 昌
	会 計 管 理 者	欠 席	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	欠 席	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第49号 中城村吉の浦こども園設置条例
第 6	議案第50号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 7	議案第51号 中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
第 8	議案第52号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例
第 9	議案第53号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例
第 10	議案第54号 中城村敬老祝金及び記念品支給条例の一部を改正する条例
第 11	議案第55号 中城村下水道条例等の一部を改正する等の条例
第 12	議案第56号 中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例
第 13	議案第57号 中城村立学校設置条例等の一部を改正する等の条例
第 14	議案第58号 中城村立幼稚園保育料条例を廃止する条例
第 15	議案第59号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第7号）
第 16	議案第60号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 17	議案第61号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第 18	議案第62号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 19	議案第63号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和4年第11回中城村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 新垣貞則議員及び6番 安里清市議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月5日から12月9日の5日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日12月5日から12月9日の5日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告の報告を行います。

諸般の報告について

令和4年9月28日より、令和4年12月4日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和4年10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会及び後期高齢者医療広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

3 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については3件受理し、12月1日の議会運営

委員会で協議した結果、『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付会を用いた負担軽減についての要望書』及び『带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成に関する陳情書』は総務常任委員会へ、『インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情書』並びに『有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情』については建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

4 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○10月5日(水)中部地区町村議会議長会定例総会が嘉手納町にて開催され、議長及び事務局長が参加しております。10月11日(火)の沖縄県町村議会議長会定例総会が自治会館にて開催され議長及び事務局長が参加しております。10月13日沖縄県町村議会議員・事務局職員の研修会が、パシフィックホテルで開催され研修会及び懇親会へ参加しております。11月25日(金)に中部地区町村議会議員事務局職員研修会及び懇親会が吉の浦会館で開催され各議員が参加しております。

県外・県内研修をはじめとする日程については別紙を参照いたします。

5 中部広域市町村圏事務組合議会について

○11月7日(月)及び1月25日(木)に中部広域市町村圏事務組合議会が開催され議長が出席しております。

6 中城村議会議員報告会について

○11月29日(火)に報告会における幹事会が開催され、令和5年2月2日(木)に吉の浦会館にて開催する事を決定しております。

7 その他

その他の日程等については別紙をご参照ください。

各会議等における資料については事務局で

閲覧してください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。

令和4年8月から令和4年10月までの村長及び教育長の主要事項等の日程につきましては、別添の資料を御覧いただきたいと思います。

今議会におきましては、3点を御報告いたします。

まず1点目に、マイナンバーカード交付等事業についてでございます。

政府は令和4年度中にマイナンバーカードが全国民に行き渡ることを目標に掲げております。そのため、本村におきましても体制を強化し、より多くの方にマイナンバーカードを取得してもらうよう取り組んでおります。令和2年度の交付件数は2,004件。令和3年度が2,523件であるのに対し、令和4年10月末現在での交付申請受付件数が3,441件で、これまでの累計交付件数は8,279件、交付率は36.94%となっており、体制強化の成果が表れてきております。これまでの取組としましては、大型商業施設への出張申請受付、県知事選挙並びに村議会議員選挙の期日前投票、投票日当日に申請受付を行っており、また高齢者世帯や保育所、小学校において出張申請受付を行っております。なお、本村職員のマイナンバーカードの取得率は常勤職員が99%、会計年度任用職員が80%となっており、県内でも上位の取得率となっております。

2点目に、令和4年度住民税所得割非課税世帯支援特別給付金事業についてでございます。電力、ガス、食品等価格高騰緊急支援として住民税均等割非課税世帯に対し、令和4年度子育て世帯臨時特別支援事業を実施する予定でございます。併せて、この住民税均等割非課税世帯を対象とした臨時特別支援給付金の対象となら

ない住民税所得割非課税世帯に対し、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、生活に困窮する方々に対する緊急の支援として給付金を支給したいと考えております。対象者は令和4年9月30日現在、住民登録のあるもので、令和4年度の住民税所得割が非課税となっている世帯でございます。給付額は1世帯当たり5万円、おおむね500世帯を見込んでおります。これまでの子育て世帯臨時特別給付金事業同様、直接村への申請ではなく、確認書の返信により給付するプッシュ型給付を予定しており、返信の受理後、おおむね3週間をめぐり指定口座へ振り込む予定でございます。

3点目に、次世代ユール支援給付金事業についてでございます。これまで新型コロナウイルス地方創生臨時交付金等を活用し、ゼロ歳から15歳までの支援を行ってまいりました。しかしながら、高校生、大学生等の次世代の本村を担う若者への支援は行われていませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格、物価高騰などにより生活に影響を受けている本村の未来を担う本村在住の16歳から22歳の次世代の若者を支援し、困難の中にあっても希望を持って生活や学業に励んでいただくための一助となれるよう支援金を支給したいと考えております。支給額は1人当たり2万5,000円、対象人数は1,810人を見込んでおります。事業費は4,673万6,000円を予定し、今議会におきまして、関連予算を補正予算として計上しており、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を財源としております。

以上、3点を行政報告といたします。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第49号 中城村吉の浦こども園設置条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第49号 中城村吉の浦
こども園設置条例について御提案申し上げます。

議案第49号

中城村吉の浦こども園設置条例

中城村吉の浦こども園設置条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

中城村吉の浦保育所の認定こども園移行に伴い、現行の中城村保育所設置及び管理条例を廃止し、新たに中城村吉の浦こども園設置条例を制定する必要がある。

中城村吉の浦こども園設置条例

（設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）第2条第6項の規定に基づく施設として、保育所型認定こども園（以下、「こども園」という。）を設置する。

（用語の意義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、認定こども園法、児童福祉法及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「支援法」という。）において使用する用語の例による。

（名称及び位置）

第3条 こども園の名称及び位置は下記のとおりとする。

中城村吉の浦こども園 中城村字当間847番地1

（開園時間）

第4条 こども園の開園時間は、規則で定める。

（入園の資格等）

第5条 こども園を利用することができる子どもは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前の子どもで、支援法第20条第1項に基づく教育・保育給付認定を受けた子ども

(2) 支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前の子どもで、支援法第20条第1項に基づく教育・保育給付認定を受けた子ども

(3) 支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前の子どもで、支援法第20条第1項に基づく教育・保育給付認定を受けた子ども

(入園承諾)

第6条 前条各号に規定する資格を有する者のうち、こども園に入園しようとする同条第1号から第3号までのいずれかに該当する者の保護者（以下、「保護者」という。）は、あらかじめ村長の承諾を受けなければならない。

2 村長は、前項の承諾（以下、「入園承諾」という。）をするときは、管理上必要な条件を付すことができる。

(入園承諾の取消し等)

第7条 村長は、入園承諾を受けた保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、入園承諾を取り消し、又は入園の停止を命じることができる。

(1) 第5条第1号から第3号までに規定する資格を有しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により入園承諾を受けたとき。

(3) その他村長がこども園に入園させることが不相当と認めたとき。

(保育料)

第8条 村長は、こども園に入園した児童の支給認定を受けた保護者（以下、「支給認定保護者」という。）又は扶養義務者から保育料を毎月徴収する。

2 前項の保育料は、支援法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第2号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額とし、規則で定める。

(給食費)

第9条 入園承諾を受けた保護者のうち、第5条第1号から第3号までに該当する者の保護者は、規則で定める額の給食費（こども園における食事の提供に要する費用をいう。以下、同じ。）を納付しなければならない。

(保育料及び給食費の減免又は徴収猶予)

第10条 村長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料及び給食費の減免又は徴収猶予をすることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

1 利用承諾その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(中城村保育所設置及び管理条例の廃止)

2 中城村保育所設置及び管理条例（昭和47年中城村条例第40号）は、廃止する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは中城村吉の浦こども園設置条例について、2点ほど伺います。

まずは補足説明の中で、資料の中で概要説明を受けましたけれども、その中に定員の記録を削除したというのがありまして、村の設置条例に関しましては、この第3条、第4条が変わっていますけれども、前は第3条の中に定員120名との記載があったんですけれども、今回、今言うように削除したというふうなことになっていますけれども、その削除した最大の理由を少しお聞きしたいというのが1点と。では、定員が定められないということは、毎年採用をする子供たちの定員というのがまばらというか、毎年毎年変わっていくものなのか、その2点ほど伺います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 定員については、お答えしますが、これまでの旧法では120名という定員を設けておりましたが、実際は159名を受入れている現状がありまして、定員を定めたとしても、やはりそういう断続的な運用で超過して受け入れるとか、そういうことがこれまでもあった経緯がありまして、今回は、定員を定めるというよりは保育教諭の確保であるとか、その辺も緩和しまして、あとは募集人数、希望人数も勘案しまして、ある程度、弾力的に入園できるように考えております。基本は75名定員を考えております。

もう一つの質問が毎年毎年というのは基本は75名前後を考えているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 先ほど課長からのお話

で、保育士の採用により、保育士に対して、子供が何名というのが定員があると思うんですよね。それも前回ちょっと説明の中で、補足の中で聞いておりますけれども、基本は75名というふうにありますよね。だからそれは記載できないものなのか。さっき言ったように旧法では120名に対して39名もオーバーして、受入をして、もしかしたら保育士の先生の採用とか、そういったものに負担があった。あるいは無理をしたかとか、そういう実情も踏まえての今回のこういう新しい条例をつくったのかもしれませんが、やはりまず保育士を優先に採用をするというお考えを持ちながら定員というのはやはり定めたほうがいいのか。口頭で基本75名ですよというふうになってはいますが、やはりこの定員が見えないとどうも条例的にどうなのかという思いがありましての質問なんです。担任の場合、先生が少ないから今回は50名しか、極端の話ですよ50名しか保育ができないとか、先生が多く入っちゃったから90名という、要するにその保育士の採用によって定員がまばらというか、定められていない状況になったりすると、今度は申し込む側から言うと、そのこども園に関しても、今年は先生方は何名採用するんですか。それに応じて何名定員を募集するんですかというふうな一定のラインが守られないのではないのかなというふうな思いがありまして、やはりそれは定めたほうが行政的にも、とにかくこの先生の人数を確保しようと。75名なら75名。100名なら100名ってうたったほうが条例的にも定められるのではないのかなと思いますけれども、その辺はどう考えますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えします。

ゼロ歳であるとか、1歳であるとか、年齢別に定員を定めますので、その範囲内で保育教諭の確保等をしていきますので、それで規則で定めていく計画になってはいますが、いま現在、規

則は作成はしているのですが、今細かい文言等を精査している段階です。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 そうですね、旧法で規則のほうもちょっと読み込んでみたんですけども、そこには定員というのはなかったような気がします。基本的には金額的なものが書かれていたような記憶があるんですけども、新しい条例を定めるわけですので、その定員あるいは募集される子供たちに不安というか、今年は何名なのとか、分かりづらいような条例を定めるのではなくて、先ほど言いましたように、規則なら規則でちゃんとしっかりとした定員等を定めてほしいというふうに思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは議案第49号について質疑をいたします。

まずは第6条のほうですね、その中の2のほう、村長は、前項の承諾をするときは、管理上必要な条件を付すことができる。というふうにありますけれども、この条件というのは大体どのようなことを想定していらっしゃるのかどうかですね、これ1点目と、今定員の削除ということであったんですけども、これを削除したということは定員を75名、1学年15名程度ということを知っていますけれども、それを75名とした場合には、それ以上に入園希望があった場合には、さらに緩和してそれは全て受入れていくということを考えていらっしゃるのかどうかですね。先ほど現在の定員は120名ということがあったんですけども、これは恐らく150名の間違いではないかなと思うのですが、その確認をお願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 この第6条の管理上必要な条件というこの条件に関しては、現在作成して、細かい精査をしている規則のほうで定める予定でございます。それから定員に関して

は元々の吉の浦保育所の定員は120名で保育所は建設されておりました。大ホール、皆さんが遊んだり、集まったりする大ホールを保育室として使うことで定員よりも多く受け入れていたという経緯がございます。元々120名です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 条例をつくる場合には、これ以前にも言ったと思うんですけども、やはりその内容をちょっと我々のほうにも規則をちょっと知らせていただいて、条例をつくるんだけれども、あとは全部規則でやりますと言われた場合に、その規則の内容が我々は一切分からないものですから、そのあたりはしっかり規則もできれば同時につけ加えて出してほしいなど。それが全然できないのであれば、ある程度の言われたこの概要説明、その中では示してほしいと一定程度は。そのように思っていますので、ぜひとも今回、次年度から認定こども園に村のほうに変わるといことですので、今、入園受付とかいろいろ入園される保護者の方々は一生涯懸命やられていると思うんですけども、その中で定員が75名あるいはそれ以上と言われた場合に、ほとんどその吉の浦認定こども園に入りたいという方もいっぱいいらっしゃると思いますので、そのあたりはしっかり説明責任を果たして弾力受入れもできます。あるいはこれ以上は保育の職員の方が足りないからというのは、私はこれはまた全然説明にならないと思いますので、やはり定員に合わせて保育所の職員は採用していかないといけないというふうに思っているんで、その点はしっかり審査し、そして厳正な対応をしていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。
新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは質疑いたします。

第7条の(3) その他村長がこども園に入園

させることが不相当と認めたときと書いてありますが、この不相当というのは具体的事例でどのようなことを想定されているのかをお答えください。

そして、第9条の給食費、規則で定める額の給食費を納付しなければならないとありますが、子育て支援の観点から給食費を法的に無償化、無料にすることも可能なのか。あるいはまた食育という意味では教育の一環という捉え方で就学前ではありますが、無償化するというのも可能なのかをお答えください。

そして、第11条の準備行為の2ですね、中城村保育所設置及び管理条例の廃止とありますが、これは保育所だけが捉えられていますが、幼稚園についても関連するものが出てくると思うんですけども、幼稚園関係で改廃するような条例が想定されているのはあるのかどうなのかをお答えください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 この第7条のその他村長がこども園に入園させることが不相当と認めたときという、この不相当と認めたという事例は私のほうでは残念ながら今のところ情報がありませんので、後で調べてみたいと思っております。

給食費に関しては、今のところは無償化ということは検討はしておりませんので、この条例と規則のとおり運用していきたいと考えております。

幼稚園に関しては、今後また出てくると思っておりますので、……。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（10時32分）

~~~~~

再開（10時32分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回の中城村の条例

の中に幼稚園に関する条例は載せておりません。この条例には……。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（10時32分）

~~~~~

再開（10時33分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回、12月補正においてですね、議案第57号と議案第58号において、公立幼稚園の廃園にかかる条例のほうの一部改正と廃止条例のほうを議案として提案しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それではもう一度質疑します。

不相当と認めた事項についてですが、第7条のほうですね、これは今後、例文等あるいはまた規則で定めることがあるのかどうなのか、具体的にやはり知らせたほうがいいと思いますので、ぜひ事例をお答えできるように準備していただきたいと思います。

それと給食費についても、今、小中学校の給食費の無料化というのは、あちらこちらで叫ばれてはいますので、やはりこども園についても検討していく時代に来ているのではないかなと私はずっと思っていますので、その辺をしっかりと精査して、検討していただければと思いますが、これは先ほど私が質疑したのは法的に載せなければならないものなのか、それとも地方自治体の単独で判断できる基準なのかを聞いたんですけども、お答えしていませんので、そのほうを答えていただければと思います。以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回の給食費に関しては条例ではなくて、規則で定めるということ

になりますので、現在、すぐお答えすることは
できないです。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 休憩……。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時36分）

~~~~~

再 開（10時37分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 この第9条の給食費  
については、法律に定められておりますので、  
条例のほうには定めるということにはなってい  
るのですが、今後、そういう将来、給食費の無  
償化とか、そういう話が出た場合は規則で定め  
るという……。政策的なことはまた別に定める  
ということになると思います。今のところは  
はっきりはお答えできません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今後は、規則でその  
辺は政治的判断がなされる場合に無償化も検討  
できるということで解釈したいと思います。

あとは不相当と認める事項の第7条のところ  
もぜひ事例をしっかりと示していただきたいと  
いうことを要望いたします。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第49号は、文教社会常任委員会に付託し  
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第49号は文教社会常任委員  
会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第50号 中城村職員の育児休  
業等に関する条例の一部を改正する条例を議題  
とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第50号 中城村職員の  
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
について御提案申し上げます。

#### 議案第50号

#### 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、育児休業の取

得回数制限の緩和に係る規定の整備を行うとともに、国家公務員の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等について、人事院規則の改正に伴い、地方公務員についても地方公務員法の趣旨に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められることから、本村条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下、「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <hr/> <hr/> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4</u></p> <hr/> <hr/> <p><u>の規定に該当する場合にあっては、2歳</u>に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下、「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条にお</u></p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）<br/>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定</p> | <p><u>いて「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p><u>ウ  その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）<br/>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

次に

掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方

める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

当該子の1

歳6か月到達日

等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ （略）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする\_\_\_\_\_育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする\_\_\_\_\_地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ （略）



(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

---

---

---

---

---

---

---

---

次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号

のいずれにも該当するとき

---

---

---

---

---

---

---

---

とする。

- (1) (略)
- (2) (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条\_\_\_\_\_の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの\_\_\_\_\_が、当該任期を\_\_\_\_\_更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の\_\_\_\_\_日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日\_\_\_\_\_の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p> | <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩 (10時41分)

~~~~~

再 開 (10時43分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております。

す議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号 中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案

のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第51号 中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について御提案申し上げます。

議案第51号

中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60年に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の規定を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(中城村職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 中城村職員の定年等に関する条例(昭和59年中城村条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p>第1章 <u>総則</u> (第1条)</p> <p>第2章 <u>定年制度</u> (第2条-5条)</p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制</u> (第6条-第11条)</p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制</u> (第12条・第13条)</p> <p>第5章 <u>雑則</u> (第14条)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 <u>定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職する</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号_____)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職する</p>

こととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その 職員に係る定年退職の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職員が高度の知識、技能又は経験を必要とするものため、その職員の退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延期された期限が到来する場合において、前項の事由 _____ が引き続き存すると認め

こととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、同条の規定に関わらず当該職員に係る定年退職の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び事項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて引き続き勤務させることについて村長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことのできる。

(1) 当該職員が高度の知識、技能又は経験を必要とするものため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延期された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きある _____ と認め

<p>めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で</u>期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、中城村職員の給与に関する条例（昭和59年条令第13号）第10条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。</u> (管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第7条 <u>法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつ</u></p>	<p>めるときは、<u>1年を超えない範囲内で</u>期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日</u> <u>の翌日から起算して3年を超えない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 (略)</p>
--	---

ては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるものほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適正を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日まで

の間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2. 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、村長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当

附 則

<p>該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該職員に年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に對し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	
--	--

(中城村職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員 の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p>

<p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u></p> <p>第7条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間、休暇等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p><u>(再任用職員の号給)</u></p> <p>第7条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の号給は、一般職の給料表の再任用職員の欄に掲げる号給のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>
<p><u>(通勤手当)</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期</p>	<p><u>(再任用短時間勤務職員の号給)</u></p> <p>第7条の3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の号給は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による号給に、勤務時間、休暇等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(通勤手当)</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期</p>

<p>間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 定年前任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間、休暇等条例第3条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と勤務時間、休暇等条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対し</p>	<p>間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間、休暇等条例第3条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と勤務時間、休暇等条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対し</p>
--	--

<p>て、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間、休暇等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 （略） （期末手当） 第21条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の区分に応じて、次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）</p> <p>3 <u>再任用職員</u> に対する前項の規定の適用について</p>	<p>て、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間、休暇等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 （略） （期末手当） 第21条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の区分に応じて、次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用について</p>
--	---

<p>は、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6カ月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員（第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、<u>当該職員</u>に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>は、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6カ月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員（第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、<u>その者</u>に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>は、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6カ月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員（第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、<u>当該職員</u>に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>は、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6カ月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、又は死亡した職員（第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、<u>その者</u>に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外) 第23条の2 第7条第2項から第9項まで、第11条から第13条までの規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則 1～8 (略)</p> <p>9. <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、<u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日</u> (附則第11項において「特定日」という。)以後、<u>当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額</u> (当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>10. <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> (1) <u>臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</u> (2) <u>中城村職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間</u> (同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する条例で定める職を占める職員 (3) <u>中城村職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員</u> (同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</p> <p>11. <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日</u> (以下この項及び附則第13</p>	<p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外) 第23条の2 第11条から第13条までの規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則 1～8 (略)</p>
---	--

項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当

該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2 (第6条関係)

行政職給料表

職員の区分	行政職給料表						
	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (第6条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	行政職給料表					
	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
定年前再任用短時間勤務職員 基準給料 月額 187,700	基準給料 月額 215,200	基準給料 月額 255,200	基準給料 月額 274,600	基準給料 月額 289,700	基準給料 月額 315,100		
	備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。						備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

(中城村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)
 第3条 中城村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和47年中城村条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年中城村条例第12号)第15条第2項から第4項までに規定する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、そ	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年中城村条例第12号)第15条第2項から第4項までに規定する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

	<p>の減ずる額が現に受ける給料の月額10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>
--	---

(中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年中城村条例第7号)の一部を次のように改正する。

	改正後		改正前
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき</p>

<p>7 時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上）の週休日（<u>再任用短時間勤務職員</u>）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>）にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（<u>再任用短時間勤務職員</u>）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間</p>	<p>7 時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>）にあつては8日以上）の週休日（<u>再任用短時間勤務職員</u>）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等）にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>）にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（<u>再任用短時間勤務職員</u>）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号から第3号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間</p>
---	--

<p>勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>勤務職員等、再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
---	---

(中城村職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第9条第2号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長さ</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p>

<p><u>れた管理監督職を占める職員</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

(中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年中城村条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

(中城村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例一部改正)

第7条 中城村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年中城村条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>中城村職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 中城村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成29年中城村条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 中城村職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) (略)</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) (略)</u></p>

(中城村職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 中城村職員の再任用に関する条例(平成21年中城村条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(中城村職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの第1条の規定による改正前の中城村職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の中城村職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、村長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。(以下「令和3年改正法」という。))附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める組合における同項各号に掲げる者の

うち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附

則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職

(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(中城村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の中城村職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される中城村職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される中城村職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び中城村職員の定年

等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年中城村条例第24号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第23条の2の規定は、暫定再任用職員について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

（中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は第4条の規定による改正後の中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間等条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間等条例の規定を適用する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時46分）

~~~~~

再開（10時49分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは第51号について質疑をいたします。

条例案の概要説明の中で、3の定年引上げ等の概要ということであるんですけども、その中のア、イということであるんですけども、イのほうですね、定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお、定年年齢を65歳に段階的に引上げる間は現行と同様に再任用できる制度を段階的に設置するための規定を整備するということがあるんですけども、そのほうの説明をお願いしたいんですけども、よろしいですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

60歳に到達した後に本来、定年年齢は次年度から61歳のほうに引上げになります。60歳から

61歳の間を暫定的な再任用短時間勤務職員というふうなことの制度を設けております。現行の再任用職員と同じような取扱いになります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 では、これは国が示した65歳定年というのは、段階的に引上げるということなんですけれども、それは現行の職種のまま、あるいは先ほど言った管理職は降りてもらおうと。そして給料も7割程度に引下げるといふようなところで、これは国も一緒の制度ということと考えてよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

国の職員の場合は、国家公務員の一般職に関する法律というふうなことがございます。そのほか、国の職員以外は地方公務員法に基づくものですので、それは国がそういう法律を改正したときに地方公務員法におきましても、国に準ずるといふようなところもございますので、同じような改正になるというふうなことで考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 はい、分かりました。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております



す議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号 中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号 中城村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第52号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第52号

#### 中城村印鑑条例の一部を改正する条例

中城村印鑑条例（昭和51年中城村条例第7号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機（マルチコピー機）から取得できることに伴い、中城村印鑑条例の一部を改正する必要がある。

中城村印鑑条例の一部を改正する条例

中城村印鑑条例（昭和51年中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定に関わらず、印鑑の登録を受けている者であって個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の交付を受けている者が、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）、その他必要な事項を入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> | <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> |

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第52号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号 中城村手数料徴収条

例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第53号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第53号

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

令和5年4月1日より、住民票及び戸籍の附票の写し等の証明書について、コンビニエンスストアでの多機能端末機による交付が開始される事から、コンビニ交付の利用並びにマイナンバーカードの普及促進を図るため、2年間の交付手数料の引き下げを実施する。

また、諸税及び公課に関する証明等の窓口発行手数料を近隣市町村との整合性を図るため改正を行う。

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                             | 改正前                                |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| (免除)<br>第6条 (略)<br>2 (略)<br>3 第1項及び前項の規定は、 <u>多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端</u> | (免除)<br>第6条 (略)<br>2 (略)<br>—<br>— |

末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の発行機能を有するものをいう。)による申請については、適用しない。

別表（第2条関係）

| 区分     | 手数料の名称              | 手数料の額 |        |
|--------|---------------------|-------|--------|
| (略)    |                     |       |        |
| 住民基本台帳 | 住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料 | 1件につき | 300円   |
|        | (略)                 |       |        |
| 印鑑     | 印鑑登録証明書手数料          | 1件につき | 300円   |
|        | (略)                 |       |        |
| (略)    |                     |       |        |
| 税      | (略)                 |       |        |
|        | 住宅用家屋証明手数料          | 1件につき | 1,300円 |
|        | 諸税及び公課に関する証明手数料     | 1件につき | 300円   |
|        | 資産に関する証明手数料         | 1件につき | 300円   |
|        | 営業に関する証明手数料         | 1件につき | 300円   |
|        | (略)                 |       |        |
| (略)    |                     |       |        |

別表（第2条関係）

| 区分     | 手数料の名称               | 手数料の額 |        |
|--------|----------------------|-------|--------|
| (略)    |                      |       |        |
| 住民基本台帳 | 住民票及び戸籍__附票の写しの交付手数料 | 1件につき | 300円   |
|        | (略)                  |       |        |
| 印鑑     | 印鑑に関する証明書手数料         | 1件につき | 300円   |
|        | (略)                  |       |        |
| (略)    |                      |       |        |
| 税      | (略)                  |       |        |
|        | 住宅用家屋証明_____         | 1件につき | 1,300円 |
|        | 諸税及び公課に関する証明_____    | 1件につき | 200円   |
|        | 資産に関する証明_____        | 1件につき | 200円   |
|        | 営業に関する証明_____        | 1件につき | 200円   |
|        | (略)                  |       |        |
| (略)    |                      |       |        |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 別表に規定する手数料のうち、次の各号に掲げる手数料については、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の発行機能を有するものをいう。）による交付に限り、令和7年3月31日までの間、1件200円とする。

(1) 住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料

(2) 印鑑登録証明書手数料

(3) 諸税及び公課に関する証明手数料

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは議案第53号について質疑いたします。

提案理由の中にですね、窓口発行手数料を近隣市町村との整合性を図るために改正を行うというふうにあるんですけども、それについては近隣市町村の手数料一覧表を添付して、我々が理解しやすいように、これはやるべきだと思うんですけども、近隣市町村もどの程度、今手数料がかかっているのか、その辺りの整合性というんですけども、我々はその整合性が今全然判断できないものですから、それはしっかり概要説明とか、そういうところでほかの市町村はこれぐらいですよというような説明してもらわないとそれが全然今、ほかのところはどれぐらいなのか分からない、それでそれを整合性をもって改めると、これは一旦100円上げることですので、その辺りの説明はいかなものでしょうか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 大湾朝也。

○税務課長 大湾朝也 それではお答えいたします。

ただいま大城議員からございました手数料につきましては、税務課に関する所得証明書関連の手数料でございます。住民生活課における住民票等については、今年の4月に改正が行われております。そのときに各市町村の状況はお伝えをして、説明をしていたんですけども、今回、税に関する部分の資料の説明ができなくて大変申し訳ございません。これから作成して提

供したいと思います。状況としましては、中部地区市町村の基本的な税証明の手数料につきましては9市町村の中で300円としたものが5市町村。200円としたものが4市町村となっております。また、県内の税証明の手数料については、1件当たり300円としたものが21市町村、全県で41市町村あります。250円としたものが2市町村、200円としたものが18市町村となっておりますので、中部地区の300円の割合を見てみると56%。県内の市町村手数料の割合、300円の割合が51%、半数を超えておりますので、整合性を合わせるために今回300円の改正。または住民生活課の住民票等と同じようにするための改正ということで、300円に引き上げております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 一定程度の各市町村の単価、それが示されたんですけども、その中で51%とか56%とか、これが整合性を持つてというのは、私、甚だちょっと疑問に思うんですけども、半数を超えているからというところで、引上げるというところはちょっと望ましくないのかなと。今、世の中の環境を見ても、物の物価も相当上がってきているし、それに付随して、この役所での手数料も引上げるということになるのであれば、さらに村民に負担を与えてしまうと、100円たりともそれは一概に言えるものではなくて、しっかり70%、80%がその状況ですと言われたら我々は納得するんですけども、半数と言われても、ほぼ半数は200円でとめ置かれているということを考えるときにはちょっと疑問が残る条例の配慮だなというふうに思っているんで、そういうところをしっかりとまた精査して、先ほど言った説明を果たして近隣市町村のしっかりとした単価を添付して、

これからの説明は行っていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第53号 中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (11時03分)

~~~~~

再 開 (11時16分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第10 議案第54号 中城村敬老祝金及び記念品支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第54号 中城村敬老祝金及び記念品支給条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第54号

中城村敬老祝金及び記念品支給条例の一部を改正する条例

中城村敬老祝金及び記念品支給条例（平成17年中城村条例第9号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

近年の物価高騰に伴う影響により、祝金等の額の見直しを行ったので、中城村敬老祝金及び記念品支給条例の一部を改正する必要がある。

中城村敬老祝金及び記念品支給条例の一部を改正する条例

中城村敬老祝金及び記念品支給条例（平成17年中城村条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表1（第3条関係）		別表1（第3条関係）	
年齢等の区分	祝金等の額	年齢等の区分	祝金等の額
トーカーの者	8,000円以内の記念品	トーカーの者	5,000円以内の記念品
カジマヤーの者	30,000円以内の祝金及び記念品	カジマヤーの者	25,000円以内の祝金及び記念品
当該年度において満100歳の者	30,000円の祝金	当該年度において満100歳の者	30,000円の祝金

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは議案第54号について質疑いたします。

まずは今回提案の内容を読ませていただきました。提案理由の中に物価高騰に伴う影響ということで、これに関してはよい提案だなと思ったんですけども、中身を見て少し残念なのは、なぜ100歳の祝い金が改正されていないのかというのにちょっと驚きであります。まずは1点聞きたいのが、88歳（トーカー）、それから97歳、100歳、これは前年度対象でよろしいですけども、何名の方がいたのか。今回、トーカーとカジマヤーの方に関しては、その高騰分といたしますか、もしかしたら中城村が思いやる長寿者に対しての思いやりの気持ちの入った祝い、改正なのかなと、しかし、残念なのは本当に一世紀本当に頑張っていた100歳の方に関

しては、祝い金が直されていない。なぜ100歳の方は触っていないのか、2点ほどお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えいたします。

まず今回の改正につきましては、記念品の調達において、物価高騰の影響がかなり大きいという状況がございます、まずは記念品の額を現状の運用がちゃんとできるように改正しなければならないというのがまず1点でございます。祝い金につきましては、近隣市町村、県内等もいろいろ調査した上で、基本今支給している額は近隣と比べても妥当な額だというふうな判断をしまして、今回は記念品の額、記念品の調達がちゃんとできるようにということで、その分の改正ということになっております。

すみません、人数につきましては、今詳細な資料を忘れてしまっていますので、お答えができませんが、後でまた提供したいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ちょっと課長、提案理由の中に、物価高騰を伴う祝い金の額と書いて

いますよね、まず祝い金の額の見直しを行ったとなっているわけです。抜粋して、記念品というその部分だけスポットが当たっていないわけですね。それを私はちょっと危惧したというか、そうであれば記念品というふうに打っていただいて、祝い金はその後も直していただけるのかなと思ったから質疑したんですけれども、それと今言うように近隣市町村とその整合性を合わせた。先ほども近隣市町村とのお話がありましたけれども、これは近隣市町村ではなくて、これは中城村独自の予算を本当にこれまで中城村という、この護佐丸公の下の本当に平和な村づくりを一世紀も頑張ってきた皆さんに、私は今涙が出ていますよ。それで本当に思うんですけれども、今回、この分に関して、ちょっと残念なのは記念品であれば記念品の分だけ、見直しということで、もしこれが可能であれば祝い金も今後でいいです見直しをいただいて、100歳以上の方にはもっと手厚い祝い金を出せるように、その予算が多分年間100歳の方が10名も100名もいると思っていないし、その予算で村の財政が崩れることもないと思うし、やはりその100歳以上、それとこれまで本当に頑張ってきた高齢者の方に心気持ちいい祝い金、景品は景品で高騰すれば高騰した分だけ上げていいと思っています。祝い金を何とか捻出できるようにお願いいたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは議案第54号について質疑いたします。

これは改正前、改正後でトーチのものということであるんですけれども、先ほどあった近年の物価高騰に伴う影響によりということがあるんですけれども、この影響というのは例えばトーチのものが5,000円以内の記念品が8,000円以内の記念品に変わっているんですけれども、これは例えば原材料が高くなって、5,000円で

つくられていたものが8,000円でしかつけれないということなのか。あるいは私が思うのは、この上がった分を今、トーチの人たちも記念品はもらっただけけれども、現金支給がないというような話も大分聞こえるものですから、例えば5,000円の記念品をつくっていただいて、残り3,000円は現金であげるとか、そういうような発想がなかったのかどうかですね。もう1点は、附則のほうで、これは令和4年4月1日適用とあるんですけれども、これは遡っての適用を行っているのかどうかですね、その2件をお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えいたします。

まずはトーチの記念品5,000円以内ということではあるんですが、今、調達しているものに関しては、商品代として5,000円を何とか今頑張らせていただいております。しかし、名入れ代とか包装代とか、そういったもの。調達の5,000円もなかなか厳しいということで、事業所のほうからも今お話をいただいているものですから、トータル的に今6,000円ほどかかっております。その部分でやはり5,000円とうたっているものが6,000円の実際の調達がかかっているわけですから、その分は遡及する必要があると。また、カジマヤーの部分に関しても、去年までは1万5,000円で税も込みでやっていたんですけれども、やはりもう今回厳しいということで、税込みで1万7,000円のちょっとお話が出てきたものですから、その部分できちんと調達できるように余力を持った形でやっております。今後、特にトーチのものに関しては商品の見直し等が今後発生したときに、余力を持って8,000円以内の形で調達できるような考えで、その8,000円という形で今回、設定はさせていただいております。以上です。すみません、附則の部分は今年度どうしても調達する商品の額が条例の額を超えておりますので、今年

度適用のために4月1日に遡及するという形で提案させていただいております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私もこの条例自体、物価高騰とか、いろいろ年配の方々を慰労するということについては、大賛成でありますので、ぜひ今ほしいのは皆さん、盾がほしいんですけども、やはり現金も幾らかはほしいなということもありますので、その辺りは次回でもしっかり協議していただいて、できるのであれば半分ぐらいは現金で、盾は食べられないよという年配の方もいるものですから、しっかりとまた庁内で協議して、できれば現金というのも考慮していただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号 中城村敬老祝金及び記念品支給条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第54号 中城村敬老祝金及び記念品支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号 中城村下水道条例等の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第55号 中城村下水道条例等の一部を改正する等の条例について御提案申し上げます。

議案第55号

中城村下水道条例等の一部を改正する等の条例

中城村公共下水道事業の公営企業会計移行に伴い中城村下水道条例等を一部改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年 1月25日付け総財公第9号総務大臣通知）をうけて、中城村公共下水道事業においては令和5年4月に公営企業会計移行に伴い、中城村下水道条例等を改正する必要があるため。

中城村下水道条例等の一部を改正する等の条例

(中城村下水道条例の一部改正)

第1条 中城村下水道条例(平成14年中城村条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 使用月 下水道使用料徴収をするため、便宜上区分されたおおむね1ヶ月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う村長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)が定める。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第5条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「<u>新設等</u>」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>管理者</u>が定めるところによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の排水能力のあるものとする。た</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 使用月 下水道使用料徴収をするため、便宜上区分されたおおむね1ヶ月の期間をいい、その始期及び終期は、<u>規則</u>で</p> <hr/> <p>_____定める。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第5条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「<u>新設等</u>」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則</u>に定めるところによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、<u>村長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の排水能力のあるものとする。た</p>

だし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(4) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響をおよぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

3 管理者は前2項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者に対して当該工事の中止を命じ、第1項又は第2項の申請書及び関係

だし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(4) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、村長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、村長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て同項の規定による村長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響をおよぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を村長に届け出ることをもって足りる。

3 村長は前2項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者に対して当該工事の中止を命じ、第1項又は第2項の申請書及び関係

書類を提出させるものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事は、上下水道事業管理規程で定めるところにより管理者が指定した排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

2 前項の指定工事店に関する必要な事項は管理者が定める。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設を行った者に対し、管理者が定める検査済証及び章標を交付するものとする。

(排水設備等の管理義務)

第9条 使用者は、排水設備等がその機能を発揮するような充分なる注意をもって管理し、破損その他異常があると認めるときは、直ちに管理者に通報するとともに修繕、その他必要な処置をしなければならない。

2 前項のほか、管理者がその必要を認めるときは、修繕、その他の処置をとることができる。

3 (略)

(代理人の選定とその義務)

第10条 義務者が村内に居住しないとき、又は管理者が必要であると認めるときは、村内に居住する者を代理人に定め、管理者に届け出なければならない。代理人が変わったときも同様とする。

2 (略)

書類を提出させるものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事は、規則で定めるところにより村長が指定した排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

2 前項の指定工事店に関する必要な事項は規則で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事完了した日から5日以内にその旨を村長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、村長の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設を行った者に対し、規則で定める検査済証及び章標を交付するものとする。

(排水設備等の管理義務)

第9条 使用者は、排水設備等がその機能を発揮するような充分なる注意をもって管理し、破損その他異常があると認めるときは、直ちに村長に通報するとともに修繕、その他必要な処置をしなければならない。

2 前項のほか、村長がその必要を認めるときは、修繕、その他の処置をとることができる。

3 (略)

(代理人の選定とその義務)

第10条 義務者が村内に居住しないとき、又は村長が必要であると認めるときは、村内に居住する者を代理人に定め、村長に届け出なければならない。代理人が変わったときも同様とする。

2 (略)

<p>(総代理人の選定とその義務)</p> <p>第11条 排水設備を共同使用するときは、その所有者、代理人又は使用者等のうちから総代理人を選定し、<u>管理者</u>に届け出なければならない。総代理人の変わったときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第12条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は<u>管理者</u>が定めるところにより遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水質管理責任者の選任及び届出)</p> <p>第17条 除害施設又は特定施設を設置した者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第18条 除害施設の設置等(増設又は改築も含む。)を行おうとする者は、<u>管理者</u>が定めるところにより、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(氏名等の変更の届出)</p> <p>第19条 除害施設の設置者は、氏名、名称、住所又は所在地を変更した場合(法第12条の7の規定による氏名の変更等の届け出をした場合を除く。)は、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第20条 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設</p>	<p>(総代理人の選定とその義務)</p> <p>第11条 排水設備を共同使用するときは、その所有者、代理人又は使用者等のうちから総代理人を選定し、<u>村長</u>に届け出なければならない。総代理人の変わったときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第12条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は<u>規則</u>で定めるところにより遅滞なくその旨を<u>村長</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水質管理責任者の選任及び届出)</p> <p>第17条 除害施設又は特定施設を設置した者は、<u>規則</u>で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を<u>村長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(除害施設の設置等の届出)</p> <p>第18条 除害施設の設置等(増設又は改築も含む。)を行おうとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめその旨を<u>村長</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(氏名等の変更の届出)</p> <p>第19条 除害施設の設置者は、氏名、名称、住所又は所在地を変更した場合(法第12条の7の規定による氏名の変更等の届け出をした場合を除く。)は、遅滞なくその旨を<u>村長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第20条 <u>村長</u>は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設</p>
--	---

置者若しくは使用者に対し、期限を定めて排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。又当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

(排出汚水量の認定)

第24条 排出汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様その他の事情を考慮して管理者が認定する。

2 (略)

3 管理者は、第1項第2号の使用水量を認定するため必要があると認めるときは適当な場所に計測のための装置を設置させることができる。

(特殊営業に係る汚水排出量の認定等)

第25条 製氷業その他の営業で、現に使用する水量が排出汚水量と著しく異なるときは、その使用者は、管理者の定めるところにより毎使用月の排出汚水量を記載した申告書を提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申告書の内容を審査して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 (略)

(一時使用)

第26条 工事その他の理由により一時的に公共下水道を使用する場合において、必要と認めるときは、管理者は概算の使用料を前納させることができる。

(資料の提出)

第27条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料を求めることができる。

置者若しくは使用者に対し、期限を定めて排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。又当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

(排出汚水量の認定)

第24条 排出汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 水道以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様その他の事情を考慮して村長が認定する。

2 (略)

3 村長は、第1項第2号の使用水量を認定するため必要があると認めるときは適当な場所に計測のための装置を設置させることができる。

(特殊営業に係る汚水排出量の認定等)

第25条 製氷業その他の営業で、現に使用する水量が排出汚水量と著しく異なるときは、その使用者は、村長の定めるところにより毎使用月の排出汚水量を記載した申告書を提出しなければならない。

2 村長は、前項の申告書の内容を審査して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 (略)

(一時使用)

第26条 工事その他の理由により一時的に公共下水道を使用する場合において、必要と認めるときは、村長は概算の使用料を前納させることができる。

(資料の提出)

第27条 村長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料を求めることができる。

<p>(行為の許可等)</p> <p>第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>管理者</u>が定めるところにより申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「<u>占用物件</u>」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は<u>占用許可</u>願いを提出して、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、<u>管理者</u>が定めるところにより申請書を<u>管理者</u>に提出して許可を受けなければならない。事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(占用料)</p> <p>第31条 <u>管理者</u>は、<u>占用の許可</u>を受けた者(以下「<u>占用者</u>」という。)から<u>占用料</u>を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(占用許可の期間)</p> <p>第32条 <u>占用許可</u>の期間は5年以内とし、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第33条 <u>占用者</u>は、<u>占用許可</u>による<u>占用物件</u>を設けることができる期間が満了したとき、又はその目的を廃止したときは、当該<u>占用物件</u>を撤去し、公共下水道を原状に回復し、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。ただし、原状回復することが不適當であると<u>管理者</u>が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第35条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に定める使用料又は<u>占用料</u>を減免することができる。</p>	<p>(行為の許可等)</p> <p>第28条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、<u>村長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第30条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「<u>占用物件</u>」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は<u>占用許可</u>願いを提出して、<u>村長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより申請書を<u>村長</u>に提出して許可を受けなければならない。事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(占用料)</p> <p>第31条 <u>村長</u>は、<u>占用の許可</u>を受けた者(以下「<u>占用者</u>」という。)から<u>占用料</u>を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(占用許可の期間)</p> <p>第32条 <u>占用許可</u>の期間は5年以内とし、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第33条 <u>占用者</u>は、<u>占用許可</u>による<u>占用物件</u>を設けることができる期間が満了したとき、又はその目的を廃止したときは、当該<u>占用物件</u>を撤去し、公共下水道を原状に回復し、その旨を<u>村長</u>に届け出なければならない。ただし、原状回復することが不適當であると<u>村長</u>が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第35条 <u>村長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に定める使用料又は<u>占用料</u>を減免することができる。</p>
---	---

<p>(委任)</p> <p>第36条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第36条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
--	---

(中城村課設置条例の一部改正)

第2条 中城村課設置条例（平成17年中城村条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 上下水道課</p> <p>ア <u>汚水処理施設</u>に関すること。</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 上下水道課</p> <p>ア <u>下水道</u>に関すること。</p>

(中城村情報公開条例の一部改正)

第3条 中城村情報公開条例（平成14年中城村条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 村長（<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う村長</u>を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会をいう。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 村長（<u>水道事業管理者の権限を行う村長</u>を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会をいう。</p> <p>(2) (略)</p>

(中城村個人情報保護条例の一部改正)

第4条 中城村個人情報保護条例（平成15年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 村長（<u>水道事業及び下水道事</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 村長（<u>水道事業管理者の権限</u></p>

業の管理者の権限を行う村長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 (2)～(6) (略)	を行う村長 _____ を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 (2)～(6) (略)
--	---

(中城村排水設備の設置等資金の融資に関する条例の一部改正)

第5条 中城村排水設備の設置等資金の融資に関する条例(平成14年中城村条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(融資の対象)</p> <p>第3条 資金の融資の対象者は、既設家屋の水洗便所への改造等を行おうとする者で<u>水道事業及び下水道事業の権限を行う村長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)定めるものとする。</p> <p>2 資金の融資及び対象工事は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p>(融資金額)</p> <p>第4条 資金の融資は、一家屋一設備とし、その金額は30万円以内とする。ただし、地勢上又は公共下水道との関係、又は共同住宅等で、融資限度額の範囲内で工事を施工することが困難であると特に<u>管理者</u>が認めたときは、当該限度額を超えて60万円までは融資することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について、必要な事項は<u>管理者</u>が定める。</p>	<p>(融資の対象)</p> <p>第3条 資金の融資の対象者は、既設家屋の水洗便所への改造等を行おうとする者で<u>規則</u>で _____ 定めるものとする。</p> <p>2 資金の融資及び対象工事は、<u>規則</u>で 定める。</p> <p>(融資金額)</p> <p>第4条 資金の融資は、一家屋一設備とし、その金額は30万円以内とする。ただし、地勢上又は公共下水道との関係、又は共同住宅等で、融資限度額の範囲内で工事を施工することが困難であると特に<u>村長</u>が認めたときは、当該限度額を超えて60万円までは融資することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について、必要な事項は<u>規則</u>で 定める。</p>

(中城村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正)

第6条 中城村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例(平成25年中城村条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第3条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の基準は、次のとおりと</p>	<p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第3条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の基準は、次のとおりと</p>

<p>する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を持つ村長（以下「管理者」という。）</u>定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>管理者が定める</u>措置を講じるものとする。</p> <p>(6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>管理者が定める</u>数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則で</u>定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規則で</u>定める措置を講じるものとする。</p> <p>(6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規則で</u>定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p>
---	--

（中城村水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第7条 中城村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>中城村<u>上下水道事業</u>の設置等に関する条例（組織）</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う村長</u>（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため上下水道課を置く。</p>	<p>中城村<u>水道事業</u>の設置等に関する条例（組織）</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、<u>水道事業の管理者</u>（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため上下水道課を置く。</p>

(中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和59年中城村条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、<u>上下水道職員</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>上下水道職員</u>で常時勤務を要するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第5条 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員(<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う村長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。))が指定する者を除く。)に支給する。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される<u>上下水道職員</u>の給与は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、<u>企業職員</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 <u>企業職員</u>で常時勤務を要するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第5条 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員(<u>管理者の職務を行う村長</u>「以下<u>管理者</u>という。」)が指定する者を除く。)に支給する。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される<u>企業職員</u>の給与は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給する。</p>

(中城村水道事業給水条例の一部改正)

第9条 中城村水道事業給水条例(平成10年中城村条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う村長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)の施設した配水管から分岐し</p>	<p>(給水装置の定義)</p> <p>第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、<u>村長</u>の施設した配水管から分岐し</p>

<p>て設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第7条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、<u>管理者</u> _____の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>て設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第7条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、<u>管理者の職務を行う村長(以下「管理者」という。)</u>の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
--	---

(中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部改正)

第10条 中城村水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例(平成25年中城村条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う村長</u>が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>村長</u> _____が定める。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時28分)

~~~~~

再 開 (11時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号 中城村下水道条例等の

一部を改正する等の条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号 中城村下水道条例等の一部を改正する等の条例は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第56号 中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第56号 中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第56号

#### 中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例

中城村公共下水道事業の公営企業会計移行に伴い中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知）をうけて、中城村公共下水道事業においては令和5年4月に公営企業会計移行に伴い、中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する必要があるため。

#### 中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例

(中城村公共下水道事業特別会計条例の廃止)

第1条 中城村公共下水道事業特別会計条例（平成9年中城村条例第6号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号 中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号 中城村公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第57号 中城村立学校設置条例等の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第57号 中城村立学校設置条例等の一部を改正する等の条例について御提案申し上げます。

#### 議案第57号

#### 中城村立学校設置条例等の一部を改正する等の条例

中城村立幼稚園の廃園に伴い、中城村立学校設置条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

令和4年度末の在園児の卒園をもって中城村立幼稚園（中城幼稚園、津覇幼稚園）の運営を終了するため、中城村立学校設置条例等の一部を改正する必要がある。

#### 中城村立学校設置条例等の一部を改正する等の条例

(中城村立学校設置条例の一部改正)

第1条 中城村立学校設置条例（昭和47年中城村条例第40号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                          | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |        |    |                  |                          |                  |                         |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|------------------|--------------------------|------------------|-------------------------|
| <p>第4条 削除</p> <p>別表第3 削除</p> | <p>(幼稚園の名称及び位置)</p> <p>第4条 幼稚園の名称及び位置は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">幼稚園の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中城村立中城幼稚園</u></td> <td style="text-align: center;">中城村字屋宜240番<br/><u>地の1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中城村立津覇幼稚園</u></td> <td style="text-align: center;">中城村字津覇1182番<br/><u>地</u></td> </tr> </tbody> </table> | 幼稚園の名称 | 位置 | <u>中城村立中城幼稚園</u> | 中城村字屋宜240番<br><u>地の1</u> | <u>中城村立津覇幼稚園</u> | 中城村字津覇1182番<br><u>地</u> |
| 幼稚園の名称                       | 位置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |    |                  |                          |                  |                         |
| <u>中城村立中城幼稚園</u>             | 中城村字屋宜240番<br><u>地の1</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |    |                  |                          |                  |                         |
| <u>中城村立津覇幼稚園</u>             | 中城村字津覇1182番<br><u>地</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |    |                  |                          |                  |                         |

(中城村課設置条例の一部改正)

第2条 中城村課設置条例(平成17年中城村条例第5号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                        | 改正前                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) こども課</p> <p>ア 予防接種に関すること。</p> <p>イ 子育て支援に関すること。</p> <p>ウ 母子保健に関すること。</p> <p>エ 保育に関すること。</p> <p>オ _____</p> <p>(8)～(10) (略)</p> | <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) こども課</p> <p>ア 予防接種に関すること。</p> <p>イ 子育て支援に関すること。</p> <p>ウ 母子保健に関すること。</p> <p>エ 保育に関すること。</p> <p>オ <u>幼稚園就園に関すること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> |

(中城村公共交通モデル事業バス運行条例の一部改正)

第3条 中城村公共交通モデル事業バス運行条例(平成28年中城村条例第18号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                             | 改正前                                                             |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中城村公共交通モデル事業バス(以下、「バス」という。)を運行すること</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中城村公共交通モデル事業バス(以下、「バス」という。)を運行すること</p> |

により、中城村における\_\_\_\_\_ 児童及び生徒の登下校支援、観光振興及び交通弱者対策を目的とする。

別表第1（第4条関係）

有償バス使用料

| 区分    | 使用料           |
|-------|---------------|
| _____ | _____         |
| 小学生   | 1人1乗車につき 50円  |
| 中学生   | 1人1乗車につき 100円 |

別表第2（第4条関係）

回数乗車券料金

| 区分(回数券) | 種別               | 金額     |
|---------|------------------|--------|
| _____   | _____            | _____  |
| 小学生     | 50円券<br>(5枚綴り)   | 250円   |
|         | 50円券<br>(50枚綴り)  | 2,500円 |
| 中学生     | 100円券<br>(5枚綴り)  | 500円   |
|         | 100円券<br>(50枚綴り) | 5,000円 |

により、中城村における幼児、児童及び生徒の登下校支援、観光振興及び交通弱者対策を目的とする。

別表第1（第4条関係）

有償バス使用料

| 区分          | 使用料                 |
|-------------|---------------------|
| <u>幼稚園児</u> | <u>1人1乗車につき 50円</u> |
| 小学生         | 1人1乗車につき 50円        |
| 中学生         | 1人1乗車につき 100円       |

別表第2（第4条関係）

回数乗車券料金

| 区分(回数券)     | 種別                      | 金額            |
|-------------|-------------------------|---------------|
| <u>幼稚園児</u> | <u>50円券<br/>(5枚綴り)</u>  | <u>250円</u>   |
|             | <u>50円券<br/>(50枚綴り)</u> | <u>2,500円</u> |
| 小学生         | 50円券<br>(5枚綴り)          | 250円          |
|             | 50円券<br>(50枚綴り)         | 2,500円        |
| 中学生         | 100円券<br>(5枚綴り)         | 500円          |
|             | 100円券<br>(50枚綴り)        | 5,000円        |

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後        |      |              | 改正前        |      |              |
|------------|------|--------------|------------|------|--------------|
| 別表1（第2条関係） |      |              | 別表1（第2条関係） |      |              |
| 職名         | 報酬の額 | 旅費の額<br>(県内) | 職名         | 報酬の額 | 旅費の額<br>(県内) |
| (略)        | (略)  | (略)          | (略)        | (略)  | (略)          |



|       |       |  |
|-------|-------|--|
| _____ | _____ |  |
| _____ | _____ |  |
| (略)   | (略)   |  |

|        |             |  |
|--------|-------------|--|
| 幼稚園医   | 年額 135,000円 |  |
| 幼稚園歯科医 | 年額 135,000円 |  |
| (略)    | (略)         |  |

(中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年中城村条例第12号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                             |           |          |                    | 改正前                             |           |          |                    |
|---------------------------------|-----------|----------|--------------------|---------------------------------|-----------|----------|--------------------|
| 別表第2(第5条関係)<br>会計年度任用職員等級別基準職務表 |           |          |                    | 別表第2(第5条関係)<br>会計年度任用職員等級別基準職務表 |           |          |                    |
| 号                               | 職種の<br>区分 | 職務の<br>級 | 基準となる職務            | 号                               | 職種の<br>区分 | 職務の<br>級 | 基準となる職務            |
| (略)                             | (略)       | (略)      | (略)                | (略)                             | (略)       | (略)      | (略)                |
| 5                               | 教育関<br>係職 | 1級       | _____              | 5                               | 教育関<br>係職 | 1級       | 幼稚園教諭の職務           |
|                                 |           |          | 特別支援員、学習<br>支援員の職務 |                                 |           |          | 特別支援員、学習<br>支援員の職務 |
|                                 |           |          | 図書館長の職務            |                                 |           |          | 図書館長の職務            |
|                                 |           |          | 図書館司書の職務           |                                 |           |          | 図書館司書の職務           |
|                                 |           |          | 学芸員の職務             |                                 |           |          | 学芸員の職務             |
|                                 |           |          | 社会教育指導員の<br>職務     |                                 |           |          | 社会教育指導員の<br>職務     |
|                                 |           |          | その他これらに準<br>ずる職務   |                                 |           |          | その他これらに準<br>ずる職務   |
| (略)                             | (略)       | (略)      | (略)                | (略)                             | (略)       | (略)      | (略)                |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 議案第57号について質疑いたします。

これは廃止は幼稚園の廃止ですね。両小学校の廃止はわかりますけれども、この次年度の令和5年度から実施ですけれども、先ほど吉の浦こども園の設置条例ができましたけれども、こ

の次年度のこども園の廃止は見据えてちゃんとできるということで廃止をできるのか。現在、認定こども園の進捗状況を見ていたら、令和5年4月1日から運用できるかどうか疑問があるものですから、どうですか。

議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（11時36分）

~~~~~

再開（11時37分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 幼稚園の廃止は決まるっておっしゃいましたか。子供たちの行き場を考えて幼稚園を廃止するかどうか。次年度から考えて、結果で廃止するかどうかです。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

教育委員会のほうでも教育委員会議の中でも、これまで幼稚園については継続する意思で調整して頑張ってきておりました。ただ、財源的なものも含め、そこら辺が厳しいという状況があり、この令和5年からは村立幼稚園のほうも認定こども園化になりますし、新たに役場新庁舎跡の側にもこども園ができます。そこでの受入れについては、現幼稚園の教育課程を遵守した形の施設となりますので、教育委員会としては、その施設の運営に切替える方向が現段階における最善の方法だと思って、幼稚園の廃園を決定しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 確かに次年度の幼稚園の児童の行き場がはっきりしているかどうかを知りたかったわけです。幼稚園を廃止するのは別に反対ではないんですけれども、ただそこでまだ未完成のこの認定こども園がありながら、そこはもう令和5年度からちゃんと運用できるか心配で今質疑しています。それで廃止す

るのかどうか、少し延ばせるかどうかの問題だと思うわけですが……。令和5年4月1日からではなくて、認定の受入れがはっきりしないとどうなのかなと思っているんですけれども。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現段階においては、令和5年度より新たに認定こども園もできるということで確認しておりますので、その方向性で進めていきたいと思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは議案第57号について質疑をいたします。

第3条、2ページになるんですけれども、これは改正前、改正後でこれは中城村公共交通モデル事業バス運行条例ということで、改正前は幼稚園児1人1乗車につき50円ということで、これが改正後はなくなっております。ということは、これが認定こども園に移行した場合、その園児ではなくて、認定こども園の5歳児というのはどのような扱いになるのか、この公共交通のバスは乗れないのかどうか、その辺りはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回の一部改正条例第3条における、この幼稚園児の対象については、現中城幼稚園、津覇幼稚園に登園するための園児を対象としています。令和5年度以降はこの園が廃園となりますので、この部分はもうスクールバスの運行はしないということで、条例からは削除になります。認定こども園にかかる送迎については、これまでも現スクールバスにおいては行っておりませんので、この対象からは外れているということで認識しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 この件については、今まで両幼稚園があって、通学バスが運行していたということで、それが認定こども園になるから、もう今後はないですよというような話ではなくて、何らかの形でやはり保護者としては通園バスがあれば、一番いいなというようなところも含めて、しっかり協議していただいて何らかの形で通園をできる体制に、これは条例はこういうふうにあるんですけども、しっかり引継ぎ等ということも踏まえれば私はまたやるべきではないかなというふうに思っているの、その辺りの継続協議として、その協議はできるのかどうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現状はスクールバスにおいては、これまで幼稚園の送迎を対象としておりました。これを今後、その送迎対象を広げるというのがちょっと時間的に厳しいという現実があります。今回、新たに建築される認定こども園については、送迎バスがあるということを知っておりますので、その部分で代用できるのかというふうに考えております。このスクールバスについてはこれまでの現状を上地区からのバスが送迎できないという前提でもって運行しておりましたので、現段階においてはちょっと拡充のほうはちょっと厳しいというふうに考えておりますので、今後、その辺の状況につきましては、編成は一応検討はいたしますが、ちょっと状況的には厳しいと判断しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 認定こども園も通園バスを出すということで聞いてはいるんですけども、やはりこの単価が違うと思うんですね。今、幼稚園児50円の通園バスがあるんですけども、これが認定こども園になった場合は、恐

らく月2,000円とか、そういうふうな単価になるおそれがあるものですから、その辺りはやはり負担を軽減するためにもしっかり通行帯あるいは子供たちが何名いて、何名が利用するのか。その辺りもしっかり、もう幼稚園がなくなるからあとは認定こども園の話だというようなことではなくて、しっかりバックアップしていただいて、できるのであればしっかり調整をして、その運行ができる体制になれば一番いいなと思っているので、その辺は認定こども園とも協議しながら改善できるところはしっかりやっていただきたい、そのように思っています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号 中城村立学校設置条例等の一部を改正する等の条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号 中城村立学校設置条例等の一部を改正する等の条例は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第58号 中城村立幼稚園保育

料条例を廃止する条例を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第58号 中城村立幼稚園保育料条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

議案第58号

中城村立幼稚園保育料条例を廃止する条例

中城村立幼稚園の廃園に伴い、中城村立幼稚園保育料条例を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

令和4年度末の在園児の卒園をもって中城村立幼稚園（中城幼稚園、津覇幼稚園）の運営を終了するため、中城村立幼稚園保育料条例を廃止する必要がある。

中城村立幼稚園保育料条例を廃止する条例

（中城村立幼稚園保育料条例の廃止）

第1条 中城村立幼稚園保育料条例（平成27年中城村条例第7号）は、廃止する。

（中城村立幼稚園保育料条例の廃止に伴う経過措置）

第2条 この条例による廃止前の中城村立幼稚園保育料条例の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第58号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。討論はありません
か。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ
で討論を終わります。

これから議案第58号 中城村立幼稚園保育料
条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第58号 中城村立幼稚園保育
料条例を廃止する条例は原案のとおり可決され
ました。

休憩します。

休 憩 (11時48分)

~~~~~

再 開 (13時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第15 議案第59号 令和4年度中城村一  
般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第59号 令和4年度中  
城村一般会計補正予算(第7号)について御提  
案申し上げます。

議案第59号

令和4年度中城村一般会計補正予算(第7号)

令和4年度中城村一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,855,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 |         | 2,323,583  | 217,633 | 2,541,216  |
|          | 1 国庫負担金 | 1,301,873  | 31,906  | 1,333,779  |
|          | 2 国庫補助金 | 1,013,500  | 185,727 | 1,199,227  |
| 16 県支出金  |         | 1,369,940  | △16,859 | 1,353,081  |
|          | 1 県負担金  | 562,895    | 15,976  | 578,871    |
|          | 2 県補助金  | 759,133    | △32,844 | 726,289    |
|          | 3 委託金   | 47,912     | 9       | 47,921     |
| 19 繰入金   |         | 204,852    | 134,394 | 339,246    |
|          | 2 基金繰入金 | 199,272    | 134,394 | 333,666    |
| 21 諸収入   |         | 220,007    | △222    | 219,785    |
|          | 4 雑入    | 215,939    | △222    | 215,717    |
| 22 村債    |         | 657,164    | 600     | 657,764    |
|          | 1 村債    | 657,164    | 600     | 657,764    |
| 歳入合計     |         | 10,520,358 | 335,546 | 10,855,904 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 2 総務費    |             | 1,613,924 | 70,660  | 1,684,584 |
|          | 1 総務管理費     | 1,338,154 | 56,882  | 1,395,036 |
|          | 2 徴税費       | 133,599   | 12,619  | 146,218   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 109,538   | 1,149   | 110,687   |
|          | 5 統計調査費     | 676       | 10      | 686       |
| 3 民生費    |             | 4,129,387 | 185,668 | 4,315,055 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,561,144 | 167,599 | 1,728,743 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,568,243 | 18,069  | 2,586,312 |
| 4 衛生費    |             | 1,083,983 | 6,160   | 1,090,143 |
|          | 1 保健衛生費     | 685,498   | 4,399   | 689,897   |
|          | 2 清掃費       | 398,485   | 1,761   | 400,246   |
| 6 農林水産業費 |             | 219,856   | 2,648   | 222,504   |
|          | 1 農業費       | 205,748   | 2,648   | 208,396   |

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|---------|------------|---------|------------|
| 8 土木費   |         | 529,568    | 3,604   | 533,172    |
|         | 2 道路橋梁費 | 309,167    | 2,650   | 311,817    |
|         | 3 河川費   | 3,353      | 911     | 4,264      |
|         | 4 都市計画費 | 2,256      | 43      | 2,299      |
| 10 教育費  |         | 1,938,175  | 66,806  | 2,004,981  |
|         | 1 教育総務費 | 212,818    | 260     | 213,078    |
|         | 2 小学校費  | 209,914    | 9,011   | 218,925    |
|         | 3 中学校費  | 792,258    | 32,972  | 825,230    |
|         | 4 幼稚園費  | 147,193    | 16,139  | 163,332    |
|         | 5 社会教育費 | 317,419    | 363     | 317,782    |
|         | 6 保健体育費 | 258,573    | 8,061   | 266,634    |
| 歳 出 合 計 |         | 10,520,358 | 335,546 | 10,855,904 |

第2表 地方債補正

| 起債の目的       | 補 正 前       |                    |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                        | 補 正 後       |       |     |       |
|-------------|-------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------|-----|-------|
|             | 限度額         | 起債の方法              | 利率                                                                                                     | 償還の方法                                                                                                                                                                                  | 限度額         | 起債の方法 | 利率  | 償還の方法 |
| 社会教育施設整備事業債 | 千円<br>5,500 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、<br>利率見直し<br>方式で借り<br>入れる資金<br>等について、<br>利率の見直し<br>を行った後<br>においては、<br>当該見<br>直し後の利<br>率) | 特別の融<br>資条件のある<br>ものを除<br>き償還期限<br>は、据置期<br>間を含め30<br>年以内、償<br>還方法は元<br>金均等又は<br>元利均等による。<br>ただし、<br>財政の都合<br>により据置<br>期間及び償<br>還期間を短<br>縮し、もし<br>くは繰上げ<br>償還又は低<br>利に借換え<br>することができる。 | 千円<br>6,100 | 同 じ   | 同 じ | 同 じ   |

それでは歳入歳出読み上げて、御提案を申し上げます。款、項、補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて、御提案申し上げます。

以上でございます

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 議案第59号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

まずは12ページ、2款4目16節になります。賃貸借付き家屋買上費ということで、439万円あるんですけども、この詳細をちょっとお聞きします。そしてその下ですね、5目の企画費、これも19節扶助費、次世代エール支援事業給付金として4,525万円、この件につきましては、朝一で村長から行政報告の中で話があったんですけども、私のほうとしまして、これは一定の評価はするものではございますけれども、それについて1人当たり2万5,000円ということで出てきているんですけども、その2万5,000円の根拠をお聞きしたいと思います。

次18ページ、児童福祉総務費の中で、18節負担金補助及び交付金の中で保育士就職応援金ということで、これ50万円、これは議案説明の中では1人5万円の10名分ということで、これは復職応援という話があったんですけども、今現在、本村ではその保育士が相当数不足でなっているのか、深刻になっているのか、保育士不足が、その3点をお聞きします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

購入物件につきましては、村有地に所在する建物の購入費でございます。中城中学校の西側、商工会に隣接する建物でございます。建物の詳

細につきましては、木造瓦葺き平屋建て、これは居宅です。それからもう1棟は木造亜鉛メッキ鋼板葺きの平屋建てです。コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺き平屋建て、この3棟を購入したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは12ページ、19節扶助費2万5,000円の根拠ですが、今年度子育て世代の保育の給食費、そして幼稚園、小中学校の給食費の支援を現在しておりますが、その金額が小中学校であれば2万4,600円から2万7,600円ということで、保育所については少し3万円以上しますが、それを基準に2万5,000円ということで、企画のほうでは考えて提案しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育士就職応援金についてお答えいたします。

こちら1人当たり10万円の5人分を見込んでおります。この10万円の根拠につきましては、近隣市町村も似たような応援金というか、市町村内の保育施設に就職したら、就職準備金を貸付けますという事例が何か所かありまして、それを参考に今回、計上させていただきました。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは1点目のほうから、これ3棟を購入すると、木造は築年数は相当古いと思うんですけども、築年数が。それについて、これは何かそれを購入してなにか使用する目的があるのか。それとも更地にして、そのまま残しておこうという。目的をもう一度お聞かせください。

あとは2点目のほうですね、給食費を算定して、その中で約2万5,000円ぐらいが妥当だろうというところになっているんですけども、最初に言ったとおり、私もその16歳から22歳の支援は非常に大事だということで、これはしっかりと継続というよりはしっかりと議案を通



してやっていただきたいと思いますので、これはできるだけ早めに手当できるように頑張っていっていただきたいと思います。

そして、保育士不足の件ですが、これは潜在保育士を充てようということで予定しているのか。村内の潜在保育士。あるいは県内の潜在保育士ですね、保育士だった人が辞められて、今は保育士をやられていないという方々を想定しているのか。それと議案説明の中では村長は5万円を10名ということで、私は聞いた覚えがあるんですけども、そうでしたか。訂正しますので。ということで、5名で十分足りるのかどうかですね、その辺りをもう一回お聞きしたいと思います。保育士5名で足りるのか、保育職が改善されるような道筋になるのか、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

築年数につきましては、約50年程度を経過している建物でございます。それから使用目的についてですけれども、具体的な使用目的はこれから検討したいというふうに考えております。ですからまだ更地にするかどうかは決定はしておりません。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 50万円で足りるかということなんですが、こちらの見込みでは5人分の予算を確保して、それで実施可能だというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 3点目のほうですね、今5名を採用してということなんですけれども、このさらに上積みしてやる場合もあるのかですね、そして例えば今5名なんだけれども、それでも足りないという場合にさらにプラスして何名か補充する考えがあるのか。そしてその5名の不足分に対しては、どこの保育園あるいは来年からできる吉の浦認定こども園にやるのか、

その辺りのお考えはどういうふうになっているのか、お聞きします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今回、5人分の予算を計上して、どれぐらい応募があるかという様子を見まして、今後また拡充するかということを考えております。村内の保育施設であればどちらでもよろしいですので、必ず吉の浦保育所とは限っておりませんので、村内の保育施設に新たに来ていただける方がおりましたら、この補助金を活用させていただきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは議案第59号について質疑いたします。

まずは支出の12ページ、先ほど大城議員からありました、16節の購入財産の購入費。これについてもうちょっと詳細に説明をお願いします。それと先ほどの答弁では使用目的はまだ決まっていないということですが、土地は村有地なのかどうなのか、そこもちょっとお願いします。

それと16ページ、1目の14節、社会福祉費、平和の礎移設工事の1,159万4,000円、これについてちょっと説明できますか。これは最初の予算も今年度最初の予算に入っていましたけれども、それ以上にちょっと予算が出ているような気がしますけれども、当初の予算とちょっとこれはどういったものなのか説明をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたします。まず建物そのものにつきましては、村有地に建っている建物でございます。場所につきましてはもう御存じだとは思いますが、商工会の隣に位置する建物でございます。これにつきましては、

建物3棟というのも先ほど説明しましたけれども、約40坪の建物になります。3棟合計で40坪の建物になります。それから今後の活用につきましても、これ現段階ではどういうふうな活用をしていこうかどうかというのは、まだ詳細には決まっておきませんので、この場で詳細な説明はちょっとできかねます。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

16ページの3款1項1目14節の工事請負費の件ですが、当初予算は843万7,000円を計上させていただいております。それから大幅に増額になった理由につきましては、平和の礎の移設設計のほうが完了しまして、その中で移設場所が吉の浦公園の駐車場に入りまして、真っすぐ行きますと健康器具の設置をしているところの左手側のところですね、ちょっと小山になっているスペースがあるんですが、そちらのほうに移設を最終的に決定しました。そこの盛土とか、建築物の撤去が実際に当初の予算の中に入っておりませんでしたので、そういったものもろもろと、あとは今回は価格高騰の影響でちょっと材料費の単価等が上がりまして、その部分の合計した額で1,159万4,000円の増額という形で補正を出させていただいております。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この購入財産購入費、これは土地が要するに村のですよね、上物はこの土地で、現在住んでいらっしゃるの、住んでいないのかな。その建物を使う予定は立ててなくて、購入ということはいかがなものかなと一瞬思うんですけども、このことをもう一度答弁お願いします。

それと福祉課長、最初当初予算よりこんなにオーバーして、要するにまた補正を出すというのは分からないように、最初ほとんど平和の礎を移動するのは反対ではないんですけども、最初に予算を立てて、これだけまた補正で出す

というのは違うのではないかなと思うんですけども、もう一度この件……。最初、移設場所をちゃんと検討して、移設予算もちゃんと検討して予算を出したはずなんですよ。そのほうをもう一度答弁お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

すみません、先ほどの答弁でもう少し詳細というふうなことでしたけれども、ちょっと漏れている部分がありますので、追加して答弁いたします。今回、予算に計上してある金額のうち、村有地を賃借しているために建物の主に賃借権が生じております。ですから建物の鑑定評価と賃借権を合わせまして438万円程度の補正予算を計上しているところでございます。それから現在そこに住んでいるかどうかにつきましては、恐らく住んではいないのではないかなというふうなことで考えております。それから建物の使用ですけれども、先ほども答弁しましたけれども、建物につきましては、今後使用するか、使用しないかはまだ決めていない段階ですので、場合によっては使う可能性もございまして、更地にするというふうなことも考えております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

当初、予定地としましては、吉の浦公園内の数か所の場所で検討していたんですけども、予算化のほうにちょっと確定する部分で間に合いませんでしたので、ある程度の見込みという形で出させていただきました。今回、場所を確定させた上で、実際に盛土の部分がこれだけちょっと費用がかかるというところが、こちらのほうの判断不足がありましたので、どうしてもこれだけの予算が今回かかってしまったというところは誠に申し訳ないと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この両案件ですけれども、先ほど質疑している平和の礎、予算に総務課長も今これ予算を上げていますけれども、今回の議会で答弁できなかった部分があるところ、まだ詳細が分からないということの答弁があったんですけれども、これは決めてから築50年もならない。要するに物件は本当に使えるものなのか、はっきり言ったほうがいいんじゃない。これは取壊してまた更地にして村有地としていろいろなものを検討しているとか、議会だったらまだ検討していないで通るという皆さんの考えですよ。そういうことでだめなんじゃないかなと思っている。追加予算も最初の当初予算より倍以上もこんなに上がるということはいかなるものかなと私は思っているんですよ、それで今質疑しています。ぜひ決めてから予算を上げていただきたいなと思います。築50年のこの建物は本当に使えるかどうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

買うことにつきましては、村として決定をしております。使い道のほうがまだ詳細に決定していない、そういうことでございます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 家屋の売買の件で補足説明いたしますけれども、実はこれは前々からも何とか買い取れないかという話を総務課長に数年前から働きかけておりました。情報によるとそこにはもう恐らく人が住んでいないだろうと、そうなる何らかの理由でもしかしたら、この建物が転売でもされると、また我々に土地が戻ってこないから、私は急いでこの所有者と話をしてなるべく買い取る方向で持って行ってください。ですから建物を使うつもりでの買取ではございません。土地を有効に使うための買取ですので、早くこれが転売される前に借地権がついていますので、我々が先に買い取って、村の財産として、将来恐らく何らかの形で使えるだ

ろうと。あるいは建物も確かに古いですがけれども、もしかしたら村の何かその土地を使うまでは何かにもしかしたら使えるかもしれないということで、改めて言いますけれども、建物を何か利用するために買い取ったものではなくて土地をしっかりと利用するために買い取ったものだということを御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 最初からこういう答弁をしてもらえばいいわけだよ、総務課長。何もないとか言って、そこを通そうとするからあまり私たちとしては納得いかないんです。今の村長の説明で納得はいくけれども。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休 憩（13時56分）

~~~~~

再 開（13時59分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

休憩します。

休 憩（13時59分）

~~~~~

再 開（14時04分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 ちょっと金額的にもその200万円余りの予算で、多分このテントに関しては、本会議でも一部の議員から日射病とかそういったものを防ぐためにも有効になるためのテントのそれは理解していましたので、ただ今言うようにせつかくそういうふうこの広場の休憩所というか、皆さんが休憩する場所を設置しますので、やはり台風時とかそういった耐用年数、やはりそれができるだけ継続して使えるような台風時に縛るとか、そういった対策もあると思うんですけれども、それ相応なりに強固なものを利用してやってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。以上

です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第59号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第59号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第60号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第60号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

#### 議案第60号

#### 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ160,118千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項            | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|-------|--------------|---------|-----|---------|
| 5 諸収入 |              | 1,353   | 700 | 2,053   |
|       | 2 償還金及び還付加算金 | 547     | 700 | 1,247   |
| 歳入合計  |              | 159,418 | 700 | 160,118 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款      | 項            | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|--------|--------------|---------|-----|---------|
| 3 諸支出金 |              | 1,137   | 700 | 1,837   |
|        | 1 償還金及び還付加算金 | 547     | 700 | 1,247   |
| 歳出合計   |              | 159,418 | 700 | 160,118 |

読み上げて御提案申し上げます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和4年度中城村後期

高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第61号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第61号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

議案第61号

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳出）

（単位：千円）

| 款        | 項        | 補正前の額   | 補正額 | 計       |
|----------|----------|---------|-----|---------|
| 1 公共下水道費 |          | 364,515 | 0   | 364,515 |
|          | 1 公共下水道費 | 364,515 | 0   | 364,515 |
| 歳出合計     |          | 503,023 | 0   | 503,023 |

第1表歳入歳出予算補正、歳出のみでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第61号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第61号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原

案のとおり可決されました。

日程第18 議案第62号 令和4年度中城村土地  
地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を  
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第62号 令和4年度中  
城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2  
号）について御提案申し上げます。

議案第62号

令和4年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度中城村土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ273,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款     | 項       | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|---------|---------|-------|---------|
| 2 繰入金 |         | 268,401 | 3,000 | 271,401 |
|       | 1 基金繰入金 | 268,401 | 3,000 | 271,401 |
| 歳入合計  |         | 270,713 | 3,000 | 273,713 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款            | 項               | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|--------------|-----------------|---------|-------|---------|
| 1 土地地区画整理事業費 |                 | 270,712 | 3,000 | 273,712 |
|              | 1 南上原土地地区画整理事業費 | 270,712 | 3,000 | 273,712 |
| 歳出合計         |                 | 270,713 | 3,000 | 273,713 |

同じく読み上げて御提案を申し上げます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第62号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第63号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第63号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

#### 議案第63号

#### 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,756千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日 提出

中城村長 浜田京介



第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|-------|---------|-------|-----|-------|
| 3 繰入金 |         | 1     | 250 | 251   |
|       | 1 基金繰入金 | 1     | 250 | 251   |
| 歳入合計  |         | 3,506 | 250 | 3,756 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項           | 補正前の額 | 補正額 | 計     |
|-------------|-------------|-------|-----|-------|
| 1 污水处理施設管理費 |             | 3,256 | 250 | 3,506 |
|             | 1 污水处理施設管理費 | 3,256 | 250 | 3,506 |
| 歳出合計        |             | 3,506 | 250 | 3,756 |

読み上げて御提案を申し上げます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番 大城常良議員 議長、休憩をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時18分）

~~~~~

再 開（14時19分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時20分）

令和4年第11回中城村議会定例会（第2日目）

招 集 年 月 日	令和4年12月5日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和4年12月6日（午前10時00分）		
	散 会	令和4年12月6日（午後3時07分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	5 番	新 垣 貞 則	6 番	安 里 清 市
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	都市建設課長	仲 村 盛 和
	住民生活課長	義 間 清	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稲 嶺 盛 昌
	会 計 管 理 者	欠 席	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	欠 席	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光

議事日程第2号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○9番 大城常良議員 おはようございます。9番大城常良、議長の許可を得ましたので、これから通告書に従いまして一般質問を始めてまいります。今年最後の一般質問ですので、ぜひ皆さんのいい御答弁をいただきたいなということをお願いしたいと思います。それでは通告書に従いまして、大枠の1番から質問をいたします。

大枠の1番、子どもの貧困対策への取り組み。

①平成29年度に行われた子どもの貧困実態アンケート調査で本村の貧困率は18.2%でしたが、5年が経過した今般の社会情勢を考慮して再度、実態調査が必要と思うがいかがでしょうか。②子どもの貧困対策協議会の活動状況を伺います。③生活困窮者自立支援制度の中で生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の相談件数及び、内容をお聞きします。

大枠の2番、教育の充実に向けて。①少人数学級の次年度以降の取り組みについて教育長の所見を伺います。②新築予定の中小・津覇小で空き教室を確保するために係る教室数及び、予算額はどれぐらいか伺います。③令和2年度、令和3年度、小・中学校でのいじめの件数と不登校の人数を伺います。④教職員の過労死ラインを超える残業、及び長期病休者はいないか伺います。⑤第3子以降学校給食費助成事業の目的及び、助成を拡充して、多子世帯の負担軽減を行い、子育て環境をさらに充実できないか。以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御

質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましてはこども課、大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの子どもの貧困対策でございますが、これは以前から言われていますとおり、誰一人取り残すことがないように我々行政もしっかりやっていくのは当然でございますけれども、やはり子供が犠牲にならないようなそういう政策をまず第一に考えて、詳細はまたこども課のほうでお答えいたしますけれども、我々がやるべきこと、やらなければならないことをしっかり見極めて、最優先で取り組んでいく問題だと認識をしております。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠2の教育の充実に向けてですが、少人数学級の次年度以降の取組については、教育委員会会議でも話合いをしました。令和5年度までは実施しますが、令和6年度からは校舎建築の関係で空き教室がなくなると実施は難しいと考えています。5年前にこの事業をスタートするときにはいろいろな課題があり、とても悩みました。私自身かなりエネルギーと情熱を傾けて、必死に課題解決に向けて取り組んできたつもりでございます。最も大きな悩みは、中城南小学校は空き教室がなく、少人数学級を実施できなかったことです。中城小学校と津覇小学校に新たな少人数のための教室を造るとすると、中城南小学校にも15学級増築して、同じように少人数学級を実施しないといけないと考えます。残念ですが、空き教室がなければ実施はできないものと思います。そのほかの詳細については主幹と教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大城常良議員の大枠1、①②③についてお答えいたします。

①子どもの貧困の実態アンケートにつきまし

ては、今現在のところ実施する考えはございません。

②につきましては、子どもの貧困対策連絡会議という表現ではありますが、実際は子どもの未来支援会議という題で設置されております。令和元年度に開催以降、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大という事態を受け、開催を見送ってりましたが、令和4年度につきましては状況を見ながら今後開催する予定でございます。

③につきましては、当該事業は中部町村は沖縄県パーソナルサポートセンター中部において実施されております。詳細につきましては把握できておりません。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠2の②及び⑤についてお答えいたします。

②について、少人数学級を実施するために必要となる空き教室は中城小学校で6教室、津覇小学校で3教室必要となります。予算額の見込みとしては1教室当たり約2,470万円を見込んでおり、9教室で約2億2,230万円必要となります。

⑤について、出生率の向上や保護者が安心して子供を産み育てることができる環境づくりを促進するとともに、保護者の負担軽減を図ることを目的として、平成26年度より事業を実施しております。事業のスタート時は半額を補助していましたが、平成29年度より補助率を75%へ拡充しております。補助につきましては、教育委員や点検評価委員からも以前から100%引き上げるよう提案があり、令和5年度より引き上げができるよう財源の確保が可能か調整しているところであります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 大城常良議員の御質問にお答えいたします。

大枠2の③いじめの件数と不登校の人数につ

いてです。令和2年度、本村小学校においていじめの認知件数は50件、不登校の児童数は7名。中学校、いじめの認知件数は8件、不登校の生徒は19名。令和3年度、小学校、いじめの認知件数は28件、不登校の児童数は15名。そして中学校、いじめの認知件数は4件、不登校の生徒数は19名となっています。

引き続きまして、大枠2の④についてお答えいたします。教職員の過労死ライン80時間を超える教職員数の人数です。令和3年度、小学校15名、中学校1名。令和4年度、4月から9月までの間でございますが小学校2名、中学校2名となっております。なお、病気休業の者については膝関節の手術のため1名、現在取得中でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時10分)

~~~~~

再 開 (10時10分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは再質問に入らせていただきます。

まず子どもの貧困対策の取組です。先ほど課長のほうから答弁があったのですが、今は考えていないというところではありますが、私は質問の中でも今般の社会情勢、それを考えてやるべきではないかということを思っているのですけれども、これは5年前ということで大分時期もたちますし、そして今社会情勢も著しく逼迫していると。皆さんも御存じのとおり燃料とかいろいろなものが上がって、さらに家庭の環境というのは私は悪くなっていると思いますので。その中でも毎年、教育委員会から出している準要保護の生徒も250名近くが今補助を受けているところではあるのですけれども、そういうのも一括して考えてみると、やはり実態を把握する上でもやったほうがいいのではないか



と思いますが、これは5年前にやったからもう一切やらないという考えなのか。あるいは様子を見て、コロナがある程度収まったらやっぺいこうかなというような気持ちもあるのか。そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在のところは実施する予定はないのですが、子どもの貧困を表す指標が、先ほどもおっしゃっていましたが就学援助率という数字もございませぬ。これも一つの指標として活用できるのではないかと考えませぬ、現在のところ実態調査に関しましては実施する予定はございませぬ。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 課長、実態を把握して、しっかり世帯に対してきめ細やかな相談支援をやっぺいほしいということでこの質問を出しているのですけれども、それについて今、確かに先ほど言った補助内容、これは準要保護に対して年間約270万円の予算を入れているのですが、これは令和3年度でせうね。そういうのも含めてやはり家庭の状況も見ながら、本村の貧困は本当にどうなのというようなところも含めれば、しっかりやっぺいしていくべきだと思っぺいのですけれども、それをやることに対してそれなりの実務、労働はかかると思っぺいませぬ、それほど大変なことなのかなと。前回同様アンケートを取っぺい、そしてみんなのアンケートを集めてやる。確かに時間はかかるかと思っぺいませぬ、そのあたりはできないのかなと思っぺいのですけれども、もう一度確認のために、その辺も含めてもうやらないということなのかな、もう一回お願っぺいませぬ。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大城議員がおっしゃるとおりアンケートの実施に関しては、もちろん印刷をしたりとか、配布をしたりとか、集計を取りまとめたりとか、それをまたデータ分析したりとか、いろんな経費とか労力もかかりま

すので、今現在のところは実施する予定はございませぬ。

それと先ほど申しませぬとおり就学援助率という数字が、指標がございませぬ。これは毎年ずっぺいと評価できるものでありますので、平成29年度から令和3年度、過去5年間の就学援助の数字を見てみませぬと、19から20%で横ばい状態で続っぺいしております。そちらの数字で指標として評価ができるのではないかと考えっぺいませぬ。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 冒頭、村長も子どもの貧困対策については最優先で取り組んでいくと。取り組んでいるその決意を見ても、私はいろいろな方向からしっかり対策を取っぺい、本当に今村民の方々がどれぐらいの苦勞、あるいは貧困でどういっぺい状況に陥っているのかというのも含めれば、しっかり考えっぺいしてほしいというところですので、これは準要保護を見れば指標は大体分かるというところですのでけれども、それは一つの取組であっぺい、250名ぐらいいるというのは、これは年間大体それぐらいの人数はいるのですけれども、その中でもしっかりとどういっぺい方々がどういっぺいふうなものを望んでいるのか。あるいはどういっぺい貧困の準要保護になっているのかというところも全部含めて、これはこども課だけではなくて教育委員会も含めて、しっかり課で連携して取り組んでいかないと分からない状況になると思っぺいませぬので、そのあたりは徹底的にぜひ貧困の実態調査を行わないのであれば、それに見合った取組をやっぺいいただきたいと思っぺいませぬので、そこはしっかり課をまたいでやっぺいいただきたいと思っぺいませぬ。

次に②のほうです。未来支援会議ですか、これは令和2年度、令和3年度はコロナの影響でないということで、令和4年度は今後開催するということですのでけれども、これについては前にも質問したのですが、コロナが始まって家庭で過ごす子供たちが多くなっぺいませぬ。その中で

は、やはり子供がおうちにいればお金もかかる。あるいはいろいろなものが、負担が家族で多くなるというのも含めれば、この未来会議というのも、もう七、八年ぐらいたつと思いますが、その中でもやはりコロナだから会議ができない。令和2年、3年はそうかもしれないのですけれども、令和4年に関しては早々に立ち上げて、今の実態を把握して、我々はその会議の中でどういうことができるのだろうかというの、メンバーが多いのであれば半分半分でもいいんじゃないですか。半分にして、これを1回、2回というふうにつなげていくようなやり方も、事を考えればこれは喫緊の課題だと思うので、ぜひそのあたりも子どもの貧困をなくすためには村として、有識者のメンバーもいるものから、そういうところもしっかり協議して、コロナだからすぐできないよという判断ではなくて、できるところは少しでも、10名ぐらい集めてでもやっていくというところで取り組んでいただきたいと思いますが、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 開催方法につきましては担当と、また事務局のほうで検討して実施できるようにしたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ぜひ現状を把握する上でも、これは必要なことだと思っておりますので、しっかりと対策を取って、そして対応して現状を見つめていってください。

次、③です。これは県のパーソナルサポートセンター中部のほうでやられているということですが、これを見れば対象となる方、生活や就職に問題を抱えている方などはどなたでも御相談くださいというふうに書かれているのですけれども、それについて村に、あるいは担当課に何らかの電話、相談、そういうのが

あったのであれば、伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

チラシを配布して後に関して、具体的な相談が何件あったのかという集計は今取られていないのですけれども、基本的に相談があった場合には社協の困り事相談もございまして、また偶数月で相談会も開いております。また、直接パーソナルサポートセンターのほうに連絡して相談をされたりと、そういうことはいろいろあるようですので、担当課に相談があった場合でもパーソナルサポートセンターへつないだり、社協の困り事相談だったり、そういった内容を聞いた上で関係する機関のほうへつないでいくという対応はしているところです。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今課長は内容を聞いた上でということ、社協に求めるのか、あるいはパーソナルサポートセンターに行かすのかということですが、その内容というのが今どういふのがあるのか。それをお聞きします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 細かい内容までお聞きしているわけではないのですが、例えば生活に困っていることで生活資金の話なのか、または家賃のことなのかとか、そういった大枠的なお話を聞いた上で、その適切どころにつなぐという対応でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは担当課として、例えば自立促進のための家庭での養育相談や貧困の連鎖を断ち切るための相談とか、そういうものはありますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 福祉課において、例えば生活困窮者自立支援制度における担当相談員というのが今おりません。基本的にこの制度自体が福祉事務所を設置している市町村における

制度となっておりますので、沖縄県の町村の場合は沖縄県のほうでパーソナルサポートセンター中部とかそういったところを設置しておりますので、町村のほうで専任の相談員がいるということではございません。その中で村のほうに上がった相談はいろんな制度、その対応した相談員で判断しながらつないでいっているというのが現状でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 相談を聞いて、それを振り分けて、「ではあなたは向こうに行ってください」というところで、では村の役割としてはその方々を社協に相談を持ちかけていくのか、あるいはパーソナルサポートセンターに持っていくのかと、そういう判断でしかできないと。村での内容の確認、あるいはその家庭のいろいろな状況というのは全く把握はしていないということではよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 基本的には村のほうで、例えばこれが障害を持っている方とか、高齢者であるとか、そういうカテゴリーの中での相談であれば障害相談事業とか、または包括支援センターとかそういうところ、また子供でしたらこども課のほうにつないでの範疇で対応しております。それ以外の部分での通常の世帯における相談においては、基本的には社協の困り事相談の窓口につないだり、直接的にパーソナルサポートセンターにつないだりと、そういう対応でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えばですよ、課長。村から社協の困り事相談に行きましたということで、今度は社協から村のほうに「この方はこういう状況で大変厳しい案件ですけども、どうしましょうか」というような、今度は社協からの逆の相談というのはありますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 すみません、今手元にそういった細かいデータがないものですから具体的なことはお答えできないのですが、印象的なお話であれば基本的に社協から帰ってくる相談もございます。それが多くは生活保護の申請に関する相談ということになってきますので、その段階でこちらのほうで受け取って、また生活保護の申請手続をサポートして、中部福祉事務所につないでいくと、そういう対応はございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今、コロナ禍にあるのですが、そういう相談は村のほうに今までありましたか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 実際にサポートが必要な方においては、相談の中で通常把握した中でサポートが必要と判断したときにパーソナルサポートセンター中部のほうにつないで、あちらの支援員に入っていて、家計支援に対応した障害を持った方とか高齢者の方とか、そういう方においては福祉課のほうで対応した経験はございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 子どもの貧困については様々な村民の暮らし、そういうものが厳しさを増しているというのは皆さん全て御存じだと。日々燃料が上がり、物価が上がり、パン1つ買うにも前まで100円を変えたのが、今はもう130円、140円というような状況の中で、我々もしっかり村民のことを考えてやっていかないといけないという状況ですので、そのためにも今後はより我々は村民の立場に立って貧困対策、あるいは貧困に陥るかもしれないような家庭もしっかり見極めて、先ほども言ったとおり村長が最優先で取り組んでいくんだというところはしっかりと各課肝に銘じて、心にとめて、今後と

も貧困を中城村からは少しでも少なくしていきたいという志は、これは当局も議会も一緒ですので、しっかりと手を携えてやっていきたいと思っておりますので、村長、ぜひお願いしたいと思っております。

それでは大枠の2番に移ってまいりたいと思っております。では①のほうからです。教育長の所見を伺いました。その中で教育長の先ほどの答弁の中で令和5年度、来年度まで実施はすると。これは空き教室があるというところで、令和6年度以降は恐らく事業者も決定し、設計も終わり、建設に取りかかるんだらうというところで、もう教室はないというところで、まずはこの中城小学校、津覇小学校の取壊しの時期というのはどのあたりになるのか、お願いできますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在PFI事業で業者選定を行っております。業者がまだ決定をしておりませんので、スケジュール的なことについては業者の提案に基づいて、実際の建築スケジュール、取壊しの時期が決まってきます。教育委員会として当初想定している時期につきましては、中城小学校が令和6年、津覇小学校につきましても令和6年より耐震化の関係で空き教室が利用できなくなるので、令和6年以降が取壊しの時期になると想定しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 冒頭これも教育長が、少人数学級を始めて今年目であると。そして強い思いを持って、この15人程度の学級を始めた。私も立ち上げからずっと見ているのですが、どうしても空き教室がないとできないような状況だというのは理解しているのですが、例えばこれを先ほど6教室、あるいは3教室ということで中城小学校、津覇小学校、その上で新築するのであれば中城南小学校も15教室、こ

れは必要になる。そういった場合には到底できないという判断だと思っておりますが、教育長が今まで5年間、この少人数学級をやられてきて、我々も今までいろいろな質問を行った結果、非常にいい取組だということを学校関係者、あるいは教育委員会、そして父兄の方々もそういうふうには、今は5年もやったものだから常態化して、ずっと続くものだというような父兄もいるものですから、中には外からわざわざ引っ越してきて、アパートに住んで少人数学級に入れたというような話もちらっと聞いたこともあるものですから、そういう取組の中で教育長が今まで5年間やられてきて、来年まで、次年度までやって、もう終わりにしましょうということで何らかの影響があるのかどうか。そのあたり教育長の所見を伺います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時31分）

~~~~~

再 開（10時32分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 具体的にどんな影響があるというのは把握はしていません。懸念される事として少人数があるために住所変更とか、転入してきたというのを避けるためにできるだけ早く周知をしたいと思っています。ですから令和5年度までの実施で終わりますという周知をできるだけ早くやって、そういう影響がないようにしていきたいと教育委員会としては考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 では今度は教育長のほうにですね、今年で5年目、もう12月ですからほぼ5年も終わると。少人数学級をやった5年間は終わるのですけれども、その中で教育長の強い思いで始めた少人数学級、それについて思いというのはかな、そういうのはどうですか。今

まででも満足だと言うのか。あるいは、まだ物足りないなというのがあったのであれば、その御意見をお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 満足というか、実施してよかったなということは思っています。先ほどもお話ししたように中城南小学校で実施できないということがとても心の中にありまして、いろんな人に相談しました。ただ、学力的な面だけを考えると学校間で差がありましたので、そういった面では好影響というのですか、そういう2つの学校の学力を引き上げるためのいい効果として出たのではないかと思います。その成果としても小学校の場合は、全国学力調査の成果としてはかなり上位のほうに去年も今年も上がってきています。それだけではないですけども、子供たちの非認知能力の部分に関して、不登校の問題にしても、好影響が出たのではないかと思います。ただ、できることであれば続けたいという思いはありますけれども、先ほど話したとおりの空き教室がないのもう実施は無理だろうと考えです。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 先ほど課長のほうから金額で言うと1教室2,700万円、トータルして9教室ですか、とすると2億2,000万円ぐらいになるということですけども、例えば今まで保育園、幼稚園から進学した場合、1年生の壁というのがありまして、そういうものを含めて今後は教育長、1年生を対象にした少人数というのは考えられたことはないですか。1年生だけを対象にした、例えば中城小学校2教室、あるいは津覇小学校1教室。その上の2年生からは通常学級というような話をしたことがあるのかどうか。いかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育委員会会議の中で、その1年生だけを対象にしたという話はいはし

ていません。小学校の教科内容として難しくなってくる学年が3年生なのです。1年生の内容というのは割と1人の教師で対応できるような、教科書にしてもそういう内容です。県の方針として40名ではなくて30名の学級編制になっていますので、そういった対応の部分でも1年生の場合は、まだほかの学年よりはいいのかなと考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば、今1年生から3年生までやられている。そして今、教育長が言われた1年生はそれほど重要ではないとは言わないのですけれども、負担は少ないというところで、ではこの1年生から3年生、あるいは1年生から6年生までの間に一番重要な年代を1学年でもやられるというような取組というのは教育委員会、そして教育長の頭の中には一切ないのかどうか。そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 議員のおっしゃる少人数によつてのこれまでの成果というのは、これまで得てきた5年間の成果は非常に大切であると考えています。また、少人数の成果は小学校からの取組でございますけれども、小学校に入学する前の幼児教育から、しっかりと少人数で得た成果につなげるということを教育委員会はやっております。確かに小学校3年生からカリキュラムが大きく変わって、例えば社会の時間が出てきたり、生活科がなくなったり、音楽の時間でリコーダーを使ったりと、技術的に子供たちに負担がかかる学年でもあります。学校の校内研修等を通して子供たちへのスキル、また支援等を村としても応援しながら子供たちの学びを保障していきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私もこの5年間を見まして、学校も年に二、三回回ってみている聞き、そして見て感じたのですけれども、

やはりその中で教育長が強い気持ちを持って取り組んだその成果は十分出ているなど。大きい成果だなど。子供たちも伸び伸びと、30人学級が15人程度の学級になって、よく発言もするし、これは今まで主幹からも相当言われた学習面だけではなくて体力、あるいは家庭への環境、そういうのも含めてすばらしい取組だなど思っている、本当になくなるのがもったいない、そういう思いで、村長もいい取組だという意見も相当聞いておりますし、そういう面からも何とかの形で残せないかなというような思いでちょっと食い下がっているのですけれども、それがどうしても教室が足りないというところできないと言うのであれば、もう致し方ないのかなというのがあるのですが、その代わり何らかの形でまた子供の支援がどういった形であればできるのかなというところもあるものですから、そこについてはぜひ教育長、しっかり少人数学級は次年度で、令和5年度で終わるのですけれども、それ以降何か特別にできるところがあれば子供たちのために、教育のために、そして子供たちの育成のためにしっかりと何らかの形で対策が取れるのであればぜひ継続をして、残していきたいと思っている、この件についてはもったいないけれども、費用対効果にしても私は十分行けたのではないかという心残りがあるものですから、そこはしっかり我々議員の気持ちも受け止めてください。

それでは②も先ほど、これに関連しましたので、③のほうに移りたいと思います。小中学校でのいじめ、そして不登校というところで、これは令和2年度が小学校は50名、令和3年度が28名、半減しているのですけれども、その要因、そういうのは何か心当たりがありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

まず2つあると考えています。1つは村で配

置している教育相談員の配置の見直しをしております。心理相談員、村で心理士の資格を持った相談員がいますけれども、まず相談員の配置の見直しを行いました。各学校で子供に寄り添った相談ができるように、まず体制を整えたということです。そして2つ目に教育相談の役割を、先生方も積極的になったということが一番大きいかと思えます。学校だけの対応だけではなく家庭訪問だったり、コロナで難しいところもありましたけれども、行けない部分は電話だったり、子供たちへ手紙を出したりと、子供たちに寄り添う施策を各学校が取り組んだ成果と考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは中学校も一緒でということで理解してよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

中学校の不登校の人数が令和2年度、令和3年度について人数が変わっておりません。現在、新規に不登校になる生徒数の減少にはつながっておりますが、まだ小学校、中学校に上がる段階での不登校が続いている子供への支援のみが、成果がまだあと一歩というところでございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時43分）

~~~~~

再 開（10時43分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 同じ中学校へも相談員の配置をして、同じということで受け止めて結構でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば令和2年度50件、令和3年度28件と、これは小学校です。中学校は8件から4件になっているのですけれども、

その主な内容というのは取り上げて、まずどう  
いうのがいいのか。そのあたりを伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 主な原因として  
は、友人関係とのトラブルという形になってい  
ます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 深刻な問題というの  
はありますか。それとも、普通に両方が相談す  
れば何とか解決できるような状況なのか。その  
あたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 まず確認いた  
します。令和2年度ですけれども、小学校のい  
じめの認知件数が50件という形でありましたが、  
解消した件数については37件、残りについては  
次年度以降も引き続き継続してやっているとい  
う形です。ただ、議員のおっしゃる重大事案に  
ついてはまだ確認はされておられません。令和3  
年度についてです。小学校のいじめの認知件  
数は28件中、解消が15件。残りについても重大  
な事案ではなく、解決に少し時間を要している  
という内容ですので、懸念されるものではござ  
いませぬ。中学校について、令和2年度、い  
じめの認知件数が8件、まだこれについては  
解消はゼロ件となっていますけれども、中  
学校については3年間という短い期間で  
解決をしていかなければなりませんので、  
ただこれが次年度、年度をまたがっての  
解決につながっているところ  
がございませぬので、成果が出ているとい  
うところはまだ目に見えてございませぬ。  
ただ中学校、令和3年度についてです  
けれども、いじめの認知件数は4件、  
これも令和3年度に向けて減りはした  
ものの、解消に至っては、まだゼロ  
件という形になっております。年を追  
うごとにいじめの認知件数は減って  
いっているという形ですので、年を  
追うごとに解決はしていると。年度  
内での解消はゼロ件ですけれども、  
年をまたい

での解決については進んでいるとい  
う形で理解してよろしいかと思  
います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えばこの件  
数の中で、生徒間だけではなくて保  
護者も入って何らかの相談があ  
ったというのがありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 昨年度  
についてです。私の記憶では小学  
校は2件、中学校2件、保護者を  
交えての相談がございました。い  
ずれも解決に至っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今度は不登  
校についてお聞きします。小学  
校は、令和2年度は7件、令和3  
年度で15件。ここは倍増してい  
るのですけれども、その不登校の  
原因、これは小中学校です。中  
学校は一緒ですが、これは同じ  
子供が継続して不登校になって  
いるのか。あるいは新たな子供  
が発生しているのか。そのあた  
りはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問  
にお答えしたいと思います。

小学校について、令和2年度から  
令和3年度にかけて継続して不  
登校になっている子供は3名、  
中学校については8名、不登校  
になっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 継続とい  
うことは、例えば令和2年度も  
ずっと休み、令和3年度も現在  
まで休んでいるという状況かと  
思いますが、その原因です。こ  
れは小学校、中学校、同じ原因  
なのか。そのあたりの原因を伺  
います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 主に  
継続して不登校になっている  
児童生徒の原因についてです  
けれども、大きな要因としては  
主に心因的なものが多いと報  
告されております。ただ、令和2

年度、令和3年度にかけてはコロナによって学校が休校になったり、感染対策によって学校に意図的に来ないというような家庭の事情で不登校につながったというところもございますので、今のところ、今後も子供たちへの支援を継続していくことが必要かなという形で考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 主幹、さっき恣意的…

○教育総務課主幹 宮城政光 心因的です。心因性です、すみません。

○9番 大城常良議員 心因性ね、分かりました。その中で解決策はどうなのかと思ったのですけれども、今、もう一回解決策のほうを、どういう解決策を模索してやられていくのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 質問にお答えしたいと思います。

まず不登校の子供たちで一番大事なことは、やはり孤立させてはいけないということが非常に重要だと思います。保護者も助けを求めているところがございますので、学校は最後まで子供たちを見捨てない、必ず子供たちを救うんだという使命感を持って取り組んでおります。実際に子供たちが学校に来るだけではなくて、逆に教師のほうから子供たちへの声かけだったり、家庭訪問だったり、現在コロナ明けで令和2年度、令和3年度と違いまして、現在においてはある程度緩和されているところもありますので直接家庭訪問をしたり、現在教育相談員を村として配置しておりますので、大いに関係機関とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 私は交通安全運動で今、小学校、中学校の子供たちとよく会うのですけれども、非常に挨拶も上手で前より大分よく

なったなという思いが、これは小学生も中学生も、こっちから挨拶をかければすぐ返してくれるというような取組があるものですから、まさか小学校で50件とか28件とか、中学校でもそれだけあるのがちょっと不思議だなと思って、本来だったら10件以下かなというようなところで、そんなに深刻な問題ではないのだろうと思っていたのですが、やはりそれだけの件数があるということは、先ほど主幹が言った何らかの原因はあるだろうというところで、これは相談員も含めてぜひいじめ、あるいは不登校の問題も、多分いじめられて不登校になったと。これも昔はそういうのもよくあったのですけれども、そういうところも含めて連携して取り組んでいって、ぜひとも中城村では小中学校はいじめ、それから不登校は相当少ないですよと言われるようなぐらいまで取り組んでいただきたいと思っているので、ぜひしっかりと相談員とも、そして学校とも連携しながら、特に校長先生と取り組んで、このいじめ、そして不登校はなくしていただくように努力を惜しまないでやっていってください。よろしくお願ひしたいと思います。

次に④過労死について、残業が令和3年度は15件、令和4年度は2件。これは相当数減っているのですけれども、令和4年度はまだ4月から9月ということですが、その減った原因というのはどういう原因があるのか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

まず令和2年度についてはコロナの影響で教職員による学校の消毒だったり、子供たちの下校後の対応だったり、また学習課題を届けたりと、コロナの影響による残業が4月の当初、そして夏季休業期間中に少し増えているところがございます。令和4年度につきましては、教育委員会からの助言、そして学校のカリキュラム、学習の内容だけではなく、会議等の午後の子供



たちが下校した後のカリキュラムの見直しなどによって、働き方を若干見直ししていった成果が表れたというような形で学校からは報告を受けております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 主幹とか教育長は特に御存じだろうと思いますが、今報道の中でも教員不足、そして教員のなり手不足、そういうのが叫ばれているのですけれども、本村についてはその教員不足とかについて何名ぐらい不足しているのか。あるいは全て充当しているのか。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

現在中城村においては小学校2名の教員不足が生じております。中学校についてはそれぞれ充当されております。小学校の2名のみが不足という形でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは定期の職員ということでよろしいですか。例えば決められた職員ということで、御答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 2名の職員につきましては産前休、産休のためにお休みが2名出ているために、今その補充がまだ着任していないという状況が3週間ほど続いております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今産休が2名ということでの話ですけれども、産休と言えは約1年ぐらいの期間になると思うのですが、その代替え職員というのはしっかり探しているのか。あるいはまた教頭、校長が、その受け持ちのところをカバーしているのか。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 現在5年生の学

級で産休の職員が1名、これについては校内で専科教諭を充てて不足がないように割り当てております。もう1名については特別支援学級の2名の学級担任の担任という形になっていて、隣のクラスと一緒に、合同的にクラスを合わせた学習指導が今やられていますので、今のところ子供たちに影響はないという形で考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 産休に入って3週間ほどですか。今後の取組としては、しっかり代替要員を探していく予定でいるのか。それはいつ頃充当できるのか。そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 新聞等でも教員不足が叫ばれているところではございますけれども、昨日も県のほうに伺いまして補充教員の要請をしに行きましたが、やはり中頭地区においても教員が不足しておりまして、他の地区にも問合せをしているところがございますけれども、他の地区においても同様に教員不足がございます。他の市町村においても教員の欠員が出ているということですので、教育委員会としても必死になって教員を探して、できるだけ学校の負担を減らしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ぜひしっかり探して充当して、定員は定員としてしっかり補充していただかないと、やはり教員が疲弊してしまったら、それを教える子供たちにも影響が出てくるというのは前々から言われているものですから、教員の心の病気、あるいは体の病気はそのまま教えている子供たちにもうつってしまうというような状況も多々あると思いますので、そのあたりはしっかり手当していただいて、子供たちをいかに教育、そして学びを最優先するのかというのも含めて教員が働きやすい環境、子供たちが学びやすい環境、そして教員が働きやす

い、いつも明るい学校というところを踏まえれば、これは学校の校門を入れればすぐ分かりますから、そういうことがないように教育長を筆頭に対応をしていただきたいと思います。

最後に⑤のほうに行きます。第3子以降の給食費助成事業です。そのほうは課長から、令和5年度より引上げができるように調整しているところですよということですが、これは金額にして約158万円ほどの金額になるのですが、これは村長に伺いたいと思います。今まで75%の補助をやられているのですけれども、次年度、令和5年度から今教育委員会、あるいは教育総務課のほうでは100%にしたいということですが、その財源はクリアして、多子世帯への支援をするためにしっかり無償化できると。そして、その財源はカバーできるということを考えていらっしゃるのかどうか、お聞きします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今の話は私は初めて聞きましたのは、今ここでお答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。今後予算組みも含めて、どういった形で優先順位をつけて、どういった形でできるか検討してまいります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 課長の答弁で先ほど教育委員会、あるいは様々な方から75%から100%に持っていきたいという、これは多分教育委員会の要望だろうと思いますが、しっかり村長も手当てして、しっかり話も聞いていただいて、ぜひ第3子以降でするので十分子育てできる環境、これも村長の一番重点的な政策だと思いますので、しっかりできるように取り組んでいただきたいと思います。

今、県知事選挙でも給食費の無償化というのは現県知事も公約に掲げているものですから、私はこれを相当期待しているのですけれども、すぐできるような話ではないのだろうなという

のも考えてはいるのですが、とりあえず村としては第3子以降の子供たちの給食費の無償化、それはしっかり次年度以降も取り組んでいただきたいと思いますので、関係各位ぜひ協議の上、158万円の財源は必要ですけれども、これはできるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに課長、これはもしもの話になるのですけれども、給食費無償化になった場合、現小学校・中学校トータルして大体幾らぐらいの財源が必要なのか。それが分かるのであれば、お答えください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えします。

詳細な金額は手元に資料がないのでお答えできませんが、1億円ぐらいの給食費が材料費として充てられていますので、その金額になります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 トータルして約1億円、子供たちの給食費に今かかっているということですが、1億円ということは到底、現段階では財源も含め様々な観点からも厳しいかなと思ってはいるのですが、やはり県が率先してそれをやっていただければ、県予算でできるのであれば一番いいのですけれども、そういうのも含めてやはり今必要なのは、我々はこの第3子以降の給食費の問題だということが念頭にあるものですから、村長、教育長はしっかり話し合われていただいて、それができるように私は期待もするし、しっかり対応していただけるものだと思っているのでよろしくお願いします。

最後になりますけれども、やはり子供たちの教育、あるいは村民の暮らしを見ていく上で当局も議会もしっかり現状を分析し、あるいは子供たちがいかにして住みよい中城、そして将来担っていく子供たちに、どういう支援ができる

のかというのでも十分考えながら、各担当課長は現時点での立場で何ができるのかというのは、しっかり取り組んでいって頑張っていたいただきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時02分）

~~~~~

再開（11時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは改めましておはようございます。サッカーの応援で皆さん寝不足になっていませんか。大丈夫でしょうか。それでは議席番号10番、比嘉麻乃、通告に基づきまして一般質問を行います。

大枠1、農業と福祉について。近年、農業と福祉を融合させた「農福連携」が全国で広がっています。農福連携事業は障害者の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、高齢者や生活困窮者の働き口を創出し、高齢化による後継者や働き手不足の問題を解消できると期待されており、国や自治体、法人等が支援する取組が行われています。目的の中に、雇用の創出と人口増加の効果や耕作放棄地の抑制と減少、農家と農業法人等の所得拡大効果があると考えられます。そこで、本村の農業と福祉について以下のことを伺います。①農福連携について当局の見解を伺う。②本村で就労支援を受けている方の人数を伺います。③本村で農福連携に取り組んでいる福祉事業所はあるか伺います。④本村で農福連携に取り組んでいる農家はあるか。⑤福祉事業所で行っている作業はどのようなものがあるか伺います。⑥有機農業での農福連携に取り組むというか、推進をする考えはあるか伺います。

大枠2、観光振興について。2年半以上に及ぶ、新型コロナウイルス感染症の影響により「観光立県」である、沖縄県の観光は大打撃を受けました。それでも、コロナウイルス収束後を見据えた、観光振興に向け前進しなければなりません。本村は世界遺産中城城跡を中心に観光資源は十分あります。そこで以下のことを伺います。①約10年間続いたプロジェクションマッピングが今年の10月の開催でファイナルを迎えましたが、今後、別のイベントなどが計画されているのであれば伺います。②11月に大阪の「なんば花月」で開催された『ハイサイ！うた自慢・まち自慢大会』で、我が浜田村長が沖縄県41市町村長の中から見事に優勝を勝ち取り、沖縄1に輝きました。その後、吉本などでもいいのでタイアップして、中城村を盛り上げるイベントとかそういった計画はあるのか伺います。③今、「日本初の国立自然史博物館を沖縄に誘致しよう！」という声が上がっておりますけれども、本村誘致に少しでも光があるならば積極的に話しを聞く考えはあるか伺います。それでは答弁よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては福祉課と産業振興課、大枠2番につきましては産業振興課と生涯学習課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠2番、観光振興についてでございますが、比嘉麻乃議員におかれましては私の優勝もそこで触れていただき大変ありがとうございます。今後も精進して頑張っていきたいと思っております。今後の観光振興、いろんなことを今実はというか、当たり前ではありませんけれども計画中でございます。やっとなアフターコロナ、ウィズコロナといいますか、それにおいてもいろんなことを計画し、例えば以前アーティストなどを招いてコンサートとかをや

りましたが、その世界遺産劇場の再開をできないかということで今お話をさせていただいたり、あるいは、先日はまたオキナワンヒーローズで非常に多くの方がお見えになって活気がありました。今月はまたわかってい、またツブキまつりを再開いたします。年明けにも花のカーニバル、これも再開いたしますし、いろんな形でコロナ禍以前のものにどれだけ戻せるか。そして、そこからまた新しいものが生まれていくか。これからの観光については我々の喫緊の課題だと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。あとはまた担当課のほうで答えさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは比嘉麻乃議員の大枠1、①から③、⑤についてお答えさせていただきます。

まず①です。厚生労働省及び農林水産省において推進する農福連携事業は、議員の御質問にあるように障害者や高齢者などが農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参加するための取組として大変注目されております。担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるなど相乗効果が期待されている事業形態であると認識しております。

②についてです。11月1日現在の障害福祉サービスの支給決定者数が、まず就労移行支援について12名、就労継続支援A型について46名、B型について97名、合計155名となります。こちらの方々が就労支援を受けている方々の総数となっております。

③11月1日現在、村内の福祉サービス事業所、就労支援をやっている事業所ですね。移行支援事業については1か所、A型について7か所、B型について5か所、計13事業所（9法人）が担っております。農業経営の就労メニューを提供する事業所は、A型で5か所、B型で3か所

となっております。また、農業支援に特化した事業所、こちらがA型の2事業所となっております。

⑤についてです。農業系の就労支援では、農業系に特化した事業所においては、畑での農作物の栽培から卸販売などの一連の作業を提供していると聞いております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それでは比嘉麻乃議員御質問の大枠1の④⑥と、大枠2につきまして先ほど村長から生涯学習課とございましたが、産業振興課のほうで答弁をまとめてさせていただきたいと思っておりますので御了承ください。

まず大枠1④農福連携に取り組んでいる農家についてでございますが、現在本村では農福連携に取り組んでいる農家はありません。

次、⑥有機農業での農福連携についてですが、沖縄県では他の地域に比べ温暖な気候で病害虫、雑草の多発や土壌中の有機物の分解も早く、有機農業を行うには極めて厳しい環境であると。そして一部においては積極的に取り組んでいる農家もいるかと思っておりますが、規模や特殊な栽培方法、技術を必要とする有機農業による農福連携の取組は技術的には厳しいかと思われま。今後、先進事例などを情報収集してまいりたいと思っております。

次、大枠2①の今後のイベントの計画について。10月に開催した「2022世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング」は3年ぶりの開催で成功裏に終わりました。アンケートからも好評の声が多数寄せられ、継続してほしいという御意見もございました。次年度以降における計画につきましては現時点ではございませんが、これまでも実施してきましたライブや舞台演劇などを積極的に誘致できるよう努めるとともに、観光協会におけるツアー商品の開発などを支援

してまいりたいと考えております。

②「なんば花月」後の中城を盛り上げるイベントについてですが、過去に中城城跡において吉本の漫才や花月劇場を開催したり、沖縄国際観光祭の一環で吉の浦会館においてお笑い、歌、舞台スタッフの体験講座を開催しております。今後も村長を先頭にしながら関係機関と連携し、多種多様なイベントにチャレンジしていきたいと考えております。

最後に③国立沖縄自然史博物館誘致についてですが、最近マスコミなどで話題となってきており、県内においてもシンポジウムの開催など機運が高まってきていると感じております。現時点では、中城への誘致に関しては検討しておりませんが、今後情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは順を追って再質問をしていきます。

まず農福連携のほうからです。この農業の担い手不足と障害のある方の就労の2つの課題を同時に解決できるのが農福連携ではないかと思っております。この農福連携という考え方が広がり始めたのが2016年頃だと言われておりますけれども、そのときに社会的に弱い立場の方々ですとか、あと活躍ができる環境整備を目的に、これは日本農福連携協会というのが設立されまして、その中に先ほど課長がおっしゃっていましたが農林水産省ですとか厚生労働省、あと民間企業、NPO法人、農家が一体となつての農業と福祉における課題解決のために取組がスタートしたと聞いております。

そこで再質問いたしますけれども、この大枠1に関しましては産業振興課と、あと福祉課の2課にまたがっているとは思いますが、それぞれまたどちらかが答えるか。あるいは、ちょっと調整をして答弁もお願いしたいと思っております。先ほどの答弁にもありましたけれども、現在本

村で事業を取り組んでいるとか、あと本村と関わっている農福連携がもし今ありましたらお尋ねいたします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

国のほうで推進している農福連携事業における関わりというのは、今のところございません。先ほど農業に特化した事業所が2か所あるというお話をしたのですが、そちらのほうでいろいろ模索をしながら、事業形態として今動いていらっしゃるというところで把握しております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 現在村内には2か所あるということですが、今のところ関わりは持っていないということですが、この農福連携を進める中でやはり行政が協力する必要があると私は思っているのです。また、行政が協力できることはいろいろあると思います。例えば農家と障害者施設のマッチングだとか、これは産業振興課と福祉課ができることでもありますし、あと最終的には農家で育ったものを収穫して、そして加工して販売する、いわゆる6次産業が後々は、やっつけば収入のアップにもつながるのかなと思っておりますが、その生産と加工は産業振興課。また、これを販売するのであれば観光協会の協力も必要だと思いますし、またその商品をふるさと納税の返礼品にするのであれば、これは企画課になるのでしょうか。こういうことから今後は行政も一緒になって、私は行政で取り組んでくださいとかではなくて、一緒に協力をしてくださいということの今回は要望になります。農福連携を推進していく必要が、私は行政も協力して推進していく必要があると思っておりますけれども、その件について伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

麻乃議員のほうから提案のあったように6次産業を含めた取組も必要かと思えます。福祉課、産業振興課のみならず企画課もございますし、考え方によっては教育委員会のほうの協力も必要かと思えます。その中で、行政と一体として取り組む中で産業振興課からすれば、まずは生産農家の御意見を伺うことが最も重要だなと思えます。現在、就労支援事業所のほうではいろいろ障害者の受け入れとか、もともと就労支援なので事業は展開できているかと思えますが、農家のほうにすぐ今そういった農福連携のことについて、まだ情報が私どものほうでもしっかり投げられていないところもありますので、そこもしっかり確認しながら行政としての一体感を持った取組について、やはり各課が連携していかないといけないという必要性を感じております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 確かに課長が本当におっしゃるとおりなのです。就労支援施設は農家のことをまだ把握できていない。また、農家にとっては福祉の面での知識がないということで、そういうマッチングを村がまとめてあげる。この人たちにとってはこれがいいよというアドバイスですか、そういうこともやってほしいと思えますけれども、村内では先ほど就労支援を受けている人が155名いらっしゃるということですが、これは主にどのような方の就労支援をしているのかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

現在行われている就労支援というものは障害者総合支援法、略称ですがけれども、こちらの法律に基づいて行われております。対象の障害種別としては身体、知的、精神、難病等の障害があり、18歳以上の方であれば、希望すれば基本的にはこの支給決定を行っております。また、先ほどお話しした事業所の種別ごとに提供され

るメニューが異なっております。就労移行支援というのは、基本的には一般企業へ就労する前の準備段階のプログラムが中心になっておりますので、こちらにはなかなか農業、農福連携というのは出てきません。多く出てくるのは就労継続支援A型事業になっております。こちらが最低賃金を保障した雇用形態ということで、基本的に支給決定を受けて訓練を受けるのですけれども、A型事業所と利用者が雇用契約を結ぶというのが基本的になってきます。その中においてA型事業所、そちらのほうで提携しているいろんなメニューが提供されていくと。その中には農業が一つあるということもございます。B型事業所につきましては最低賃金以下で軽作業を中心としたプログラムとなっておりますので、様々なこの3種の事業、また障害種別、本人の特性等、障害の程度とか作業能力等のアセスメントをしっかりとしながら、事業所の提供するメニューと合っているのか。そういったことを計画相談も交えながらマッチングされて、この支給決定が行われていくという流れになっております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 主に支援としまして、心身とか身体の障害をお持ちの方の支援が多いということですが、福祉の就労支援にもいろいろあると思うのですが、引きこもりの方の就労支援というのは行っているのか。例えばどのようなことをやっているのかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

本村において引きこもりに特化した事業というのは現在行われておりません。基本的に相談を受けながら障害相談のほうで、基本的には18歳以上の方の引きこもりに関する相談というのを受けながら、県の相談支援センターがじゅま〜るとかと連携しながら対応は行っているところ

ろでございます。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 現在引きこもりの方の就労支援は行っていないということですが、この農福連携の福祉のほうは障害をお持ちの方だけではなくて、先ほどもお話ししましたように高齢者、これは定年退職をしてもまだまだ元気で、あと農業に興味があるという方の就労ですとか、あるいは生活困窮者、今お話ししました引きこもり状態にある方など、多くの方々の支援に私はつながると思っております。その方々が相談する場所ですとか、その状況の把握、情報の提供ができるのが行政ではないかなと思っております。支援を求める方にとっても、農家にとっても行政が関わっていることで信用ですとか、あと安心感が持てるのではないかなと思いますが、そのことについて福祉課に伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

議員のおっしゃるように基本的にそういう相談が受けられて、マッチングとかコーディネートとかそういったことができれば、すごいいい形になっていけるのかなと思ってはおります。実際にそこまで対応できる相談員が育っていないというのが現状でございますし、また障害程度ごと、障害分野と高齢分野ということで今福祉課のほうで行っている部分、また引きこもり等の部分の社会福祉的な対応も一部やっているんですけども、なかなか総合的な対応として取れる体制が今、現状厳しい状況があります。先ほど産業振興課のほうでもお答えしたように、いろんな形で総合的なメニューという形で、村全体としてやっていけるような体制というのは今後いろいろ模索しながら取り組んでいきたいとは考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 現状は厳しいという

ことではあるのですけれども、今後模索をしながらいろいろと考えながら取り組んでいきたいということですが、農福連携のよさというのは課長も御存じだと思いますけれども、この農福連携を取り組むことで福祉支援のメリット、いいところを伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 先ほどお答えした部分も重なるかと思いますが、基本的にはやはり福祉的な支援としては働く場の提供が可能になってくるということが大きなメリットと捉えております。あとは、それをしっかりと根づかせるために長期的な、継続的な支援としてやっていくためにも様々な制度、体制、取組というのを構築しなければならないとは考えております。その構築において、いろんなメリットが今後生まれてくるかなとは感じております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 働く場の提供など多くのメリットがあるということですが、働く場もそうですが、この障害をお持ちの方にとっても、農作業には畑をまず耕すことから始まって種まき、収穫、発送の業務まで様々な作業がこの農福連携の福祉のほうではできるのですけれども、そして自然の中で過ごすことで体や心にもよい影響があるということで、農林水産省が発表した調査研究報告で、農業活動をした半数近くの方が精神面、身体面の状況が改善したという回答があったそうです。また、畑仕事は体を使いますので、また朝も早いですよ。朝も早いので規則正しい習慣が身について、引きこもりの方にとっては一般就労に向けた訓練にもなるということをおっしゃっていただきました。これがメリットというふうに言っていました。

では続きまして、今後は農福連携を取り組むことで農家にとってのメリットを伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 答えいたします。

福祉課長から答弁もございましたが、まず高齢化を含め農業を取り巻く環境が厳しい中で、特に農作業における、例えば農繁期といいますか、忙しい時期における人手不足の解消、労働力の分散によって別の作業ができていくということで、農家現場においては効率化が図られるものと感じております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 課長、そのとおりなのです。農家にとってのメリットというのは、福祉で就労したことで労働力の確保が、ほかの農家ができたりとか、営業時間が増えたとか、畑に出ないで営業に集中できるということで営業時間が増えたとか、あと経営の規模が拡大したということ。あと新たな販路の開拓にもつながった。やはりこの人たちの協力があるからこそ成り立っている農家も多くて、販路の開拓にもつながった。そして収入の増加があったということで挙げられておりました。また、やはりこれは何よりも人と人との交流が盛んに行われますので、地域の活性化になるというふうにも聞いております。

そこで聞きたいのですが、20年前に比べましたら本村の農家は減ったのか、増えたのか、あるいは変わらないのか。これを伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 答えいたします。

村の農家数は20年前に比べ減少したのか、増えたのか、現状なのかということでございますが、農業センサスのほうで確認しました。2000年の農業センサスで総農家戸数、中城村は713戸、20年たちました2020年には291戸、マイナス422戸の減少ということになっております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 本村も20年で本当に減少したと思いますが、これは全国で見ても農業経営体の数が2020年、今年は97万5,100人で初めて100万人を切ったそうなのです。今年。2005年は200万人だったというので、17年で全国で見てもやはり半分まで減っているということなのですが、一方で障害をお持ちの方は実は年々増加をしております、2006年から2018年の12年間で300万人の増加という調査結果が出ております。そういうことから農福連携は今後も取り組んでいくべきだなと改めて私も思いましたけれども、先日、2019年度の市町村民所得の発表を新聞のほうで見ましたが、中城村は県平均よりも2万円低い239万円だったのです。その2万円の所得を上げるためにもやはり農福連携、農家がもうかれれば所得もだんだん上がってくると思いますが、これを上げるためにも農福連携を推進して所得を上げれば、村の税収も上がりますし、その上がった分でまたさらなる住民サービスの向上にもつながると思いますが、そこで村長に伺います。

農家にも福祉にも行政にも、全てにとって農福連携はよい結果を生み出しているんだと私は調査をしながら思ってきたのですけれども、私はこういうふうの評価しておりますが、これまでの話を聞いて村長の見解を伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 答えいたします。

農福連携という言葉自体、恥ずかしながら私もまだこの1年か、そこらぐらいでしか知りませんけれども、内容的には理解をしているつもりでございます。ただ、やはりそのマッチングも含めて基本的には事業所と農家が共に利益を上げられる状態をつくり上げるのが我々の立場だと思っておりますので、いかにしてその利益を生む方法を考えていくのか。これだけ先ほど麻乃議員からの数値的なことが、農家の数も含めて減少しているということがもう明確になっ

ていますので、正直なところもうからないから減っていつているわけです。それをやはり事業所がタイアップすることによって、そうじゃないんだというところと、そしてもちろん福祉の部分でもここにどんどん参入できるということを確認にうたうことができれば、答えはできているのですけれども、なかなかそこに行き着くところの過程ができていないというところがもどかしいところではありますが、真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 私も農福連携についてだんだん調べてきたのが、やはりこの1年ぐらいでありました。本当に調べていけば調べるほどいいものなんだな、農家にとっても、また村民にとってもいいものだなと思っております。福祉から雇用へと言われるように、一般的な給与との開きをいかに縮めていくのかというのが、これから課題になっていくのかなと思っております。農福連携をされている農家にも聞きましたが、この支援者の皆さんがいるからここまでできると本当に感謝しておりましたので、本当にやりようによってはみんながウィン・ウィンできるものだなと私は感じております。

次に福祉課と産業振興課に伺いますけれども、今後本村で農福連携で就労支援がしたいよという方がいらした場合は、その相談とか協力を求めた場合、この方たちが農家、あるいは就労施設のほうでもいいです。相談や協力を求められた場合は真剣にこの方々の話を聞いてくれるか。その気持ちを皆さんに伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

現実的に相談が来た場合に、どういった受入れの仕方があるかということでございますが、先ほどお話しがありました福祉も含めた、その

相談の内容によりますが、例えば栽培技術の指導であったり、そういった農福連携事業の紹介、先ほどありました「こういった事業で、こういった予算が使えますよ」とか、その辺農林サイドで持っている情報をしっかり提供しながら、また福祉とも連携し、あと農地情報、農業委員会等も含め、そういったところに農地が空いていますよとか、そういったところの紹介をまずはやっていけるのかなという取組が今考えられます。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 福祉課としましては、まず現在やっている事業所においては基本的に産業振興課のほうの制度の御案内というのが早いかと思っております。新規事業所を一から立ち上げたいということであれば、その事業所の立ち上げ方法から始まって、農福連携のいろんなメニュー、国のほうで補助金等、交付金等もありますので、そういったメニュー等の紹介もしながら、こういった形態でやっていけるのか。基本的に事業所が立ち上がるということは利用者を集めないといけませんので、利用者のニーズというのもございます。村民のみならず近隣市町村の利用者の動向等もありますので、その辺は近隣市町村ともまた連携しながら意見交換をして、この新規の方の相談には対応していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 福祉課、そして産業振興課の今の思いをお伺いしましたけれども、福祉課長がおっしゃるように国からの補助金とかも結構ありますよね。それを知らない農家ですとか、福祉支援センターもありますのでそれをしっかり、農林水産省に電話とかファクスとかを送ってくださいというのはやってくれると思うので、実際に聞かれたときに待たせてもいいのでしっかりと聞いて、正しい情報を送っていただければなと思っております。

それでは、これも村長にまた聞きたいのですけれども、農福連携を推進するために先ほども話しましたように農家、そして障害のある方、そのまた御家族、そして農福連携にチャレンジしたい方がいつでも気軽に相談できる窓口、そんなに大きな窓口ではなくてもいいのですけれども、農福連携相談窓口の設置を提案したいのですが、これはいろんなところにあるかと言えば、大きな市だけなのかなと思ったのですが、そうでもなくて、高知県に離島を除いて日本で一番人口が少ない村、大川村がありますよね。本当に人口が359人の小さな村なのですけれども、その小さな村でも、電話で聞いたのですが、小さな相談窓口を設置しているよと聞いております。小さな村でも頑張っているなと思ったのですけれども、やはりそれは役場の方々、首長の思いで、どうしてもマッチングさせて村を盛り上げていこうという気持ちで、そういった相談窓口を設置したのかなと思っております。結構全国にはあるのですけれども、それを本村でも、すぐというわけにはいかないと思うのですが、やはり職員が勉強などをして調査をしてでないといけないとは思いますが、今やらないではなくて、それに向けて検討していただけないかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今比嘉麻乃議員がおっしゃったように大事なものはやはり我々職員、私も含めてのスキルアップといいますか、知識をもうちょっと吸収させていただいて、農福連携が今後こういった形に変わっていくんだ、あるいはこういう形になっていくんだという、これはビジョンも含めての話になると思いますけれども、そういう形が明確に表されて、そして入り口を今おっしゃったような相談形態が充実できるようにやっていくというのは、これからしっかり検討させていただいて、まずは我々がその知識をしっかりと吸収

することが第一だと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ぜひこの設置をしている自治体を例にしてではないですけれども、県外のほうには本当に多いので、特に高知県は多かったので、それを参考にして、決して大きく看板を掲げるではなくて、そういったのが村にあるよというふうに相談の窓口をつくってほしいと思います。行政によって違うのですけれども、福祉課の中にあったり、あるいは産業振興課のほうにあたり、この大川村というのは村づくり推進課、中城で言えばまちづくり推進課のほうになるかなと思いますけれども、またそこも一緒になってできればいいなど。私的には、まちづくり推進課も一緒になってやっていただければなと思っております。

本村の農業支援の中に新規就農一貫支援事業補助金というのがあると思いますが、その助成の対象者と助成金の額を伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

新規就農一貫支援事業という事業がございしますが、令和4年度から新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業という、ちょっと長くなりましたがそういう名称に変更になっております。こちらは新規就農に対しまして、補助対象事業費が上限で1,000万円、補助率が4分の3ということで、その補助金の4分の3の750万円が上限で、これは基本的には5年、毎年150万円、150万円ということで5年をかけて支援していくという事業でございます。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 その対象者に新規で農福連携の農業をする者は対象になりますか。伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

農福連携の事業者におきましても、青年等収納計画の認定という新規就農青年計画認定会議が村で、今月もございしますが、そういった認定計画を承認されれば可能と。状況を満たせば対象となるということでございます。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 農林水産省にもいろいろと支援はありまして、農林水産省は令和6年までに新たに3,000件の農福連携の創出を目標に挙げておりまして、令和4年度は農福連携対策として97億円を予算計上しておりましたが、その支援事業の中には150万円のソフト支援から2,500万円ぐらいのハード対策の支援があります。これは2,500万円のハード支援を受けるには、自治体の同意が必要という場合もあるそうなので、やはりこれはどうしてもやっていくには、大きな支援をもらうには行政のお力が必要ではないかなと思っております。今後も国の動向を注視しながら、それらの支援事業などもしっかりと把握をして、相談に来られた方にしっかりと説明ができるようにして、また皆さんも一生懸命学習をして、その相談に乗れるよう、一日も早い窓口の設置をお願いしたいと思います。

この就労支援ですけれども、先ほどのような支援があるのか、作業があるのかと伺いましたが、ほとんどこの就労支援というのは、今室内の作業が多いと思うのですが、これまでで室内作業のときは1週間に1回しか来なかった利用者が、何と農業に変わって施設外就労に変わった途端、毎日通うようになったということで、室内よりは室外がいい、畑に入れたほうがいいという就労者もやはりいらっしゃるようでございます。それに土いじりというのはリラックス効果もあるようで、きっと引きこもり状態

にある方にとっても、畑から青い空とか自然の空気を吸うことによって、前向きな日常生活が送れるのではないかなと思います。⑥の有機農業での農福連携に取り組むということで、これはまた今後も有機農業についてはまたゆっくり質問していきたいなと思いますので、今日はここでちょっととどめておきたいと思います。

では続きまして、大枠2番に移ります。観光振興について伺います。本当に今回のマッピングもすばらしかったのですけれども、今回のマッピング、2日間の入場者数を伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

10月29日土曜日が3,404人、翌日、30日日曜日が5,030人、2日間合計いたしまして8,434人の来場者がございました。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 今回だけではなくて、これまでのこのプロジェクトマッピングの開催で中城城、中城村自体も結構PRできたのではないかなと思いますけれども、今後は村主体というよりは、やはりお金がかかりますので、企業のお力も借りながら、沖縄は昼間は美ら海水族館ですとか、あと夏はビーチとかへ行きますので、どうしても夜のイベントというのが沖縄は少ないと言われております。夜の観光地としまして、今後はいろんな自治体でもやっていますけれども、県外でもやっていますがライトアップとか、あとバーチャル体験とか、そういう活用もしていただきたいと思ひますし、あるいは私の思いつきではあるのですが、王様と王妃の衣装を着用しての結婚式を企画するのもいいのではないかと思います。というのは今年、県内のリゾートウェディングの件数が過去最高の1万9,600組になると予想はされているのです。今年なのでもう少しあるのですけれども、

なのでリゾートウェディングならぬ、世界遺産でのキャスルウェディングというのもいいんじゃないかなと思っております。やはり世界遺産で何かをやるということは、ここで何かをされる人にとってはとても喜んでいまして、前に白鵬が中城城跡で土俵入りをした際に、白鵬と少し話すことがありまして、「世界遺産の前で土俵入りすることができたことが本当にうれしい。横綱であって本当によかった」という声もありました。本当に大変喜んでいたのを思い出しましたが、先ほどもお話ししましたようにいろんなアーティストとかを呼んで、世界遺産でいろんなイベントをしたいと、本当にいいことだと思います。アーティストも世界遺産で歌えることができた、演技をすることができたということの喜びもあるようでございますので、このキャスルウェディング、世界遺産で結婚式をやりたいなという人もいるのではないかなと思いますので、こういった企画もいいかなと思っております。ぜひ盛り上げていただきたいと思っております。

続きまして②ですけれども、村長、改めましておめでとうございます。優勝を見させていただきましたが、このまま吉本にスカウトされるのではないかなと思うぐらい本当に立派なトップセールスでございましたが、今後この吉本興業と一緒に、もう優勝したのですから吉本興業にも協力をしてもらっているようなことをしてほしいなと思いますが、私は村長らしく、子供たちにとっていいもの、めったにこういう経験できないことをイベントとしてもいいのですけれども、子供たちに対してなかなか村独自でできないこと、吉本の協力を使ってしかできないことをやってほしいと思っております。

続きまして、またいろんな提案もあるのですが、今回修議員が島ニンジンについてもいろいろと提案もしておりました。まち自慢のときにも大変村長が島ニンジンについて宣伝していた

ことを思い出しましたが、今後も島ニンジンについてもいろいろとPR、ものもPRしていただければなと思っております。

もう時間がないので日本初の国立自然史博物館についての話をしたいと思っておりますが、先日シンポジウムに行きましたが、そのときには琉球大学の西田学長ですとか、あと沖縄県経済団体会議議長の石嶺氏、あと美ら島財団の花城氏等、そうそうたるメンバーが誘致に向けて10年前から活動をしていたというのを知りました。この中城村でも9月に約1か月間、ロビーで展示会を行いましたけれども、今後自然史博物館誘致に向けて講演会とかを計画する予定はないでしょうか。伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほど麻乃議員からあったようにシンポジウム、30日に那覇市のほうであったということで、本村でも展示をやりました。規模が中城ですと吉の浦会館のほうで講演会等の会場にはなるかと思いますが、その規模にもよるかと思うのですが、ぜひそういったお話があれば教育委員会、生涯学習課も含め連携しながら、中城においてもそういった自然に関するいろいろな講演がありましたら、ぜひ誘致していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 周知に向けて、この中城村の吉の浦会館で議員も、また職員の皆さんも、あと村民も呼んで、こういった自然史博物館についての勉強、そして誘致に向けての思いというのを一つにしていければいいかなと思っております。ぜひこの自然環境の保全ですとか、新たな観光資源、雇用の創出、何よりも子供たちの教育の一環として、ぜひみんなで日本初の国立自然史博物館、沖縄に誘致というの

を成功させていきたいなと思っております。中城村に誘致というのは本当に難しいかなと思いますが、沖縄に誘致することによって相当の経済効果はあると思いますので、皆さん一緒に頑張っていきましょう。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時07分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 それでは、一般質問を行いたいと思います。

大枠1、道路行政についてであります。毎回の質問で①宜野湾横断道路（東西道路）の進捗状況は。②高速道路南伸線の登又地域の道路改修工事の計画はどうか。この道路は表層が凸凹している現状であります。何度かはパッチング的な舗装が行われていますが、全体的な道路整備は計画があるのかどうか。

大枠2、農地整備と農産物についてであります。①中城村の農地活用の現状と荒地の現状はどうか。耕作放棄地ですね。それとその活用はどのぐらい改善できたかどうかをお願いします。②新たな特産物、野菜を含めどのような生産を進めているか。現在島ダイコン、島ニンジンとかはよく手を入れておりますけれども、そのほかに、やはり中城特産と言えば島ニンジンのほかにいろいろな野菜を作るべきだと思ってこの質問をしております。ぜひそこをお願いします。それと、③今後の本村の農産物の取組。6次産業も含めていろいろな考えがあると思いますので、そのことをお願いします。

大枠3、健康保険事業についてであります。

自治体で一番予算がかかっているのは医療費だと思います。それを減らすための取組をどう考えているか。それと今後の医療費は増加するのか、減になるのか。その考えを伺いたいと思います。自治体も医療費を減らせば相当な予算が浮くはずですので、ぜひこの取組を。それで質問してありますので、よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては産業振興課、大枠3番につきましては健康保険課長の答弁を予定しておりましたが、今日は代理で元健康保険課長の副村長に答弁をさせていただきます。私のほうでもこの大枠3番に少し所感を述べさせていただきますけれども、議員お尋ねの医療費の数字的なものは後ほど副村長から答弁させますけれども、大まかな考え方としてちょっと余談になりますけれども、老人医療に限っての話で申し訳ないんですが、先日伊舎堂の敬老会に参加をさせていただきました。第100回ということで久しぶりの開催でしたけれども、本当に場内は笑顔笑顔で、あるべき姿が戻ってきたということ、これは老人医療に関してではありますけれども、やはり笑顔が非常に大事じゃないのかなという気がいたしました。そういう意味ではコロナ禍でいろいろ抑制もされてきていますけれども、今後健康増進についての講座も含めたいろいろなことをまた仕組んでいけて、明るく笑顔でそれをやれば多少の医療費の抑制につながるのではないかなと勝手に思った次第ですが、数字的なことはまた後ほど答弁をさせていただきます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1についてお答えいたします。

まず①の進捗状況につきましては、前回の一

般質問でも答弁しましたとおり、宜野湾横断道路については、事業化に向けて最新の将来交通量推計に基づく検討を行っているところであり、検討結果を踏まえて関係機関とも連携して、引き続き事業化に向けた取組を行っていききたいとのことであります。

②の道路改修工事の計画につきましては、今年度から南伸線の4路線の詳細設計を行っており、設計が完了次第、舗装構成改良工事に着手していく予定であります。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 金城 章議員御質問、大枠2についてお答えいたします。

①農地と荒地の現状についてでございますが、村内の農地面積は552ヘクタールで、耕地面積に関しましては244ヘクタールです。そのうち、土地改良区内の農地面積は205.9ヘクタール、土地改良区内の荒廃農地の面積は32.2ヘクタール、こちらは令和4年3月31日現時点でございます。先ほど当初の質問にはございませんでしたが、解消の面積等という御質問がございましたので、令和2年度の実績としましては土地改良区を中心に8.6ヘクタールの荒廃農地の解消を行っております。令和3年度においては0.8ヘクタールと若干実績が減りましたが、こちらに関しては農業委員を含めた最適化推進委員の皆さんがコロナの影響で各農家の訪問とか、そういった地主への訪問がなかなか取れなかったというところが理由であります。

続きまして②新たな特産野菜の生産についてでございますが、こちらに関しましてはJAを含めた関係機関と連携しながら現在新たな推奨品目に向けた検討を行っております。③の農産物の取組についてでございますが、こちらは農業振興ビジョンに示す重点品目を中心に生産振興に今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 金城 章議員の大枠3にお答えいたします。

医療費の適正化の取組として特定健康審査、人間ドック補助事業、特定保健指導をはじめとして重症化予防の取組を行っております。受診率向上のため、未受診者への勧奨事業を実施しております。生活習慣病の予防と早期発見、早期治療といずれも医療費抑制につながる事業を取り組んでおります。また、若いうちから自分の健康を意識づけるため、二十歳から健康診査、がん検診、40歳記念がん無料健診を行っております。今後の医療費の動向についてですが、今後前期高齢者の増加等に伴う増加傾向が予想されます。また、これまで診療報酬の改正等も行われ、今後も改正が行われる可能性がございますので、医療費は増加傾向になるだろうと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは順を追って質問します。この東西道路の進捗はまだないということですね。1つだけ課長に伺います。この東西道路は今基本設計はできているかと思えますけれども、取組に対してこれは路線変更とかは可能なのかと思って伺いたいと思います。今県が示している津覇に向けるものを中城の現状で、今奥間の地滑りが気になって、奥間の地滑り対策をしながら北進してこの当間の庁舎入り口のほうにまた曲げていくことも可能なのかなと思って、陸橋とかこの解釈でできて、実際にはトンネルより陸橋のほうがお金はかからないと思いますが、県にそういう要望ができるかどうか、伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず設計はまだ予備設計の段階でありまして、設計が仕上がっているということではありません。またこのルートにつきましても、令和2年

の2月の幹事会におきまして3案からこのルートに決定していますので、ルートの変更は厳しいものと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の予備設計ができていると。まだ予算化していなくて、それで本村が強力に訴えればできるのかなと思いますが、そこで県との打合せですか、それでまた提案できて予備設計とか予算面でまたどのぐらい差が出るのか調査を要望できるかなと思っているんですけども、着工して設計にもう取り組んでいたらできないと思いますが、トンネルよりはこの地滑り対策もできて、予算も多分陸橋とか普通の道路、斜面地を止めながらの道路ですので、予算もそんなにかからないと思います。トンネルよりは。そこが取り組めたらと思って今回また質問しています。ぜひ、このことは打合せ会議があったときにもう一度提案して、まだ予備ですので予算化もまだだと思しますので、ぜひこれに取り組んでいただきたいと思います。

それとこの南伸線ですが、登又の設計はいつから行うのか。4路線の南伸線の周囲の改良、4路線とさっき答弁がありましたけれども、どこどこなのか。この南伸線に関しては北上原の側溝も住民からいろいろありまして、対向車を避けるために側溝がその開いている側溝です。蓋がない状態で側溝があって、そこに車がよく落ちている現状です。その蓋がけとかそういうものも実際できるのかどうか。お願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在、4路線を設計していますが、その4路線はまず登又側の1号、2号の2路線。それから一番南側の南上原の10号、11号、この4路線を現在設計してまして、その設計が2月には上がる予定です。その後、工事に取りかかっていきますが、今の側溝の蓋がけの箇所はまだ設

計には入っていません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この登又の南伸線の道路ですね。これは全面補修か路盤から変える予定ですよ。路盤から全面舗装の予定ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

舗装改良工事になりますので、当然路盤から入れ替えて最後舗装までやっていく工事になります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 毎年毎年パッチング的な舗装しかやっていなくて、また同じ箇所が凸凹になっていますので、ぜひそれはちゃんと仕上がるようによろしくお願いします。

それでは大枠2に移ります。午前中で比嘉麻乃議員から農福連携の質問もありましたが、その取組も本当にいい取組だと思えます。農地の荒地とか耕作放棄地、その対策として私の考えるのは農業者育成をする施設を造り、そこに村民を一定期間雇用して、そこで有機栽培の野菜作りを指導しながら産物を作らせる、野菜とか農産物をこれを指導しながら作らせると。そしてその出来上がった農産物は学校給食に提供する。そういう施設が事業化できないかどうか。個人的に耕作放棄地を個人契約で貸そうとしたらなかなか貸し手が渋っている現状でありますので、そこを村がこの耕作放棄地を借りてそういう施設を造って利用する考えがないかどうか。村が事業化してこういう野菜を育てる村民を農業者育成ですか、そこに取組んだときには、やはり農業もまた一定期間で習得できて、それと終了後には自前で農業をやる人がまた増えてくると思います。それとまた給食にかかっている食材も自前で有機農法で作るので、子供たちにも安全安心な食育に関わるものにもつながっていきます。そういう考えがないかどうか。本当に子供たちに安全な食材を提供するのもいい

んじゃないかと思っておりますが、この件どうですか。事業化して、私の仮称ですが農業者育成事業とか、実際にはこれはまた貧困対策にもつながる現状ではあります。先ほど副村長からありました、ぜひそこをまたこの農業指導をやっていただいたら医療費の削減にもつながってくると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 金城議員からの農業を通した様々な展開、先ほどの農福連携もそうですが、提案を大変ありがとうございます。農業を振興していく上で就農者をつくる。また耕作放棄地の改善、それに伴う施設を補助事業なりで入れていく。それからまた地産地消の中で食材の有機栽培を通して給食センターへ通していく。いろいろなつながりが出てくるということは確信できるものと思います。しかしながら現状の中城村内の特に土地改良区内の和宇慶、当間土地改良区内を見ていると、集団化した荒廃地がそれほどないと。そこにはやはり集約化から必要になってくるとか、様々クリアしないといけない問題もあります。しかしそれを何もしないでいいのかというところではなくて、現在取り組んでいる農地の集約を始めた、耕作条件改善事業で今添石、来年から伊舎堂ですが、農道の整備も進めております。しっかりハード部門を整備しながら今のような提案を行政のみならず、先ほどからあるように出荷団体を含めたところとも調整してやっていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 以前にも一般質問に出したんですけれどもぜひ考えていただきたい。本当に農業者育成をしながらいろいろなことにつながっていく面もぜひ考えて取り組んでいただきたいと思っております。食育の件でも農産物の件で農薬とか、自然農法以外に農産物の害が出て、

子供たちに関わることがいろんなことが言われてきています。先ほどの比嘉麻乃議員からもありましたけれども、この農福連携、その面にも関わっていて、その農福連携の予算でも指導員の予算も一応あるはずなんです。指導員を派遣できるところもあるし、また農業関連でも産業振興課でもこの指導員の補助金とか予算とかあるはずなんです。そこも入れながら指導できると。今は農業をやる人がいないということは先ほどの質問でありましたけれども、そこも増やしていける一石何鳥かになると思います。ぜひ考えてほしいと思います。これはまた後日質問をやりませう。

それと、中城の新しい野菜というのはどういうものを考えているのかだけ、直接品目とかの名前はありますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まず農業振興ビジョンにおきましては重点品目を7品目定めております。こちらに関してはキャベツ、トマト、島ニンジン、輪菊、電照菊ですね。マンゴー、バナナ、サトウキビという7品目を基本的には重点品目として推奨していております。現在、ウチナー野菜の展開ということで島トウガラシであったり、そういったところも推奨しながら展開できるよう、今実証実験も含めてやっております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 課長、今おっしゃった品目はほとんど農家が今やっぺらっぺらるものですね。この事業化して農業者育成をやっぺらっぺらるというのは、台風にも耐え得る大型ハウスのもの、そこを造ってその中で育成する。先ほどの麻乃議員の質問に産業振興課長は有機農法は難しいと。確かに難しいです、有機農法は。ですが、ハウスの中でしてたら、ぜひ



この有機農法は取り組める現状かと思しますので、その面も考えて、そこで育成して年中野菜が作れる中城村というふうに、沖縄はほとんど夏場は野菜を作らずにそのまま何も…、野菜的なものは品目は少ないです。台風対策のために、そこもぜひ考えて今おっしゃったどこでも作っているようなものではなくて、本当に特産を手をかけずに作れる野菜もあります。ぜひこういうものを考えて、例えば生姜とか一番手間暇からず、生姜は取組は難しいんですが、小さい量で高値なんですよね。そういうものの取組とか、ほかにもいっぱいいろいろあるはずなんですよ。今学校給食に出ている食材で何が高いのか、そういう取組を考えていただきたいと思います。

もう1つだけ。農産物の6次産業化、今取り組んでいるのはどういうものがあるか。また、今島ニンジンの6次産業化も取り組んでいるはずなんですけれども、もっとほかにもいろいろあるかどうかだけ教えてください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

6次産業化ということで島ニンジンがまだ完璧にできているわけでもないという認識であります。さらに、それ以外の作物について6次産業化についても島ニンジンであれば農産加工であったりとか、その他あるかとは思いますが、具体的な事例というのが今のところは現実的には仕上がってはおりません。今後こういったところがそういった6次産業になるのか、若干若手の農家さんもいらっしゃいますので、そこからも意見をいただきながら、特に販路の拡大も必要になってくるかと思しますので、しっかり調査研究をしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは村長にお伺いします。

今のやり取りでやっています農業者育成の事業化をして村で取り組む考えは、農産物、学校給食にも生かせる、いろんな方面に生かせるこの事業化ですけれども、村長の考えをお聞かせ願えますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん議員がおっしゃるような形でできれば一番いいことだとは思いますが、そこにいろいろなことがまた付随してきますので、最終的な判断というのは簡単にはできないかもしれませんが、可能性がある限りそれを追求していくのはやはり義務だと思っておりますので、担当課を含めていろいろな意見をまた交わし合いながら考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひこれから農業にもまた取り組んでいただきたいと思っております。

それでは医療費のことで、健康保険課長がいらっしゃらないので副村長に。医療費が増加すると答弁がありました。もっと減らしていくためにこれからどんな対策を打つのかどうか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

医療費の抑制については先ほど答弁いたしました。健診の受診率の向上、それと保健指導の充実という形で進めながら、あとはこれまでの医療費というのが私が健康保険課で業務をやっていたときと、1人当たりの医療費がそんなに変わっていません。十何年前と大体一緒ぐらいで、現在の状況ですと1人当たり36万2,000円余りという、私がいたときにも34万円ぐらいの1人当たりの医療費がございました。その中で、県内と比較すると当時は上位のほうで推移をしておりましたけれども、現在は令和3年度の資料を見ますと21位という、そういう

状況です。今後抑制するために、以前高かった時期に医療費の分析というのを県から示すようにということで補助事業を行いました。レセプトから病名と医療費の状況を分析しながらどういった保健事業を進めたらいいのかという部分をいろいろ模索をしながら進めてきました。そういう中で現在の指導方針、保健指導とかそういう方針の中で医療費は落ち着いているのかなという感じは受けております。今後は抑制のためにそういう村民のどういった病気で医療費が賄われているのかというのを再分析しながら進めていければ抑制にもつながるだろうと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 そうですね、副村長もこれまで健康保険課の課長で携わったはずですがけれども、今までの状況で取り組んでいてやはり少しは少なくなっていると思います。もっと医療費を減らすためには、また違うところを取組をしないといけない。最近よく言われるのがゼロ次予防が言われていますけれども、健康をそのまま維持するためにどうするかということですね。そういう面もいろいろな考えで取り組まない、それと健康診断を受けて実際病気にかかっている方々が医療費はたくさん使ってはいますけれども、この健康な方が特定診断とか、先ほど若者が受ける無料診断とか、そういうものもありはしますけれども、健康な人がこの診断を受けたときに何か特例とか、無料以外に何かありますか、取り組んでいること。どんなして健康な人を診断に向けていく取組がどのようなものがありますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

どのような方法で健診に向けているのかという御質問ですが、これまでいろいろ自治会への健診のアピールをしながら、広報誌、個別の家庭へのチラシ等、健診の通知ですね。個別の通

知もやっております。そういう中で受診率の向上につなげていけるものと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ、健康で若者がまだ病気になる前の取組、そこをぜひ考えていただきたい。このゼロ次予防というのも健康づくりの行動を助けるための環境づくりであります。実際環境づくりをどうして取り組むのか。中城でいろいろな環境づくりをやりましますが、ボランティア的な活動もしっかりこの健康づくりになっていきますので、その支援もいっぱいやっていただきたい。この医療費削減はどうしても各自治体で取り組まないといけないものでありますので、もっと病気になる前の健康増進ですか、その部分に取り組めるような自前でも予算を出してぜひ取り組んでいただきたいと思っております。以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時03分）

~~~~~

再 開（14時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

○6番 安里清市議員 皆さん、こんにちは。グスーヨー、チューウガナビラ。議席番号6番、安里清市でございます。議長の許可を得て通告書に従いまして質問をいたします。

まず大枠1、PFAS汚染について。①村民が安心して水道水を飲んでいるか、アンケート調査をすべきではありませんか。安心な水道水を供給している自信はありますか。②血中濃度検査を住民組織で行ったことがマスコミで大きく報道されました。この検査は住民が組織をつくり、資金を集め、希望者を募り研究機関にお

願いをして実現されました。住民が自主的にやるべき範囲を超えているのではないかと思います。住民の不安を払拭するために行政が希望者を募り、やるべき検査なのではありませんか。③安心な水の確保のために、村が行った施策を伺います。④上地区の世帯の水道料金の減免を求めます。

大枠2番です。農振地域の除外方法。①一部除外ではなく、面的な除外（見直し）の方法について、プロセスを伺います。②新たな土地利用計画と農振地域の面的な見直しの関係を伺います。③面的な除外に向けた村民対象の意向調査をするべき時期ではありませんか。村からの積極的な関与がなければ面的な除外、見直しは進まないと思いますが、いかがでしょうか。④先ごろ行われた農家説明会は一部除外に向けた希望調査の説明会だったと思います。村はどの機会に面的な見直しに向けた動きを開始するのでしょうか。

大枠3、中城村・北中城村共同まちづくり計画。①令和3年度において同計画策定業務委託がなされましたが、進捗状況を伺います。②本計画と中部広域都市計画区域への移行に係る関係との関連について伺います。③中部広域都市計画区域への移行に向けた状況を伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては上下水道課と健康保険課、大枠2番につきましては産業振興課、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの大枠3番の共同のまちづくり計画について少し述べさせていただきますが、議員も御承知のとおり、昨年度から今年度にかけて北中城村との共同のまちづくり計画を今策定中でございます。いくなれば、中部広域に向けた下地づくりという形になります。

それが出来上がってきますと、それを基にしたことでまた協議が始まって、そしてそのときには恐らくタイムスケジュール的な話も当然出てくるものだと期待をしております。御承知のとおり、多少遅れども、こういう時期ですからそれも仕方のないところもありましたけれども、いよいよこれが出来上がってくると加速度的に進めていきたいと自分では思っております。今後またいろいろな協議を積極的に重ねていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは安里清市議員の大枠1の①、③、④についてお答えいたします。

まず①について、村は、住民が抱くPFOS等の汚染への不安を重く受け止めています。中城村は水源がなく、沖縄県企業局より石川浄水場系（下地区）と北谷浄水場系（上地区）の2系統より水道水として受水しています。企業局から浄水処理された水道水は、国が定めている50ナノグラムパーリットルのPFOS等の目標値に対し、平均で4ナノグラムパーリットルと安全なレベルに低減されていると認識しています。そのようなことから独自でのアンケート調査を行うことは考えていませんが、今後の動向を注視し検討したいと考えております。

続きまして③についてお答えいたします。沖縄県企業局長に対し、水道水の安全確保についての有機フッ素化合物の混入防止及び原因究明と対策に向けての要請書の提出を行ってまいりました。近年は、村独自でのPFOS等の水質検査を実施しています。また、議員の皆様においてもPFOS等が含まれない安心な水の供給を求める意見書を全会一致で可決し、県や国に提出したことは、とても心強く思います。

続きまして④についてお答えいたします。①と重複しますが、企業局から浄水処理された水道水は、国が定めている50ナノグラムパーリッ

トルのPFOS等の目標値に対し、平均で4ナノグラムパーリットルと安全なレベルに低減されていると認識しています。そのため、現段階においては水道料金の減免措置は考えておりません。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 大枠1の②についてお答えします。

PFOS、PFOAについて、人への影響についてはまだ研究段階であると思います。血液検査を実施する予定はございません。今後の状況を注視して検討してまいりたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 安里清市議員御質問、大枠2についてお答えいたします。

①面的な除外（見直し）のプロセスについて、農振農用地の面的に大幅な除外を行うには、まず、村の土地利用計画において、その地域の土地利用について計画を示すことが重要です。その土地利用計画を基に、新たに農業振興地域整備計画の策定を行う際に、その地域の農振農用地の面的な除外を県と協議する流れとなっております。

②新たな土地利用計画と農振地域の関係について、新たな土地利用計画において市街化編入の計画があれば、農振農用地の面的な見直しの対象になり得ると考えております。

③村民対象の意向調査について、産業振興課としましては、農業振興をする立場でもあり、農地の保全及び営農環境の確保は重要であると考えております。その中で、積極的な農用地の除外については慎重に検討する必要があると考えております。

④どのような機会に見直しの動きを開始するかについて、土地利用計画において新たな地域

において市街化編入の計画があれば、面的な農振農用地の見直しを検討いたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠3についてお答えいたします。

一括して答弁いたします。令和元年5月に中城村長、北中城村長との連名で、中部広域都市計画区域への移行を要請し、その後の区域区分検討協議会において、無秩序な市街化防止や計画的なまちづくりの実現方策に向けて、中城村、北中城村共同のまちづくり計画の策定を行う必要があると示され現在共同で策定中であります。国、県、有識者で構成した計画策定委員会を開催し意見を伺い、計画を策定しているところであります。計画策定後、中部広域移行に向けて協議を行っていくこととなります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 何点か再質問いたします。PFOSの汚染についてお伺いいたしました。先頃発表されました新聞報道では、血中濃度検査の結果が非常に高いということで、私も驚いていますが、皆さんも同じだったのではないかと思います。ちなみに、今年の6月から7月頃にかけて、この血中濃度検査は6市町村7会場で387名の採血を行って実施がされております。分析結果はPFOS、PFOAが最大3倍以上、PFHxSが最大14倍というふうな公表がなされました。そのうちの27名の方は処置が必要というような段階だということで報道がされました。昔から治山治水は政治の基本だと言われております。この場合の治山治水の意味は川を治めるということだと思っておりますが、水はそれほど大切に重要なものであります。そこで伺いますが、村民が飲料水に不安を持っているのかいないのかの調査をなされて、それを取り除くということも行政の役割ではないでしょうか。先ほど飲水が国の示した暫定基準値以内だということで調査についても後ろ向きな御答弁があ

りましたが、村民が不安に思っている状況を取り除くということについて、行政の役割としてどうお考えなのか伺います。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

アンケートを取らないかということですが、アメリカ環境局保護庁がPFOS等の生涯健康勧告値を大幅に下げてきた経緯がありますが、法的拘束力がなく、浄化に関する規定もこれからだと言われていています。しかし、飲料水に僅かな量の混入も認めないとする極めて強い姿勢だと認識しています。村民がどれほど毎日飲む飲料水に対して不安な気持ちを送っているのかも重々承知しております。しかし、現時点において国が定める50ナノグラムパーリットル以下のため、安全な水道水であると認識しております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁としてはやむを得ないのかなという気もいたします。課長がおっしゃっていたアメリカの環境局が定めたPFOSやPFOAの値というものは、自然の雨水の中にも含まれるような低い濃度というふうなことが言われております。PFOAがコンマ024ナノグラムパーミリリットルというふうな非常に低い値で、アメリカのほうではそれに基づいてこれからいろんな規制がなされると思うんですが、日本の国もこの問題について動き始めるのはこの数値を参考にするのかどうかということは定かではないのですが、そういうようなことが報道にございます。ここで、大変ぶしつけですが、浜田村長に所感を伺います。先頃発表されました新聞報道での血中濃度検査の結果について、どのような感想をお持ちになりましたでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時34分）

~~~~~

再 開（14時34分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

新聞報道については知っておりますけれども、これがどう影響するののかも含めてこの議会の中で私の答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。お気持ちはよく分かっているつもりでございます。ただ、これが先ほど担当課長からも答弁がありましたとおり、その範囲内での話であれば、またうかつなことは申し上げることはできませんので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 国の定めた50ナノグラム未満というふうな数字が非常に力を持ってきていますけれども、これは専門家の御意見だと、根拠のない数字だというふうなことをたくさんの方がおっしゃっています。過去の公害病は被害者救済に向けた取組が早ければ大分軽減できた部分があると言われております。歴史に学ぶ姿勢として検査の実施を要望したいと思えますが、この被害の状況、村民の置かれた状況を救済するためというふうなことではなくて、暫定的な指針値に対してどうなのかというふうな程度ででも希望者、特に上地区何名の方、下地区何名の方というふうなことで、今この機運の中でやるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時36分）

~~~~~

再 開（14時36分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えします。

先ほども答弁いたしました。健康被害についての基準というのが決まっておきませんので、結果、どういった比較、下地区、上地区の比較

をするということですが、飲み水以外の部分も含めてこのPFOS、PFOAというのは使われております。そういうことで、先ほど答弁したように今のところ予定はしておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 先ほど、安心な水の確保のために村が行った施策ということでお伺いいたしました。かなり以前の話ではありますが、329号を通る水道の本管のほうから、上地区のほうに増圧ポンプでもってポンプアップをして上地区の水道水を賄っていた時期があります。その当時は石川浄水場系の水が供給されていたと思われませんが、これからずっと将来にわたって今の比謝川浄水場系の水を上地区の方々に供給するというようなことは大変好ましくないことだと思います。当時のような状況について、いま一度水道責任者として石川浄水場の水を村民に供給する方法について御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

以前は石川浄水場系統から新垣、登又部落に対しましては配水していたかと思えます。人口増加によってまたダムも、国ダムも整備されたことによって系統が変わってきたかなと、北谷浄水場も完成しまして系統が変わってきたかなと思っております。石川浄水場系統からまた上地区に運ぶことは一応可能ではあるかと思えます。ただし、今県の水安全計画と整合性を図りながらこれはまた調整していかないといけないかなと思っております。今7次の拡張事業が水道事業では始まってはいますが、これが令和10年度までの拡張事業になります。今後、もしそういうふうな系統を変えることが可能であれば、また8次の事業にのせましてその辺は調整ができるかと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 非常に無茶な提案をしたのかなという気もしますが、やはり現在南上原地区の人口の増加を見れば、先ほど申し上げたようなポンプアップでの給水ということは非常に困難な状況なのかなとは思いますが、ただ、これが今年、あるいは来年、再来年、2か年以内には石川浄水場系の水と同じ程度にこのPFOS、PFOAの値になるのだということであれば今の状況でもやむを得ないのかと思えますが、これが将来にわたってずっと、あと何十年もそういうことが続くということであるならば、積極的にお考えを決めて、覚悟を持って県企業局の給水計画あたりについても物を申し上げて変更を求めていくというふうなことが、行政としては必要なのではないかと思います。北谷浄水場自体の取水の変更を求めるか、村の給水ラインを石川浄水場系に切り替えるか、そういうことが今の不安、特に上地区の方々の不安を打ち消す最優先に考えられる方法だと思います。村としてこの問題に対して何らの方策も現在見いだせないような状況があると思えます。上地区の水道水の減免に対しても基準値以内だということでも取り組むお考えもありません。少なくとも安心な水が供給されていると考えられる時期まで、期限つきで水道料金の基本料金の何割かを差し引くんだというふうなことについて御検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

先ほどから申しています村が住民が抱くPFOS等の汚染への不安は重く受け止めています。特に上地区に関しましては、入ってはならないPFOS、PFOAが混入されている状況です。重複しますが、安全なレベルであるという認識であることから、減免のことは現在は考えておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。

料金の減免も考えられない、確実な給水ラインの変更もまだ考えられないというふうなことで、同じような料金を払いながら異なった種類の水を供給されているということについては、公平な行政ではないのではないかとということで御指摘をしておきたいと思えます。上地区の住民の方々の命の水に対する不安を解消するために、また今後とも村長以下皆さんのお力で解決に向けて頑張ってくださいと思います。

次に大枠2のほうで、農振地域の除外について申し上げました。プロセスについて伺いましたが、中城村は今現在このプロセスの中でどの辺まで着手されているのか全く手がつかない状態なのかをお伺いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時45分）

~~~~~

再 開（14時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

今年度から農業振興地域整備計画の見直しということで、平成30年以来5年ぶりということのみなし作業を10月の中旬から伊集のほうから説明会をやり、アンケート調査の実施、それを取りまとめて今月末までに除外の申込み、申請書を受け付けしまして、3月までにそれを取りまとめて、来年令和5年度、2年かけてですが、令和5年度に県との協議が始まっていて、5年度の末には見直しを基本的には終えるというスケジュールで行っております。ただし、工程の中では県との事前協議が長引く場合には、少し6年度までずれ込む可能性もありますが、現時点では令和5年度、2年間で見直しをするス

ケジュールで取り組んでおります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 先ほど行われたアンケート、それから各地域を回っての農家説明会の中で一部除外、あるいは全面除外、全体的な見直しについてのお話がされました。現在、中城村自体は中部広域都市計画区域への移行に向けて動きを始めております。この移行に向けた準備作業の中で新たな土地利用計画を策定し、中城村の土地利用における考えを明確に示すことが必要だと思います。計画性が見通せない区域の状況、計画が策定されていない状況の中で、農用地区域の除外について沖縄県が真剣に見直しに取り組むとは思えませんが、新たな土地利用計画との関係で再度お伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

少し説明と申しますか、基本的には中部広域に移行いたしましても農振農用地区域の計画、農振の制度、農地を含めた農地法の適用はそのまま継続されます。安里議員御質問の土地利用計画につきましては、現在各検討委員会を設置してこれからそれを策定していくという段階であります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 9月に実施されたアンケートの内容及び結果について、また村民のそれらの調査に基づいた意向は示されたとお考えでしょうか。アンケートは全農家が対象だったのででしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

アンケートにつきましては全農家ではなくて、全所有者、登記簿上の所有者のほうに送付させ

ていただいて実施させていただいております。ちなみに1,977通送付しまして、現時点で490通の回答がございます。中身に関しましては途中経過の説明会でも説明したとおり、最終的な集計はまだ終わっておりませんが、後継者が7割近くいないとか、なかなか厳しい状況のアンケートの内容にはなっていたと認識しております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 農家説明会の資料には、中城村農業振興整備計画全体見直しに伴うとの副題もついていました。また、資料の中に農用地区域の除外に当たっての項目には農用地計画の除外も含めた計画であるとされています。農業振興地域制度については、御承知のように大臣が政策審議会の意見を聴いて基本方針を策定し、県知事が基本方針に基づいて農業振興地域整備基本方針を定め、農業振興地域を指定すると。それで指定を受けた市町村は、農業振興地域整備計画を定めるとされています。この農業振興地域整備計画の中で9項目にわたって定めるべき事項が列挙され、この項目の中で農用地利用計画が挙げられております。中城村農業振興地域整備計画は過去4回の見直し、変更がされております。直近では平成30年度というふうにされております。そこで、今回の中城村農業振興地域整備計画の次回の、これから後の整備計画の時期、見直しの時期について令和何年がその見直しの時期になるのかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

現在進めております計画が令和5年度で策定する予定でございます。おおむね5年ごとに見直しをするということが通常の流れとなっておりますので、次回といたしますと、単純にいけますと令和10年が5年後ということで、先ほど説

明しましたが若干県の事前協議がずれて、1年ずれ込むと11年になったりとか、それほど大きなずれはないと思いますが、おおむね5年をめぐりに見直しを進めております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今回のこのアンケート関係及び農家説明会は、この見直しに向けた準備だったというふうな受け取り方でよかったですでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 そのとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これから令和5年に向けて、この中城村農業振興地域整備計画の見直しに際しては、海岸の平坦部、それから傾斜地帯、そして台地部分というふうなことで7か所の農用地区域が指定をされておりますが、その7地区の農用地区の大幅な見直しということも今回の見直しに反映されるのか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

基本的には大幅な見直しというよりは、先ほども答弁いたしました、産業振興課としましては農地の保全及び営農環境の確保は大事だという立場から、まずは申請を受け付けて地権者の御意見をしっかりお伺いしながら、そこをまた計画に反映していきたいという考えでおります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そうすると、これは所有者の方の申請ですので、一筆一筆の事項に係るものだというふうになるかと思いますが、そうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会



事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

基本的には地権者の意向を優先したいと思いますが、説明会でも若干お話しさせていただきましたが、例えば地域において、この地域については一定の何とか原とか小字名とかもしありましたら、この辺はもう一定レベル外してもいいんじゃないとか、そういった自治会とか集落においてその辺の要望がありましたらその辺もしっかり受け付けてまいりますということで説明会では説明しております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今の御答弁だと、例えば去年でしたか、泊地区の住民の方々が発電所近くの土地について十何名かの方が嘆願書を出された経緯がありますが、向こうが難しいというようなことがもしあるとした場合において、見直すような方針についてさっきのアンケート、それから説明会で募った回答を基に一団の土地を見直すというふうなこともお考えなんですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

土地利用に関しまして、平坦部、土地改良区におく場合と例えば傾斜地、新垣のような台地部におきましても条件は変わってくるかと思えます。基本的には説明会でも御説明しました除外に関しての5要件というのがございますので、その要件等、集団性を失わないとか、そういった部分も勘案しながらでありますので、例えば想定されるべきであればもう既に山林原野化した地域とか、地域と申しますか表現がうまく言えないのですが、そういった場所を今回は農振から外しましょうとか、そういった地域において要望がございましたら、そういったところも

しっかり調整はさせていただきたいと。ただし、先日お話のあります土地改良区の一定部分を全てやりますよというのは、今のところは想定はしておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ありがとうございます。もう少し踏み込んだ見直しがされるのかと思って期待はしていますけれども、なかなか難しいように思います。農振地域の除外について多くの村民の方々が期待をしているところだと思います。職員の皆様の仕事量の増大も懸念されますが頑張ってくださいと思います。ただ、無秩序な開発は許されるものではありませんし、現在頑張って農業に取り組んでいらっしゃる方々の予算的な、あるいは制度的な支援もおろそかにはできないと思います。中城村の農業を守りながら農振地域の除外が村の農業の衰退につながることはないように、計画的かつ速やかに取り組んでいただくよう求めたいと思います。

次に大枠の3について、中城村・北中城村共同まちづくり計画について進捗状況を伺いましたが、両村の共同のまちづくりという、共通点である中城城跡を核とした構想と思われませんが、中城村自体には歴史まちづくり法という法律の活用に向けて取り組む用意があるかお伺いしたいと思います。歴史まちづくり法は、その目的として歴史的風致維持向上計画を定めることにより国による認定を受け、国の支援を受けて個性豊かな地域社会の実現を図り、健全な文化の向上に寄与するという目的があります。現在、全国で83の都市が認定または認定移行との資料があります。沖縄県では令和2年時点で認定を受けている自治体はありません。村としては、歴史まちづくり法の適用を視野に共同のまちづくり計画を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

令和2年のアドバイザー会議におきまして、そういった歴まち法を適用したまちづくりも検討してはいかがとアドバイスがあったんですが、その歴まちにつきましては、我々が中部広域へ移行するものと共通するところはあるんですが、その共同のまちづくりとしては城跡に特化した城下町、その辺の整備しかできないところもありまして、現在のところはこの歴まち法を活用した共同のまちづくりは共同では考えておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 この歴史まちづくり法ということについてちょっと聞きかじったところでは、非常にいいものなのかなと思ったんですが、既に令和2年度の段階において御検討されたということで大変進んでいらっしゃるのかなと思います。

次に、この中城村・北中城村共同のまちづくり計画の進展がなければ、沖縄県は中部広域都市計画区域への編入を認めないというふうな方針だと伺っていますが、確認できますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、区域区分をなくした場合の無秩序な市街化形成にならないような計画を両村でつくることを指示されております。ですから、まずその協議に入る前にはその共同のまちづくり計画、そこを策定して移行への協議に入っていくことになっております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 両村の共同のまちづくりの計画策定も既に終わったんだろうと聞いていたんですが、お聞きしましたら令和3年度の予算が令和4年度のほうにまでずれているということで、いよいよ中部広域都市計画区域への移行が迫ってきたのかなという感じもするんですが、この件は令和元年5月に中城村長から、そして北中城村長を含めて県への要請がなされ

たわけでございますが、3年六月が過ぎます。この期間は新型コロナの影響もあって進行の度合いがほとんど感じられないと思います。県の土木部の資料では、那覇広域都市計画区域区分の第7回目の見直しの目標年次が令和7年とされております。これは令和7年度が県の目標年度として確認は大丈夫ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

県の計画上は令和7年の計画見直しということで、今議員がおっしゃったとおりのスケジュールになっております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 この県の見直しの時期に向けて、多分今令和4年の末、5年、6年として、いろいろな作業が予測されると思うんですが、中城村の目標としてその令和7年に達成可能なのか、見直しをお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在の県との協議の中では、令和6年までに我々の中城村・北中城村共同のまちづくり計画を作成し終えて、次の見直しに向けて令和6年までに県との協議を終えるスケジュールとなっております。ですから、今回の令和7年度からの見直しで中部広域へ行くということではございません。それまでに、前段の協議を整えておきなさいというスケジュールになっております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 中部広域都市計画区域へ移行するんだということで目標を掲げて進み始めてはいるわけでございますが、なかなか道はまだ遠いのかなということを感じます。ただ、ぜひ頑張って目標達成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

本日は3点にわたり質問をさせていただきました。いずれも重要な課題であり簡単に解決が難しいことは承知をしております。村民の声を

届けることが私の使命だと思っております。P  
FOSの問題、農振地域除外の問題、そして中  
部広域都市計画区域への移行、共同のまちづく  
りなどについて村民の切なる思いだと、願いだ  
として村当局にはまた今後も頑張ってください  
たいと思います。以上、終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般  
質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。

散 会（15時07分）







## 令和4年第11回中城村議会定例会（第3日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和4年12月5日（月）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和4年12月7日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和4年12月7日（午後2時54分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                                | 大 城 常 良   |
|                                                 | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                               | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 3 番             | 比 嘉 護               | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                               | 新 垣 博 正   |
|                                                 | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                               | 伊 佐 則 勝   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 6 番                                | 安 里 清 市   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 比 嘉 昌 子   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | ま ち づ くり 推 進 課 長                   | 金 城 勉     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 欠 席                 | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 欠 席                 | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |

議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |



○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に桃原 清議員の一般質問を許します。

○4番 桃原 清議員 皆さん、おはようございます。議席ナンバー4、桃原清。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。読み上げて質問いたします。

まず大枠1、村道の安全管理の件。①村道南上原奥間線の奥間向け左側歩道のそばの民地に生えている、ずっと以前に剪定されたであろう樹木(ベンジャミン)が、歩道にせり出してきた大変通りにくくなっています。木の枝と防護柵の間の幅が大体50センチ前後、狭い所は20センチもないような場所があります。距離は約45メートル、安全に通行できる状態ではない。村はこの状況をどう見るか。道路管理者として、対策を考えた事があるか伺います。

大枠2、護佐丸大使認定の件。先般、観光協会では4組の護佐丸大使を認定したとのことですが、その4組がどういう人達か。またその認定理由について伺います。

大枠3、窓口業務の1時間停止の件。①現在、執行部では12時から午後1時までの1時間、1階フロアを消灯し、窓口業務を行っていないようだが、その状態は何時からか。またその理由は何か伺います。

大枠4、高速道路インターチェンジ建設の件。北上原で建設予定されている高速道路インターチェンジの進捗状況について伺います。以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番と大枠4番につきましては都市建設

課、大枠2番は産業振興課、大枠3番は総務課のほうでお答えいたします。

私のほうでは大枠2番の護佐丸大使認定の件で、観光協会の会長としてもこの認定式に参加をいたしましたけれども、おかげさまでマスコミ、テレビ、新聞にも大きく取り上げていただいて、非常に認知度は高まったのではないかと考えております。特にこの4組の方々には、村内外で中城あるいは城跡、いろんな中城全体のアピールを大いに期待をしているところがございますので、それをまた見守っていきいたいなど、応援をしていきたいと考えております。詳細については、また担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1と4についてお答えいたします。①の指摘箇所につきましては、主の方で剪定などを行っており、歩道にせり出している部分について主の方に剪定の相談、依頼を行ってまいりたいと考えております。

大枠4については、前日の金城議員への答弁と重複しますが、中城IC及び宜野湾横断道路は一体の事業として位置づけられており、現在事業化に向けて最新の将来交通量推計に基づく検討を行っているところであり、検討結果を踏まえて関係機関とも連携して、引き続き事業化に向けた取組を行っていききたいとあります。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 おはようございます。桃原 清議員御質問の大枠2、護佐丸大使認定についてお答えいたします。

11月21日に、中城村観光協会において護佐丸大使認定証を授与されました4組の護佐丸大使についてでございますが、まず1組目、中城南

小学校5年生の比嘉勇瀬さん。勇瀬さんは、護佐丸を恐竜に例えた絵を描いてSNSで発信しております。2組目、新城 彰さんにつきましては、護佐丸の生涯、歴史を含め説明をできません。3組目、中城村イメージキャラクター「護佐丸」、音楽やダンスで中城村を盛り上げております。4組目、MC護佐丸with. いーちふぁ君、ラッパーとして現代に蘇った護佐丸に扮し、歌やガイドを行っております。

認定理由につきまして、この4組におきましては1年間、先ほど村長からもありましたが中城村の歴史的人物「護佐丸」の魅力を広く紹介することと護佐丸をコンテンツとしたイベントづくりを目指して護佐丸大使に認定し、それぞれ活動をより一層の躍進と、中城村観光協会などのイベントに参加しながら護佐丸や中城城跡のPR活動を行えることで今回の認定となっております。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 窓口業務についてお答えいたします。

役場の開庁時間は、午前8時30分から午後5時15分までで、正午から午後1時までは休憩時間となっております。しかしながら住民生活課や税務課など、多くの住民が利用する窓口におきましては、休憩時間も当番制で対応しております。休憩時間に対応している業務は、住民票や納税証明書等の各種証明書交付業務でございます。各種届出や資格審査、相談業務等につきましては、専門性を有するため休憩時間の窓口対応は行っておりません。なお緊急の場合や事前に相談があった場合などは、柔軟に対応しております。また休憩時間につきましては、節電のため、全庁的に電気を消灯しております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では順を追って再質問を行います。

まず大枠1について再質問を行います。私は、

10年ほど前から通勤コースとしてこの道を通っておりますが、歩道がちゃんと人が通れるような幅に剪定されているのを10年ぐらい見た覚えがありません。表面の軽く葉っぱだけを剪定したことがあるかもしれませんが、普通に人が通れるような幅で剪定されている状態を見たことはありません。ここはずっと通りにくい状態で、10年ほど前からしか分からないんですが、ずっと通りにくい状態で、今主のほうに働きかけるといことですが、この主のほうにすぐには剪定してくれない場合、課長はどういうふうに対応しますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

これまでも主の方は定期的ではないかもしれませんが、剪定しているのを見かけたこともあります。これは個人の所有になりますので、我々村が対応することは厳しいのかなど。継続して主の方に呼びかけていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 主のほうに働きかけてやるということが普通であるかもしれません。これまでも剪定したことはあるかもしれないんですけども、それは張り出しているほうの表面だけであって、多分歩行者が普通に歩けるような状態に剪定したことはないんじゃないかと。10年ぐらい毎日とは言いませんけれども、週の半分ぐらい通ったりはしますから、それでもちゃんとこの歩道が通れる状態というのは、まだ1回も見た覚えはないんです。ですから深く、ちゃんと剪定しないといけないと思うんですが。こういう民地に生えている樹木が本来歩道のほうに張り出して、歩道がちゃんと通れないという状態のときに、役場のほうで剪定することはできませんか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

基本的にはやはり所有者の物になりますので、こちらが対応するのは厳しいのかなど。ただ緊急性があって、倒木とかそういった危険性がある場合は、村のほうでもこういった場合はケース・バイ・ケースに応じて対応はしていけるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ここは皆さん御存じのように渋滞もよくあるところで、朝などは渋滞してずっとそこで見ていますけれども。坂ですから、自転車を押して上っていく人もいますよ。下りを歩いて行く人もいます。こういう人たちはすれ違うときにどういうふうにやっているのかと思うんですけれども。ほとんどがこの道は横断防止柵があるんですが、ただこういうすれ違うときに自転車を押している人と歩いて行く人で50センチもないわけですからね、頭のところで、お腹から上のほうは。そこですれ違うことはできないので、もしかしたら坂道で、道を横断する人も出てくるんじゃないかなど、大変危険であります。こういうのが懸念されるものですから、ただ主に言うだけではどうかなと思うんです。この張り出している樹木のせいでまともに通行できなくなっているような状態ですから、こういう場合、指導とか命令とか、法的にはどこまでできるのか。それを教えてもらえませんか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは御質問についてお答えいたします。

令和3年度にとよむ中城住みよい環境づくり条例を制定しております。その中でとよむ中城住みよい環境づくり条例を適用して、土地の適正管理をしなければならないという規定がございますので、その中で対応していけるよう通知をして対応していきたいということを考えております。その中で、先ほどの質問の中に、それでもその対応に応じない場合はということがご

ざいますが、この環境保全条例の中でも指導勧告ということが出来ますので、その中で対応していきたいということで考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 こういうところは指導しても、パッと見た感じは樹木はきれいな状態ですから、主のほうがなかなか、すぐ深く剪定で切り込んでいくということは、木が見える状態になりますから嫌だなどという気持ちが出てくる可能性はあります。ただしこれまで切っていなかったからこういう状態になっているのであって、いつかは切らないといけないんですよ、歩道確保で。歩車道境界の縁石から、あとは境界の石ですね、歩道の外側の。これまで測りましたら、歩道の幅員が1.3メートルから1.4メートルあります。通常は歩道の場合は、高さは1.8メートル以上は確保しないと危険ということになっています。通常、道にある小さい標識なども1.8メートル以上に設置するようにするんですけれども、歩道の場合も幅が1.3から1.4メートル、高さが1.8メートル。この場所は45メートルありますから、1.3メートル、1.8メートル、45メートルはちゃんと歩道として確保ができるように、役場のほうでも対応していただきたい。これは最初は相談でいいですよ。でもこういうことは歩道は確保できるように、ちゃんと最後まで対応していただきたい。それはよろしく願います。

続きまして大卒2、護佐丸大使認定の件。まずは観光大使の比嘉さん。小学生ですけども観光大使に認定されまして、お城E X P O 2022に参加するという話を聞きまして、インターネットで調べましたら神奈川県で今月にあるというふうにインターネットにちゃんと載っています。そこに参加するという話を聞いたものですから、それについて課長、ちょっと説明していただけますか。どういう内容で行くのか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま桃原議員からお話のあったように、今月の17日、18日、神奈川県でパシフィコ横浜という会場でお城E X P O 2022という全国のお城のキャンペーンというかそういうのがあって、そこにおいて中城のブースを昨年度も展開しておりますが、今年もその場所に観光協会が参加して、今回の認定に当たり観光協会のイベント等に協力していくということで、比嘉君と一緒に参加させて、そのブースのほうで彼が絵で描いた護佐丸、歴史的人物を恐竜にしたとか、そういった絵の展示であったり、中城の護佐丸と、観光協会の職員も含めですが城跡の無料チケットの配布であったり、いろんなPRの商品であったりグッズの販売であったり、そういったところに観光協会の職員と一緒に参加して、城跡と護佐丸をPRしていくということでもあります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 比嘉君は小学生ということなんです、大変期待できますね。今後とも活躍を期待していきたいと思っています。それと以前に私一般質問でMC護佐丸といーちふぁ君の中城村 in The Houseという歌について質問したことがあります。今後、タイアップしていく予定はありますかと聞いたことがあります。今回この観光大使に任命されたということで、大変期待しています。彼らが活躍することが、中城村のアピールになりますので、今の4組の観光大使がより活躍していくこと。それと歌のうまい村長とタイアップして、5組で中城村を一生懸命PRしていただきたいと思っています。では村長も頑張ってください。

次に、大卒3について再質問を行います。これまでは窓口対応していますということなんです、私、11月には何回もお昼時間に下の状況

を見てはいましたけれども、以前はどの業務もお昼時間に対応していましたよね。そのときというのは交代でやるとか、どういったやり方で行っていたか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

業務につきましては、以前から同様でございます。基本的に正午から1時は休憩時間になっておりますので、先ほど答弁したとおりの窓口の証明書発行業務につきましては、以前から同様の方法で業務を行っております。ただし新庁舎に移りまして、電気料金等の高騰もございまして、総務課としましては消灯するということと呼びかけてはおります。ただ消灯がお昼時間に業務を行っていないというふうに思う住民の方がいらっしゃるのであれば、待合室等につきましては今後電気を点けたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 業務内容は以前から同じということなんですけれども、実際には窓口のほうに3か所、4か所ぐらいでしたか11時半に午前の受付は終わりましたと書かれていますね。あれを見たら必要な証明書の発行をやっているとは思わないんですけれども。窓口の前に12時から1時は休憩で、11時半に午前の業務受付は終了しましたと書かれていますけれども、あれで業務をやっていますと言っても通らないんじゃないですか。住民票を取りに来た人でも、11時半に午前の業務は受付終わりましたと見たら帰りますよ。それについてはどう思いますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

御指摘のとおり、もし窓口にそういう表示がなされていて、住民が勘違いをして帰られるということがあってはいけないと考えております。1階フロアのところを確認をしまして、住民が勘違いをしないような、そういう方策に改めて

いきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 全部の課がそうであると言っているわけではありませんよ。中には、ちゃんと業務を行っていると思われる部署もあるんですよ。お客さん、住民も来て職員も対応して、そういうところは問題はないと思うんですよ。ちゃんと対応しているのが見えますから。ただこの11時半に業務受付は終わりましたというのは、あれは電気を消して11時半に午前の受付は終わりましたというのは、あれは絶対に駄目だと思いますよ、みんな帰ると思いますよ。それで実際、村民の中には失礼ですけども、家庭によっては片親とか、また夫婦共働きとか、お昼にしか来れないような人たちがたくさんいると思うんですよ。実際、民間の会社の場合は公務員と違まして、時間の年休って取れないのが普通なんです。ですから役場にちょっと行くだけでも半日休みとか1日休みを取らないといけないという人たちもいるんですよ。ですからなるべくお昼時間に行ってこようかという人もたくさんいるはずなんです。そういう人たちが住民票とか何か証明書を1枚取るためだけに、お昼に行って取れなかったということになったら、ちょっと大変なことじゃないかと思うんです。皆さん、公務員ですから分からないかもしれませんが、民間では役所に行って証明書を取るときに休みを取るのも大変な会社もいろいろあるんです。人によってみんな違いますので。村長は民間の企業出身ですから、どういうふうに思いますか。この案というのは村長から出たのか、ほかの職員の方々から出た案なのかというのを伺いたいです。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

正直なことをお話します。非常に恥ずかしい思いでございます。今、私自身もそれを全然気づかずにいた自分自身と、実はこれは私が議

員時代に提唱、提案をして窓口を開けたほうがいいんじゃないかということで、当時はほかの市町村と比べても非常に早い取組でやった記憶がございます。当たり前に行っているものだと思っていましたけれども、今聞いたら11時半に受付を終了だとか、そういうことを私自身が見ていなかったということに、一番大変恥ずかしい思いと、それを議員御指摘のとおりこれはすぐにでも改善できることですし。何らかの理由は、今副村長と実は少しお話をさせていただいたんですが、何らかの理由はあるかもしれませんが、長引くための何か手続、連続して何か手続もするようなこともあるんだそうです。それで11時半には受付を終了したほうが12時は超えないという話もありましたけれども、それはそのときの対応でできることだと思いますし、場合によってはこの手続は12時までには終わらせなくても、12時には一旦閉めさせてもらって、また1時からお越しになるという形にもなりますけれども、それでもいいですかとか、ここの意思是しっかり伝えて、それでもいいということであればそういう手続をするし、それだったら1時に来ますだとか、それは柔軟な対応はできると思います。議員おっしゃるとおり、民間のお話が出ましたからあえてお話をしますけれども、それは柔軟に対応しながら村民に不快感を与えないというやり方は必ずあると思いますので、それはしっかり指導していきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ここに座っている皆さんには、ちょっと耳が痛いかもしれませんが。学生時代、中学校の社会の時間に公務員は公僕であると、本当はちょっと言いにくいんですけども。公衆に奉仕する公僕であり、すなわち公務員ということを皆さん中学校の社会時間に習ったと思うんですが。税金を払っている村民が住民票1枚を取るのに大変な思いをす

るんですよ、時間的に。ですからずっと待機しなさいということではなくて、お昼時間を前後にずらしたり交代したりとか、そういうことで対応できるんじゃないかと思うんですけども。全員がすぐ対応しなさいということではなくて、交代でできないかと思いますので、工夫してやってください。お願いします。大枠3については以上です。

次に大枠4、高速道路インターチェンジの件で再質問いたします。これは都市建設課長、インターチェンジ建設は、西日本高速道路株式会社なのかな、公団はそこと一緒になるんですか。その発注元はその団体になるんですか、公団になるんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

このインターチェンジの工事については、どこが発注元になるかは承知しておりませんが、ただこの宜野湾横断道路の事業としては、事業の委員会として西日本道路公団の建設改築事業部長であるとか、そういった方も参加してその事業計画を立てているところでありまして、ですので建築に関しては県が主導になってくるものとは思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今回の質問はインターチェンジの件なんですけど、これは横断道路と一緒に進めていくんですか。別のものとして進めていくということはないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 この事業自体も宜野湾横断道路東側ルートというふうに2つとも位置づけられていますので、別々で事業が進んでいくことではないと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 宜野湾横断道路は県道ですから、県主導で進めていくことは分かりますけれども、このインターチェンジについても

一緒なんですか。ただインターチェンジの計画というのは、県主導なのか道路公団主導なのか。まだ設計の段階、計画の段階だとは思いますが、これについて会議のときには市町村も参加していますか。ただ後で報告を、連絡を受けるということなのかというのもまた意味合いが変わってきますので。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まずこの宜野湾横断道路につきましては、検討委員会として国、総合事務局、県、警察本部、あと関連する宜野湾市、中城村、西日本道路公団、そこが検討委員会のメンバーとして入っています。ここが検討委員会。村の代表としては副村長が参加しております。その下に監事会というのがありまして、そこも国、県、警察、先ほど言いました宜野湾市、中城村、西日本高速道路株式会社、そこもメンバーに入っていますので、その中でこの計画が検討されていくことになっております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今の話からしますと、この計画が進んでいくときには、常に中城村も参加はしているわけですよね。後で見逃した、後で分からなかったということはないですよね。常にこの会議には参加していますね。では今の状況で不動産関係、いろいろな問題がありますから場所がどこだよとかということはないかな言えないと思うんですけど、これ計画はいつ頃設置するという方向で今話は進んでいますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 先ほども答弁しましたが、現在将来交通量推計に基づく検討を行っているところでありまして、それを見て、まだ予算等も具体的についていないということで、今その検討で止まっている状況であると確認しております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 分かりました。ではこのインターチェンジの計画が進んでいくときには、必要な情報などもまたいろいろ教えていただきたいと思います。言えること、言えないことあるでしょうから、いろいろな情報を教えていただきたいと思います。以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時36分）

~~~~~

再 開（10時50分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして新垣博正議員の一般質問を許します。

○13番 新垣博正議員 議席番号13番、新垣博正です。通告書の順番に従いまして一般質問を行います。

大枠1番、環境政策について。（1）紙おむつのリサイクルについて。1）紙おむつの使用量は乳幼児、大人用と増加傾向にあるようですが、本村での状況をお答えください。2）使用後は焼却処分されますが、可燃ゴミの減量化に向けて再資源化リサイクルを検討したことはありますか。先進地等の知り得ている情報があればお答え下さい。3）実証実験的に取り組む考えはないか伺います。

大枠2番、責任ある環境教育について。（1）海水浴やキャンプ、屋外スポーツなどアウトドアでのアクティビティには必需アイテムともいえる日焼け止め製品には、サンゴに有害な成分を含む物も多く使用されているようです。責任ある環境教育を目指した取組について、今後学習していく必要があると考えますが当局の所見をお伺いします。（2）本村のみならず沖縄県の自然環境の保全、保護、観光資源を次世代に継承していく責務があります。今後、同製品の

使用制限について、条例を含めルールづくりの考えはないか所見をお伺いします。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番ともに住民生活課のほうで御答えをしますが、御質問の環境問題全般というか、この御質問についての全般についてですけれども、議員御指摘のとおり今後いろいろな学習が必要になってくると思います。我々に今御質問の部分で足りていないものは情報の量と情報の質が、いまだ我々保っていないというのが私の実感でございます。今後、議員からの御指摘や御意見なども真摯に受け止めながらいろいろな方法を模索していくのではないかと考えております。詳細については、また住民生活課のほうで御答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1、環境政策について。大枠1の（1）1）2）3）については一括で御答えをいたします。

まず1）について。紙おむつの使用量について、紙おむつについては現在、一般廃棄物ということになっており燃えるごみとして焼却しておりますので、使用量については把握はしておりません。2）について。使用済み紙おむつについては、燃えるごみとして焼却処分処理をしております。現時点では、再資源化リサイクルを検討したことはありません。また先進地としましては、鹿児島県の志布志市において、ユニ・チャームの企業と再生協定を締結し、紙おむつの再生実験を実施しているとの情報は得たところです。3）について。実証実験の取組の考えはないかということについてですが、現時点において実証実験に取り組む考えは持っておりません。

次に大枠2、責任ある環境教育について。大

枠2、(1)(2)についても一括でお答えをいたします。(1)について。「サンゴ礁に有害な成分を含む日焼け止めについて」11月28日に沖縄県環境部自然保護課自然保護班に出向き沖縄県の取り組み、所見について伺ったところ「日焼け止めがサンゴに及ぼす影響について」実証できるまでは、まだ不透明にあり評価できる状況にないので、国外含む他府県の取組の情報を収集している段階とのことで、県内の海域を利用するダイバー等、ビーチを利用する観光客等を対象に「サンゴに有害な成分を含む日焼け止め製品を使用しない」周知を推奨しているとのことでございます。今後も県への情報収集に努めてまいります。

次に(2)について。今後、同製品の使用制限について条例を含めルールづくりの考えはないかについてのお答えでございます。先ほどの答弁と重複しますが、今後も県への情報収集に努めていきたいと考えており、今のところ考えは持っておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは詳細について質問をしていきます。

本村の状況をお答えくださいということで、私は事前に質問を通告しております。調べなかった理由をお答えください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、事前に通告を受けまして調べはしましたが、先ほどの答弁と重複しますが、村においては今燃えるごみとして焼却処分しておりますので、使用量については、いふならば今燃えるごみとして年間のほうなんです、約5,873トン燃えるごみとして処理しているところなんです、その中に含まれているということなので、数値として示すことができないということでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 とても不誠実ですね。これは抗議したいと思います。ちゃんと調べてください。私は、清掃組合に問合せをして、ちゃんと答えを頂いております。清掃組合に聞きましたか、もっと細かく、教えてください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

私のほうでうちの職員のほうに指示をしまして、燃えるごみとして取扱いはしていますが、そのことについて使用量の把握をしているかどうかについては伺いは、指示はして、先ほどの答弁とのことでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 課長、環境省のホームページとかを御覧になったことはありますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

時間がある場合は目を通したことはありますが、中身まで深掘りして目を通すようなことについては最近はありません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 やはりこういった、事前に質問をしているのであれば、議員に対して誠意をもって答弁できるような情報あるいは数字というのをしっかりと準備するのが、課長の職務だと私は思います。環境省のホームページでは全国状況ですけども、一般廃棄物に占める紙おむつの割合は4.3%から4.8%というふうには推計されると書いてあります。そして2030年度には一般廃棄物に占める紙おむつの割合は6.6%から7.1%と推計され、地域によっては高い比率となる可能性があることと明記されていますので、それらの数値もしっかりと用いながら協議をして、本村の数量というのはある一定の人口規模であるとか廃棄物の量とかではじき出すことは、私はアバウトでもいいから可能で

はないかと思えます。清掃組合はこのように答えております。中城村令和3年度可燃ごみ量5,875トン、先ほど73トンと先ほど答弁がありました。紙おむつ推計253トンから282トンというふうに明確に清掃組合は答えているんですよ。課長は以前に清掃組合の事務局長もされていますので、この辺のことはよく熟知しているものだと思って私は一般質問で通告していますので、このような誠実な態度でやはり答えていただきたいと思えますし、また2030年度にはこれは推計ですけれども、可燃ごみ量を6,000トンとした場合には、396トンから426トンというふうに推計でも清掃組合はちゃんとほじき出して私のほうに答えを出してきているんです。なぜそういうふうな調べるといふ努力をしないのか。これは何か事由があるんですか、こういうふうに調べようと思わないのは。もう一度お答えください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

御指摘については、しっかり真摯に受け止めて対応していきたいと考えていますが、今回の質問について、そして清掃事務組合とも連携して、こちらのほうからも同じような御質問等は、職員を通して指示をしてうちのほうも伺いをしておりますが、今議員のおっしゃるその数字までの提示をいただけていなくて、先ほどの答弁ということになっております。今、御指摘のあることについてしっかり清掃事務組合と連携を取って、その数値についてはしっかり把握をして努めてまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これはちょっとおかしいんじゃないですか。私が問合わせたら答えるのに、課長が指示したものに対しては答ええないということは、私はあり得ないんじゃないかと思えます。このすれ違いは何なのかと思いま

す。やはり議論していく上においては、こういう数値で私は説明してほしいということなので、次の質問の展開について議論がかみ合わなくなるんですよ。ですからこの辺は答弁はしっかり準備をしていって議会に臨むという姿勢をぜひ示していただきたいと思えます。

それでは質問を進めさせていただきますが、リサイクルによりパルプ化とか有効利用が可能だというふうに示されておりますが、どのような再利用等による効果が得られるか、課長が調べた範囲内でお答えください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

御質問についてなんですが、私の把握している範囲内ということでお答えさせていただきます。先ほどの答弁で、県内においての紙おむつ等について、ほとんどの市町村のほうで燃えるごみとしての焼却処分をされており、県外において、志布志市において民間企業と再生協定を締結して紙おむつの再生実験を実施しているということと、あとは福岡県大木町では紙おむつの専用ボックスを設置しまして、それで専用ボックスの設置をして処理をしているという事例もございます。以上が私のほうでの把握でございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私が聞いているのは、どういう効果が得られるかということを知りたいので、先進地がやっているというのは私も情報を持っていますので分かります。まず一般論からして、燃えるごみに入っていくわけですから、燃えるごみは減量化していくわけですね、紙おむつの分が入らないということは。前回の議会では刈草、あるいは伐採樹木を燃やさないで済むなら、その分燃えるごみとしての減量化につながるというのは、ただ引き算すればいい話ですから誰でも分かると思うんですよ。そしてその分、炉に入れないわけですから費用の低

減になる、そして資源の有効利用あるいは最終処分に出てくる埋め立て処分量の削減、燃えるごみが少なくなることによってCO₂の排出量の削減と、これは考えられるのはあまり言いたくはないけれども、当然そういった答弁がくるだろうと私は想定して次の質問を考えていたんですけれども、これも答えられないというのは担当課長としていかかなと思います。そして事業者にとっては、廃棄物処理費用の低減につながりますし企業としても評価が向上すると思います。そして社会的な効果としては、資源の有効利用の環境面の効果、そして地域の活性化、産業の発展、再利用するわけですからそういう効果が得られるということを念頭に置いて、リサイクルの推進というのは常にごみとか環境行政における担当課は意識してもらいたいと思います。

先進地の事例等で鹿児島県とかいろいろ出てまいりましたが、福岡県にもあるようでして、福岡県大木町、人口1万4,000人、2008年の段階ですけれども全国で2番目にもったいない宣言を行った自治体であります。紙おむつの排出推定量が117トン、燃えるごみ中の使用済み紙おむつの割合は11%ということで、こういうふうにちゃんと推計も、統計を出して紙おむつのリサイクルに取り組んで分別回収してからもう10年以上経過しているという実績があります。このようにして情報を収集するというのを怠ると置いてけぼりになるし、県内のどこもやっていないから私たちもやらないでいいだろうぐらいの考えでいつも後ろ向きな答弁で、今把握はしていないとか予定はないとか、全て環境行政に対して前向きな姿勢が全然見られないというのは、非常に答弁を聞いていてがっかりです。住民にはごみ減量化をポスターであれだけ訴えていながら、当局がそのような姿勢でごみに向かう姿勢というのが感じられない、熱意が感じられないというふうに常に思ったりするんです

よね、前回の答弁を聞いていてもですね。将来的には本村のごみは北中城村も含めて浦添市に統合していきます。実質浦添市にごみ処理を委託するということになれば、ごみ量で費用負担というのは決まるわけですよね。それでよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。おっしゃるとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 当然、減量化していったら村民の負担は軽くなるというのは目に見えて分かるんじゃないですか。やはり今からごみ減量化に取り組んでいくと、浦添市に処理を委託するときには中城村の費用負担は当然軽くなる方向で努力していくというのが、本来の私は行政としての姿勢じゃないかと思っています。いかにしてリサイクルでごみ減量化していくか、あるいはごみを再利用できるものは何とか再利用して生かしていく、こういうベクトルの方向をしっかりと持っていくというのは、とても必要じゃないかと思っています。ぜひ先進地の事例に習って視察をするなり、あるいはできるところから研究して行って、小さな実験でもいいですから、まずやってみる。そして現実的に紙おむつの量がどれぐらい出ているのか、排出されるのか。使用した後は、紙おむつというのはし尿を吸い込みますから大体重量が4倍ぐらいになると言われていますので、大半は水分を焼くというような形になりますから、どうしてもエネルギー効率としては悪くなるのは分かると思うんです。課長は清掃組合の事務局長もされていまして、こういうふうに炉にとってもとてもいいと思います。エネルギー効率がよくなるというのは分かると思いますので、いろいろな面で費用負担が軽くなるというのはよく分かるんじゃないかと思っています。やる予定はないということですので、ぜひ今後は研究しても

raitaiということを要望しまして、すみませんが教育委員会にも少しお伺いしますが、環境教育に対して学校等で子供たちにはどのような取組をされているのかお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

本件においては、令和2年に沖縄県環境教育等推進行動計画が制定されています。それに基づいて今年度、令和4年度の学校教育における指導の努力点においても環境教育の充実が明記されております。全小中学校、中城村にある小中学校においては3点です。1つは環境に親しむという視点、2つ目に環境の仕組みを学ぶという視点、3つ目には環境保全、創造する視点の3つの視点で教育計画が策定されております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 子供たちの意識とか効果というのはどのように感じていらっしゃいますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

非常に環境教育については、学習指導要領においては平成20年度の改定から確実に明記されておりまして、平成29年度の改定におきましてもSDGsの視点がしっかりと明記されています。学校におきましてはリサイクル、リユース、そして子供たちがペットボトルだったりとか雑草の排出だったりとか、そういった環境への負荷を低減するような取組が子供たちの中には根付いているのかなと感じております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 このように次世代を担う子供たちへの環境教育というのは非常に重要なウエイトを今後も占めてくるんじゃないかと私は感じております。最先端のリサイクルシステムについて学びながら、そしてそこから生

まれ変わったものに触れるということも重要な教育だと思います。そして使用したものがまた循環するというのは、子供たちにとっても非常に興味のある分野になるんじゃないかと思います。いろいろと私も資料で調べてみたら、例えば遊具に生まれ変わったり、あるいは農業用のマルチビニールに再生されたり、またまた使用済み紙おむつを処分するときの袋に利用されたりとか、いろいろと使いみちがたくさんあるようです。紙おむつについては、紙パルプをたくさん使っていますので、それらも段ボールとかに再生できるとかということも資料で調べれば簡単に手に入るような情報ですので、住民生活課長もそういったネットからでも情報をしっかりと収集して行って、前向きな情報提供ができるように、逆に情報を提供していく側になってもらいたいということを要望いたします。

それでは大枠2番目の責任ある環境教育について。ここも県内でやっていないからとか、県が根拠がないみたいなことで、後ろ向きに答弁されましたが、諸外国では幾つかの国で、あるいは地域で日焼け止めの製品について使用制限を加えている地域がありますが、その情報は御存じですか。もしその国や地域の情報があればお答えください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

私のほうもホームページで調べたところ、世界各国では日焼け止めの使用を禁止しているビーチもあるということまでは調べてございます。その中で具体的に国のほうでこのサンゴに有害な成分を含む日焼け止めを禁止ということで、2020年からということで責任ある環境教育法に基づいて有害な成分を含む日焼け止めの輸入販売等の持ち込みが禁止されているという法律も制定されているという国がパラオ国内のほうでは調べております。県内では恩納村が

2018年にサンゴの村とすることを宣言しており、その取組としてうんな中学校の生徒が開発した恩納村の誇るサンゴの保全などにも配慮した商品、県産原料の月桃エキスやアセロラエキスなどを配合したサンゴの生育に影響を及ぼさない日焼け止め「ちゅらかふUVカットミルク」これはナリス化粧品の協力を得たことで商品開発に努め、そして日焼け止めが、サンゴに及ぼす影響がない日焼け止めを推奨し、サンゴに優しい日焼け止めなどの商品等も取り扱って、そのように推奨しているというところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 諸外国では課長から答弁いただきましたパラオのほうでもサンゴに有害な成分を含む日焼け止め製品の輸入販売及び持ち込みが禁止されているということです。法律で禁止されています。禁止された成分を含む日焼け止めを輸入または販売した業者には1,000ドル以下の罰金が科され、有害物質を含む日焼け止めを持ち込んだ場合は入国時に没収されると定められている。このように厳しい、これは条例ではなくて法律ですね、国の法律でちゃんとうたわれております。そして化学物質を含まない日焼け止めを持参するよというところで、在パラオの日本大使館でも注意を促しております。パラオ国内で適正に販売されている日焼け止めを購入してくださいということまで、これは日本大使館がちゃんとホームページで呼びかけているということです。そしてほかにはうちなんちゅも多いハワイでは販売を禁止しているということでもあります。ハワイでは2021年からサンゴ礁にダメージを与えるオキシベンゾンとオクチノキサートを配合した日焼け止めの販売を禁止しますということです。メーカーにはちゃんとサンゴにダメージのない製品を使うよというところで、それも呼びかけられております。ここもしっかりと禁止と。そしてフロリダ、キーウエストでも販売禁止、カリ

ブ海の島々でも販売が禁止されているということで、このようになっています。そしてメキシコの各ビーチでも、これは法律はまだ制定はしていませんが、環境に害のある日焼け止めを使わないように求めているリゾート施設や地域が増えてきているということでもあります。本村も観光を売りにして、いろいろと今後も施策を推進していくとは思いますが。本村には泳ぐビーチというのはなくても海に面している地域でもあります。日焼け止めは別に海水浴だけではなくて、冒頭私申し上げましたように屋外スポーツとかいろいろな面で使用はされていると思います。知らず知らずのうちに私たちは使用しますから、ぜひこのような意識づけをするために環境教育の中でも、これはぜひ必要じゃないかと思いますが、観光を担当する課長も何かコメントがあれば答弁していただけますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 ただいまの御質問にお答えします。

突然なんです、中城村の湾岸につきましてはモールを中心に水上スキーであったりいろいろなアクティビティ、スポーツでいえばテニスコートでテニスであったり、野球であったりゴルフであったりというところで日焼け止めは使うと思います。議員から提案がありますように、いろいろ環境問題を含めたところでいきますと、例えば中城村の条例を策定して制定した場合において、ここだけでそういった商品のいろいろな制限ができるかも含め、そこはやっぱり議員をはじめ政治や議会活動の中で、やはり国の法律の中でいろいろな制限をつくっていただきながら、それをまた市町村等が、沖縄県とか、そういったところに下ろしながら、そういう製品の、先ほどあった恩納村のような、地元でつくられる製品を推奨していったりとか、そういういろいろな補助事業や交付金を活用しな

がら自然環境にいい、今議員から提案がありません。そういった制限もできていけるものかと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ほかにも石垣市などもあるそうですので、ぜひ情報を収集していただいて、できたら私は条例化していくほうが一番いいんじゃないかと思えます。法律は全然追いつかないと思えますので、待っているよりは沖縄県としてやっぱり観光立県という立場から本村が手を挙げるといのは、ある意味ではすごいPRになるんじゃないかと思えますし、また県産品も結構あるみたいですね。サンゴに優しい県産品です。琉球新報の記事にも掲載されておりましたが、県内3業者優秀賞ということで、ネーミング大賞ということで、ネーミングで1つはかりゆしというのとブルーシールというのと、「サンゴに優しい日焼け止め」というこの3つがネーミング大賞に選ばれたという記事の情報をいただきました。こういうふうにサンゴに優しい日焼け止めというフレーズは、このネーミングの中でも知る人ぞ知るで、知られているようです。私も半年ぐらい前にこのサンゴに有害である成分が使われているんだよということを知り得まして、何とかこれを少し研究して行って本日一般質問で取り上げましたけれども、今後もこの情報をしっかりと研究していただいて、当局で、できれば禁止できるような方向性を示していただきたいと思えます。こういうふうにとどのような形で研究されるか分かりませんが、ぜひ意識づけを持ってもらいたいということを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時26分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして比嘉 護議員の一般質問を許します。

○3番 比嘉 護議員 皆さん、こんにちは。議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。議席番号3番、比嘉 護。前回は観光振興についていろいろお話をさせていただきました。今回も関連して話をしたいと思えます。前回の内容をおさらいをすると、観光客を増やすためにどんなセールスをしましたかという問いに対しましては、イベントの誘致やプロサッカーのキャンプの受入れを行ったという回答がありました。続いて観光の現状の課題はという質問に対しましては、多くの方から要望のある宿泊施設がないことと、観光政策を企画できる人材不足や受入れを強化しないといけないという回答もありました。3つ目に村は、観光についてどのように考えているかという話をしましたら、経済に大きな影響がある、中城城の跡地を含めてこれから入場者数が増えていく中で、観光協会と連携をしながら農業、漁業、あるいは生産業の商品化開発を目指すというような回答がありましたので、この辺につきましても観光産業が経済に大きく関わっているという認識の共通がありましたので、引き続きこの辺は私も勉強しながら注視していきたいと思っております。

それでは質問事項を読み上げたいと思えます。大枠1番、環境整備について。①道路沿い及び、観光地の雑草やごみの現状はどうなっていますか。②海岸線の雑草及び処理方法については現状どうなっていますか。③村の海中の環境状況はどうなっているか、この3点の質問をしたいと思います。

大枠2、観光地看板設置について。現状はどうなっているか伺いたいと思えます。

大枠3、Wi-Fi環境について、現状はど

うなっているか伺いたいと思います。

大枠4、観光ツアーの提案ということで、こういうのがあるんだということを話をしながら質問していきたいと思います。これはあくまでもこれをやりなさいということではなくて、こういうのがあるということで共通認識をお願いしたいと思います。提案①桜などの樹木等を植えるということです。そして城跡周辺、県の公園を含めて将来的には桜祭りみたいなものができないか、一つの売りにしたいということです。多目的広場、憩いの広場を造る。そしてそこで飲食関係の提供ができればと思っています。提案②津堅島ツアーと書いていますけれども、釣り船を渡船業者も含めてこういう企画を立てて予算も確保しながら、津堅島との連携もしながら、村の渡船業者との調整も含めてできればいいなと思っています。提案③歴史・文化を漫画化にできないか。これは話題性も含めて、例えば護佐丸の歴史を漫画化にして5分程度でアピールできるようなものにしたいのと、これをシリーズ化していきたいと思っています。物語をつくるんですね、日本昔話みたいなイメージの、ああいうものを作りたいと思っています。これに関しては教育委員会生涯学習課のホームページに載っておりましたが、それは教育の一環としてやっていると思いますが、そういうものを観光にもつなげていきたいと思っています。提案④宿泊施設受入れのための準備委員会の設置。これもすぐできるようなものでもありませんので、そういう準備をしたほうがいいと思っていますので挙げました。提案⑤キャンプ場です。これも広場を貸して、そこに車で来て、そこで勝手に楽しむというようなところも実際にありますので、そういう金のかからないことができるのではないかと考えております。提案⑥海岸線アクティビティの導入。既に久場海岸線のところでいろいろやっていますけれども、その辺は今後の観光誘致に当たって

は必要かと思って挙げております。提案⑦釣り大会。これも今後の観光を進めていくなかで、そういう小さいイベントを含めてそういう商品をつくって、いろんなお客さんにアピールできればいいなと思っています。

最後に5番、コミュニケーションの強化ということで、たまたま先日県議とお話をする機会があり、彼らの持っている情報というのは結構いろいろあります。それを執行部の方々とのミーティングを含めて、コミュニケーションを取ったほうがいいと思い、それを挙げました。以上で質問事項を終わります。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉 護議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては産業振興課と都市建設課、大枠2番、大枠4番につきましては産業振興課、大枠3番、大枠5番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは観光の部分で、冒頭議員からもお話がありました課題も含めて、そういうことをしっかりと我々も状況を認識して、いろいろな仕掛けも含めて、昨日の比嘉麻乃議員の御質問にもお答えしましたけれども、せっかく今コロナが、ウィズコロナといえますかアフターコロナといえますか、その関係でいろいろな行事、イベントが復活しつつありますので、それをしっかりチャンスをもものにして、またコロナ禍前の状態に、あるいはそれ以上にできるように頑張っていきたいと思っています。

あと県会議員とのコミュニケーションの分野でも、御承知のとおり本村議会議員の出身でもありますし、また大きく見れば中頭郡区には5人の県会議員もごぞいますし、もちろん本村出身の県会議員を中心にいろいろな情報を収集していければいいなと思っています。詳細については、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それでは比嘉 護議員御質問の大枠1、2、4についてお答えいたします。大枠1につきましては、産業振興課のほうで取りまとめて答弁いたします。

まず大枠1の①②の道路、観光地、海岸線における雑草やごみの処理、現状についてでございますが、村道は都市建設課において作業員を雇用し定期的に除草作業を行っております。また観光地におきましては、中城城跡は作業員を雇用し除草作業や清掃作業を実施し、歴史の道などの文化財施設につきましては、非定期ではありますが生涯学習課を中心に関係部署で連携しながら除草作業を実施しております。また海岸線のごみや除草につきましては、地域の方々やボランティアなどの協力などでごみ収集や除草作業をしていただきながら、住民生活課を中心に対応しております。

続きまして③の海中の環境状況についてですが、近年軽石漂着の問題はありますが、海中汚染などにつきましては、現在確認はしておりません。中城モール周辺におきましては、マリンスポーツや遊泳、海岸散策等で賑わっております。また、吉の浦海岸においても釣りや水辺での憩いの場として活用されておりますが、季節によってはハブクラゲなどの有害生物への対応がなされていないため、そういったところは注意喚起が必要となります。

次に大枠2の観光地の看板設置についてでございますが、中城城跡や県営公園などについては設置されております。また文化財などにつきましても8割程度は設置されており、一部未設置箇所につきましては今後関係機関、部署で調整しながら設置できるよう努力してまいります。

大枠4について、多角的方面からの観光振興に関する御提案に感謝いたします。御提案につ

きましては、県や村、観光協会と連携を密にしながら実施に向けて1個1個取り組んでいけるようにしてまいります。ちなみに歴史、文化などの漫画につきましては、護佐丸クロニクルやホームページにおいて「発見！なかぐすく」というサイトで中城の昔話などを紹介しております。また今年も実施されましたが、村青年連合会では昨年が続いて釣り大会を実施しております。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 村内のWi-Fi環境についてお答えいたします。

本村が整備しましたWi-Fiは、中城村役場庁舎及び護佐丸歴史資料図書館において、観光・防災を主目的に整備しております。大規模災害時に避難が必要となった場合、外国人観光客を含む観光避難民の避難所として、受入可能な役場庁舎と護佐丸歴史資料図書館で整備を行い、観光客の情報伝達手段を確保しております。また村内には、沖縄県が民間事業者と協力したフリーWi-Fiスポットが7か所整備されていることを確認しております。

次に県議会議員との情報交換についてお答えいたします。本村出身の沖縄県議会議員が、2016年、28年ぶりに誕生し、県議会におきまして御活躍されております。村出身の県議会議員より、県政における情報等が村に伝わる機会が増えるとともに、村政の課題や要望等につきましても、県議を介して国や沖縄県に要請することができるものと期待しております。今後におきましても、県議会議員と村当局、村議会がさらなる情報交換ができるよう努めてまいります。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

大枠1の①②④ですが、都市建設課においては実施しているということですが、年に何回で、実際に作業員も雇用していると言っていました

が、何名ぐらいの人数で、予算はどれぐらいあるのか教えてください。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えいたします。

現在、作業員6名で村道を主に、中心に維持管理を行っていて、その場所場所によっても違いますが、例えば歴史の道の場合は距離も長くて、年間を通して大体4回程度入っているんですが、入るときには集中的に実施しております。二、三週間はそこにかかりきりな状態に対応している状況です。年間の予算としましては、環境美化職員の報酬、期末手当等を含みまして年間約970万円程度で実施しております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 今、6名で年間970万円ということをしていましたけれども、これで人数は実際足りていますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

実際、村一円の維持管理をするには、6名では実際不足しているところです。ただ交通量の多い箇所であるとか危険な箇所については、専門業者へ委託も行っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 観光は環境を含めて、これからお客さんを受け入れようとしている中で、やはりこういう道路とか看板関係を含めてきれいにしなくてはいけないというのがあるので、これから予算のいろいろやり取りがあると思いますけれども、今の人数でいいのかということも含めて、いろんな議員からも質問もありますけれども、実際に6名で足りているのか、或いは970万円です足りているのかということは今後を含めて気になる場所ですので、しっかりと予算取りには反映できればいいと思いますので、よろしく願います。

続きまして大枠1の③です。海の状態という

ことでお話をさせていただきましたけれども、先ほどの午前中の博正議員からもありました日焼け止めの問題も、海の管轄になると中城村の管轄ではないのかもしれませんが、今の現状を細かく分析し、今後の中城村の海が泳げる海なのかどうかというのが気になるものですから、泳げる海にしたいというのがずっとあって、これが5年後、10年後、今いろいろアクティビティも少しずつあるようなことではあるんですけども、実際に子供たちが泳ぐとなると数値的な問題も含めてどうなのかというのを、少し突っ込んだ話で、説明をお願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

村の海中の環境状況の質問について、中城湾、本島、勝連半島、伊計島、久高島、知念岬を囲む海域ですね、そういう中城海岸線が水浴に適した水質であるかとの伺いとして認識しお答えします。沖縄県において毎年県内の主要水浴場、万座ビーチほか16か所について水浴シーズン前の4月から5月にかけて水質調査を実施しております。県内の主要水浴場が水浴に適した水質であるかどうかを検査し、県民、観光客等の利用者に対し水質に関する情報を提供する目的、対象水浴場は年間利用者の数がおおむね1万人を超える海水浴場のうち17か所を調査するものでございます。主要水浴場調査結果によりますと東海岸、中城湾でしたら西原町のきらきらビーチの水質がAAということで、1.6万人の観光客の皆さんがいるということで、こちらのほうは適しているという判定結果が出ております。ただし村内においては対象水浴場外の遊泳ビーチしかないため、適しているか、不適の判定ができない状況にありますが、村からの要請で、基準を満たさない中で要請できるかは検討していきたいと考えております。



○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 海の中まではよく分かりませんが、泳げない海と泳げない海というのは大体見て分かるんですが、これも先ほどの観光振興と同じで、これから5年後、10年後のことを考えると、子供たちが海水浴ができるような環境にしたいという思いがあります。土地改良をいろいろやっているのですが、その土が流れたのかもしれませんが。何度も言うようですがやはり観光は環境とつながっているので、その辺は今後もウォッチしながらやっていければいいなと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

続きまして観光地の看板については、これもお客さんの立場になって考えると色あせたり、あるいは木が邪魔になっているとかあるかと思ひますので、その辺は随時意識してやってください。

続きましてWi-Fiについてですけれども、実は久米島で6年ぐらい前に全島Wi-Fiの設置をしました。これも事業費入れて久米島全体でWi-Fiが使えるということをやりました。そうするとJTBだとか大きな旅行代理店がすぐ食いついてきて、久米島は全島でWi-Fiが使えるんだと。それで航空会社の営業マンから高評価を受けた。そういう経緯があるものですから、お金の話になると思ひますけれども、中城はどこに行ってもWi-Fiが使えるとなれば、1つのセールスポイントになる可能性を挙げました。ただしこれは先ほど與儀課長からもあったように、防災の観点も兼ねていますので、観光も含めてさっき言った防災のときにうまく使えればいいなと思ひますので、引き続きこれもウォッチしながら予算も含めて、観光協会の予算も国とか県からありますけれども、その中でDMOという官公庁の組織があります。これも地域を盛り上げようという、これは国直下型の予算を持っています。かなり事業

費はあり、そのことも、私の知り合いがいるので、もし興味があれば対応します。ただ50%補助というのがあるので、50%でも1億円であれば5,000万円は自己負担があるのでその辺は難しいかとは思ひますけれども、ただそういう組織があるので、その辺は頭に入れて、皆さんぜひ国や県を含めて幾ら予算を引っ張ってくるかというのが仕事だと思いますので、その辺もひとつよろしくお願ひいたします。

あとは大枠4の観光ツアーの提案なんですけれども、やはりこれから観光を伸ばしていくというのであれば、先ほど冒頭に申し上げたとおり、今農業の問題もいろいろ出てきました。いろんな産業に関わってくるのが、観光客の人たちがお金を使ってくれます。前にも言いましたが、沖縄県だと7万4,000円ぐらいお金を使っているんです。でも中城村の場合はそこまでは行っていない。それを今後取り入れていこうと。各議員がいろいろな質問をしていますけれども、お金がないと何もできません。お金が全てではないんです。お金があれば無償化もできる、いろいろなサービスもできる。教育も含めて、福祉も含めてできるけれども、なかなかそうはうまくいかない。そのために少しずつ中城村のいいところを、皆さん住みやすいからいいと、人口も沖縄一伸びているという話がありましたけれども、余談になりますけれども、私の知り合いが今土地を探していて、中城村を紹介しました。下地区はいろいろ縛りがあってなかなか厳しいということで、南上原に一頭地を見つけたんですよ、買いません。坪幾らだと思いますか、びっくりしましたよ。119万円です。南上原で119万円、65坪、7,700万円です。さすがに南上原だと1か月で売れるんですけれども、この土地は私が見た限りでは1か月以上まだ売れてません。でも100万円を超しているんですよ。非常に羨ましいなと思ひながら、やはり南上原は異常だなと思ひました。もっともつ

といいことではあるんですけども、なかなか手が出ないなということで、中城村もついにそこまで来たかなと思っています。やはり住みやすいというのと、あそこは都市計画で皆さんがいろいろ仕掛けてあれだけ人口も増えました。ただ下地区がまだまだ伸びていないので、あそこまではなくても少し下地区全体を上げたいなという気持ちはあるので、それで観光というのを含めて、下地区も含めて、農業も漁業も含めて、活性化できればいいなと思います。余談になりましたけれども、そういうことで我が村もついに1坪100万円台の土地が出たということで、余談になりました。例えばですが、来週県外から視察団が来るとなったときに、一日中城村を案内してくれと言われたときに皆さん対応できますか。どこに連れて行って、どこに連れてどこに行くということをスケジュールを立てたときに、すんなりことこことここという、考えましたけれどもなかなか厳しいなというのがあります。観光は前にも言ったようにつくるものですから、いろいろ手を加えてやりながら、例えばこの間も村長と立ち話しましたが、ゴルフをやりながら、ゴルフをやるときは四、五時間は潰せますよね。夫婦で来たときにお父さんはゴルフへ行ってお母さんはどうするかとなったときに、なかなか厳しい。それをやっぱり皆様真剣に考えて、今ある商品で実際に6時間コースぐらいつくれるかというのを考えてもらいたい。立派な護佐丸歴史資料館も造っていますよね。中城城跡に先に行く前に、私は資料館を見せて、中城というのはこんなものかと。そこから城跡を見せるというのが一つの手だと思います。歴史でペリーというのがそれぞれ学生時代に勉強しましたけれども、そのペリーの旗立て岩があると。あそこもいいと思います。あとは体験で、あるかどうか分かりませんが、例えば焼き物を体験させると。そして例えば前からずっと私は何名かに言っていますけ

れども、島に二、三時間コースを行かせる。そうすると意外と、その間に食事は村内のどこかでとったほうがいいと思うんですけども、そういうことを含めて考えると、少しは中城村もAコースの観光のおすすめのルートとしてつくれるのかなと。スポーツも入れながら、またゴルフを入れながらやるパターンもあるし、今言った体験などを城跡、資料館に行って少しうんちくを勉強して、そこで資料を見た後に城跡から太平洋を見ると皆さんびっくりしますよ。そこから歴史の道の一部を紹介して、やちむんの体験ができたとか、食事も途中で入れるとか。先ほど提案した、できるのであれば渡船で島を回る、あるいは遊覧させるとか、そういうのもできると6時間はあつという間につくれると思います。ですからぜひこれは一度観光協会のメンバーに、自分たちが6時間コース、8時間コースをつくってくれと言われたときに、何をつくるかというのを一度課長、ぜひ提案として挙げてもらって、我々もそれを見て、これだったらいけるなと判断すればいいと思います。できたときにこのコースに行こう、このコースに行こうと提案できるように、そしてそこをやりながら、いろいろ調整しながら最終的に仕上げればいいと思います。その間の作業として、先ほど言った、元に戻りますけれども桜の木もひとつはそうなんです。桜がいいかどうかは分かりませんが、桜を植えて、やんばるに行っている人たちをまずここに、中部で桜が見れるという、そこでお金を落とさせる仕組みをつくる。そして離島、ここで言うと津堅とかがありますが、そことの交流をして観光の幅を広げる、間口を広げる。中城村の場合は、パッと見ると今人口が一番増えている、教育も充実している、15名学級ですが、教員の友達もいっぱいいますけれども、中城はすごいよねと。福祉も充実しているが、観光となると少し弱いのかなと。農業も農地が多い割には農業をやっている人も2

～3%ぐらいしかいない。それを救うためにはやはり観光というのは1つの武器になりますので、今皆さんが頑張っている、各課のことはやりながら環境問題も含めてできればいいなと思っていますので、引き続き中城村を、観光というのは一つのPRするところですので、漫画化にしたいというのもそうなんです。課長から、「生涯学習課でやっているよ」というので話を聞いて見たらありました。あのイメージです。それは教育の立場で考えているので、あれを観光に含めて護佐丸の歴史、伊集の打花鼓（ターファークー）とか、あるいは各字にいろいろな拝所がありますが、それを漫画化にして、そして役場で流す、観光協会で流す。3分か分からないですが、それぞれの漫画化というのは大事だと、私はおもしろくていいなと思います。金のかかる話ではありますけれども、これをいかに皆さんは県、国からお金を引っ張ってくるかと。観光で少し小銭を稼ぐこと、それを農業の人たち、漁業の人たちにも説明しながら少しずつ、一歩ずつでいいので、この5年以内に何かやりたいなど。今、一生懸命議員の中でも桜を植えている人たちもいます。貞則議員みたいに草刈りを一生懸命やっている人もいます。それを一緒になってみんなでやっていけばできるのかなと。最終的には私はやはり宿泊施設というのは必要だと思っています。すぐできるものでもないし、今土地の問題、いろいろ動いてもらっていますけれども、中城広域いろいろ話が出ていますけれども、そういったものをクリアにして中城村のいいところ。常に言いますが、教育と福祉はマストです。これを当然やらなければいけない。でも産業が今少し弱いのかなと。土地が農地だから、なかなか造れないというのはありますので、その辺はぜひしっかりと我々もいろいろな情報を皆さんと共有しながらやっていければいいなと思います。最近はSDGsという言葉、AIという言葉、ドロー

ンという言葉が頻繁に聞こえます。我々も村の運営に関してはSDGsを意識した取組、教育も含めて、福祉も含めてやらなきゃいけない時代にもう来ています。遅いかもしれませんが、我々もそれに乗っかって中城村を盛り上げればいいなと思いますので、その辺のやり取りを受けて、村長、一言何か今の観光を含めて所見があればお願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

比嘉 護議員が今全てお話したようでございますけれども。ただ思いはもちろん一緒でございますし、我々行政は環境整備、その観光で生きていく環境を整備するのは我々の絶対的な使命だと思っています。先ほど宿泊施設のお話もなさいました。そこには大きな壁もあります。法規上ですね、中城村は御承知のとおり大きな法規制がかかっている地域ですので、それを今いろいろな形で取り除きながら、中城村の発展に努めていきたいなど。そして先ほどから話がある、いろいろな分野で関連していきますので農業も漁業も全て観光に、もちろん環境整備も観光にも関わってきますので、そういう広い視野でもって頑張っていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 稲嶺担当課長、どうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま村長からもありましたが、行政としてやっていける予算の確保を含め、今、護議員からも強く言われました。行政がやるべき、担うべきところがどこなのかをしっかりと自覚しながら、そしてお互いの団体であります観光協会、そして商工会も含めたところとどういったタイプアップができるか。先ほど言われた農業、漁業、

さらに村内にある企業の商品開発も含め支えるところは多岐多様だとは思いますが、しっかりそこをどこからやれていけるかを、優先順位もあるかもしれないし、それに合った交付金、補助金の活用もあろうかと思しますので、そこをしっかりと精査しながら、村長を中心に関係課、教育委員会、ほかの課も含めどういったところから取り組めるかをしっかりと考えていって、やっていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。執行部の皆さん、そういった考えがあるということなので、ぜひ環境問題、産業問題、教育、福祉も含めてみんなでこの中城村を盛り上げたいなど。結構いろんなことをやっているけれども、情報不足があります。分かっていない、我々が分かっていない。ネットを見ると確かに載っているんですね。ところがそれが伝わっていないがあるので、いま一度情報共有というのはしっかり、せっかくいいことをやっているのになかなか、我々も勉強不足で申し訳ないんですけども伝わっていない、分かっていないというのがあるので、ぜひその辺の人たち、それは我々よりも逆に言えば村民の方々がもっと分からないかもしれないというのがあるので、ぜひその辺は、今皆さんがやっているいいことはどんだんいろいろなところで言って、我々もそういう意味では中城村の宣伝マンの一人ですので、営業マンですので、そういうことをどんだん言えるように我々も使って、我々もホームページというのはしっかりと見なきゃいけないんですけども。またこういうコミュニケーションを取らないとなかなかうまくいかない部分があるので、いいことをやっていますので、ぜひその辺は自信をもってアピールしてもらいたいと思えます。以上をもちまして私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で比嘉 護議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時05分）

~~~~~

再開（14時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして石原昌雄議員の一般質問を許します。

○15番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号15番、石原昌雄、一般質問をしますのでよろしくをお願いします。

それでは通告書に沿って、大枠1番、南上原土地区画整理事業の進捗は。①7か所ある街区公園の植え直しなど植栽管理は今後どうするか。②区画整理地区内の街路樹の植え直しなどは今後どのように管理するのか。③ハンタ道の街路樹はどのように管理するのか。④糸蒲公園の植栽管理は今後どうするか。⑤これまでの公園計画の計画図面などは保管されているか。

大枠2、下水道事業の進捗は。①南上原地区はどうか。あと何年かかるか。②下地区の進捗はどうか。延伸計画もあるか。③接続に向けての具体的な取り組みはどうか。④接続補助金の増額はできないか。

大枠3、農業振興政策について。浜田村長の農業に対する思いや今後の支援事業などへの考え方をお願いします。①農業委員会の位置づけは。②農産物の販路拡大は。③農業後継者の支援は。よろしく答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては上下水道課、大枠3番につきましては産業振興課のほうでお答えをいたします。

お尋ねの農業について、少し全体の農業振興

という意味での答弁をさせていただきますけれども、機会あるたびに発言させていただいてますけれども、やはり農業からいかにして農産業に、我々がその環境を整えることができるのか、この行政の努めだと思っておりますけれども、やはりどうやったらそれが、答えが1つあってそこに向かっていけば一番いいんでしょうけれども、なかなかその答えが見つからないというのが現状だと思っております。諦めずに当然やっていきますけれども。それとともにお尋ねの販路の拡大という意味では、経験上、幾つか携わったことがありますけれども、販路の拡大というか、販路を見つけるのはそう難しくないと実感しています。問題はやはり安定供給が可能かどうか。安定供給ができる作物があればと言いますか、しっかりしていればある程度の販路は見つけ出すことは可能ではないかと自分では思っておりますので、そういう意味ではやはりお尋ねの後継者も含めて、農業で、農から生業とすることができるか、それによって農業の発展が変わってくるのではないかと考えております。詳細につきましては、また産業振興課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1についてお答えいたします。

①から④については、一括して答弁いたします。管理については、今後も都市建設課で行っていきませんが、地域の協力や助力を得ながら活性化していければいいと考えております。

⑤の管理についても、管理・保管は都市建設課のほうで行っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは石原議員の大枠2の①から④についてお答えいたします。

①についてです。南上原地区の下水道整備につきましては、令和8年度までに完了する計画

を進めています。

続きまして②についてお答えします。下地区の下水道進捗につきましては、令和3年度末で354ヘクタールの内198ヘクタールが整備済みです。整備率としましては約56%です。現在進めている公共下水道事業期間は、年々減少傾向にある補助金の配分額を見極めつつ、下水道事業完了に向け、国道329号のバイパス関連も含めて事業期間の延伸及び下水道事業認可外の区域の変更を検討し、進めていきたいと考えております。

次に③についてお答えいたします。下水道接続の取組としては、広報誌による周知活動や、未接続世帯への接続補助等のチラシの配布を行っています。また下水道工事完了後に施工業者による営業活動を依頼し、接続率アップに取り組んでいます。

次に④についてお答えします。現在のところ接続率が増加傾向にあることから接続補助金の増額は検討していませんが、今後、接続率の低下や伸び悩みが見受けられるのであれば、中城湾南部流域下水道促進協議会の中で協議しながら、補助金の増額を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 石原昌雄議員御質問の大枠3についてお答えいたします。

①農業委員会の位置づけについてでございますが、農業委員会は「農業委員会等に関する法律」によって市町村に設置が義務づけられている行政委員会でございます。農地法などの法令に定められた事務を行うほか、担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」の推進など、農業の公的利益代表機関として農政活動を展開する役割を担っております。

②農産物の販路拡大についてでございますが、先ほど村長からもございましたが、販路についても實際上、たやすいところもないところもあるかもしれませんが、安定供給を含め農業団体や卸売市場など関係機関と情報交換しながら、新たな販路拡大に向けて取り組んでいくとともに、大手スーパーや企業などといった連携についても模索していきたいと考えております。

③農業後継者の支援についてでございますが、国や県の事業を活用し、経営を開始する新規就農者に対する資金助成事業や経営発展のための施設導入などへの支援事業、また農地の紹介や農業指導員による営農巡回指導などを現在実施しております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

まず大枠1番についてですけれども、現実として都市建設課がトータルで管理というのは、そのようになっていると思うんですけれども、具体的などころも質問しますので。まずこの街区公園についてですけれども、この街区公園については最近では子供連れとか、あるいは保育園児などがいつもどこの公園もいい遊び場になっていて、そこはいいんですけれども、当初この公園で計画した草花の様子が、非常に当初一番最初に植えたときはいっぱいだと、花園があって四季が感じられるなというふうな期待でやるんですけども、実際には草に負けて、そのうち除草作業のときに草と草花を一緒に切っなくなってきているところも多々あるんですね。ですからこういう草花、花木の植え直しなどのことはできますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

植え直した後の管理が多分都市建設課のほうでは厳しいだろうということもありまして、地域の協力を得ることができれば植え直しも考え

ていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 公園も数もあって、実際のところ地域が全部協力するというのは現実的な問題ではないと思うんですけども。ただ村としても計画的に、せつかくの公園を造つてあるので、この図面にのつとつたような形で、できるだけそれに見合うような、木の種類も、植える花の種類も簡単には、何と言うのか、一年草みたいになくなるんじゃなくて、持ちこたえるような種類の木も再度検討して、植え込みをやってもらえるものと思っています。ですから今はぽつんぽつんとか花も残っていないくて、何なのか分からないというところもあるので、再度計画をつくり直して、今区画整理の予算としてはそういう作業分の予算は確保しようと思えば確保できそうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

予算的なものは、やはり原材料費とかそういった項目がありますので、それで対応はできるものと考えますが、やはり議員がおっしゃるように管理をしっかりしないとまた同じ繰り返しになりますので、その辺も考えながら少し検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ぜひ検討してほしいと思っております。と言いますのは、先ほども議員の質問でも、実際に公園とかそういう観光地とかの除草作業とかについて、実際に割り当てているのが6名でやっているというところも、やっぱり見直すべきじゃないかなと。例えば今の区画整理地内だったら、区画整理地内の予算を使ってでももう少しそこがまだ工事をやっているわけですから、その終わるまででもその予算を活用して、その公園の草刈りとかも、あるいは花園の手入れもできるような、これは1回事業が終わったら村が全部管理しますよね。

そうしたら余計にできないわけですよ、ある意味では。ですから今、区画整理事業としてやっているわけですから、20年ぐらいかかっている中で、区画整理事業の街路が壊れたりとかそういうのも、まだ完成までは予算を使うわけですよ。ですからこの予算があるうちにこういう部分も、植え直しとかも含めてやってもらいたいというのが私の希望です。

2番の街路樹は大通り沿いに立っている木もそうですけれども、その木についてもところどころなくなっているところもあったりするわけですよ。それで新しいのを植え込むとか、そういうのも検討してほしいんですけども、そこら辺はどうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 この事業も終盤にきていますので、残りの事業費等も考えながらできるところはやっていこうと考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 区画整理事業の予算としては、たしか基金としてあと2億円ぐらい残っているというのは前回の決算あたりで聞いているんですけども、そこら辺どうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

正確な数字はちょっと覚えていないんですが、前年度末で3億円余りの基金残があります。ただまだ換地処分業務というのがまだ残っておりますので、そこに充てる分も当然必要になってきますので、その辺の予算も確認しながら、そういったもろもろの維持管理のほうも対応していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そうですね、換地処分もありますね。ただ換地処分に3億円は使わないと思うので、そんなにたくさんはここに費用はかからないと思いますので、ぜひ前向きに検討してください。

あと公園を造ったときの図面とかコピーとかいただけるものでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

うちのほうで管理していますので、提供は可能です。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 あとでもらえたいいただきます。どういう植種の草花を植えたのかなど、そこら辺を見ながら、またそれに代わるのを後で情報交換しながら、こういうのはどうかとかやっていきたいと思いますので、後でお願いします。

次に大枠2番の下水道のほうですけども、今、令和8年までで南上原地区が終わるだろうと。もっと早くはできませんか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

早くしたいのはこちらも同じですけども、補助金の配分がどうしても毎年毎年削られている状況ですので、それに合わせて工事をやっていきたいと思います。交付金事業を2つ走らせていますので、できるだけ令和8年とは言わず、入札残りあれば随時そこに投入していきたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そうですね、今年度から2つの事業の補助金をもらって、毎年このまま順調にいけば早く終わると思うんですけども。今の下水道の流れは、南上原が終わって下地区に行きそうな雰囲気ですから、どうしても下地区が遅れてくるんですよ。そのためには早く南上原が終了したほうがいいと思いますので、またそこら辺、頑張ってください。

あと接続についてですけども、今接続については広報誌あたりで接続しませんかとか、補助金が載ったり、確かに見てはいます。今後、私のあれでは、例えば施工が終わっている接続

可能な地域の地図を各字ごとにつくって、この世帯までは接続できるよと。実際、この世帯は接続しましたよと一目で分かるような図面あたりで接続の完了をしながら接続を促してほしいと思うんです。せつかく工事をして、南上原でもどこどこがつないでないとか、そういうのも役場のほうで分かるようなシステムをつくりだしてほしいんです。人事異動とかがあっても、どこのお家はつないでいますよと。伊集から当間、屋宜あたりも、どこのお家はつないでいますよというのを一目でできるような図面の管理をしてほしいんですけれども、現在のところどうですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

確かにそれがあればいいと思います。今現在それを管理しております。各家庭につないでいるところはマップで色塗りして、つないでいないところは色塗りしていないとか。していないところに集中的にチラシの配布を行ったりしております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 できたらそういうのもあそこの中とかじゃなくて、見える形で取り組んでほしいなとも思うんです。というのは、あそこの中に入れると担当一人しか見ていないですよ、どっちかと言うと。だからこの一帯はまだだ、この一帯はまだだというのが分からないと思うんです。だからそういうのも貼り出ししながら、担当課のほうで接続についてしっかり取り組んでほしいなと思います。そうすれば業者もどこどこがまだだなど分かるわけです。実際にはコツコツ訪ねていくわけにもいかないし、確かに接続したところはポストに接続済みのシールは貼られていますよ。でも貼らないところもあるかもしれない。そういう面からすると、こういう図面とかでぜひ接続に向けての取組をやってほしいと思います。

あと補助金についてですけれども、上地区は今新築とかが多いのでそんなに費用は、今の補助金の範囲内でまあまあいけるかと思うんですけれども、下地区とかは、既存の宅地あたりは50万円ぐらいはざらにかかるというケースが多いですね、実際に。私のお家も既存の宅地だったものだから、かかりましたよ。ずっと後ろのほうに、道の反対側に浄化槽があって、ここからずっとくるまでに結構工事費がかかるんですね。だから下地区の既存の宅地には、今後そういうところの、少し増額のことを今のうちから検討しておいてほしいと。周囲がどうのこうのじゃなくて、下地区のほうは接続についての取組が非常に弱いわけですよ、費用がかかるから。だからそういうところをもうちょっと今後取組をしてほしいんですけれども、取組はどうですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 貴重な意見をありがとうございました。確かに既存のお家に関しては、今までずっと単独浄化槽で設置されていた部分、水回りの部分が大変距離が長くなったりで費用がかかると思います。今後も、今補助金が減額している中で、今工事をどうしても早く終わらせたいと下水道課では思いまして、接続の補助を伸ばしたいのはやまやまなんです。工事を集中して取り組んでいる状況なものですから、また今後工事が完了次第、その辺にまた走らせていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ちなみに補助金の一年間の総額は幾らぐらいでしたか。おおよそ。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 補助金分で100万円持っていて、単独で400万円持っています。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そういう状況なので、もうちょっとそこに、工事費はもっとたくさん

かかるけれども、まだ100万円のレベルのものだったら補助金を少し増やして、接続が増えたらまた担当課は褒められるので、予算を確保してください。頑張ってください。

大枠3について、村長から直接農業に対する思いを聞かせてもらいました。どうしても村長の取組の意識で、私たちも農業政策はこんな思いがあるんだなということで質問をさせてもらいました。ただ今後のことで、例えば農業委員の指導員とのつながりも、もっと持ってほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

機会がありましたら、喜んでそういう会合なども持ちたいですし、プライベート的な部分で言うと毎年、数年前までは忘年会もあったんですけれども。もうこれも今はなくなりまして、議員がおっしゃるとおりいろいろなコミュニケーションを取ったほうがいいと思いますので、それに向けていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 特に忘年会とかもなく、会話する時間が本当に削られて残念ですけれども。あと農業青年クラブなどもありますので、ぜひ村長自らその方々と会話をしながら、そういうことによってその方々もすごい元気が出ると思うんです。一番仕事の中でと言ったらあれなんだけれども、農業については結構大変だと思っているところに、村長から声がかかったというだけでも、やりがいというか、元気が出ると思いますので、ぜひお願いします。

あと課長のほうに、今農産物の分で、昨日の中では支援している7品目を中心に取り組んでいるということもあったんですけれども、花卉園芸とかについてはどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛

昌 お答えいたします。

花卉園芸、中心となるのが輪菊、大菊、小菊を含めたところであるかと思えます。20年、数年前まではバブルの頃には観葉植物も中城村のほうでは多く栽培されておりまして、近年ではその辺の観葉植物も大分少なくなってきた中で、残された花卉というのが恐らく電照ギクがメインになってくるかと思えます。南浜にあった洋ランとかも既になくなっていく状況もございます。その中で今回コロナ交付金を活用して電照ギクの皆さんにはLEDの電球を補助するとか、また花卉園芸農協とJAと2つの団体が基本的にはございますので、その両方の団体につきましても均等に出荷箱の補助や農薬の補助も実施させていただいておりますので、今後もどういった支援が必要なのかもしっかりそういった生産団体、特に生産農家も先ほどからありました農業委員会の皆さんへ、その辺の底辺の声も拾いながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そういう補助の拡大もぜひ率先してお願いします。

今電照ギク等もありましたけれども、実際に観葉植物を取り扱っている農業者というのを把握してましたら件数だけでも。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

把握している部分ということで、私が今把握している部分は、2農家は私の範疇にはありませんが、実際の中にはほかにもあるかと思えます。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ぜひそこら辺の農家にも声をかけて、状況を支援してほしいと思いますのでよろしくお願いします。

あと農業後継者についてですけれども、今農

業後継者については新規新規という部分がいつもくるんですけれども、なかなか新規というのは難しいところもあるんですけれども。別のところからもできないかどうか、もっと検討して行ってほしいと思います。私も具体的にはまだないんですけれども、例えば農林学校に対して、高校生とか中学生とか、見学に行くとか、農業祭とか、そういうところに案内するとか、農業のシステムについても、残念ながら中城村にそういう学校が少ないものですから、どうしても後継者となると大人になってからパッと行くんじゃなくて、本当は畑が好きなんだという子供たちもいっぱいいると思うんです。そういう展開も、今後何か検討してほしいと思います。

最後に、実は農業関係の担当する職員の位置づけについてちょっとだけ。今、農業を専門として担当できる職員がなかなかいない気がするんです。だからもうちょっと農業を担当する職員の育成についても、ぜひ検討してほしい。何と言うか、ただテーブルの上の担当ではなくて、現場もしっかり、1か年じゃなくて2か年、3年、4年ぐらいまで行けるぐらい、そうじゃないと農家との信頼関係というのはなかなか築きにくいと思うんです。そういう面ではそういう形での職員の育成もやってほしいと。福祉関連はどっちかという現場のほうが多いですよ、ある意味で情報。だけど農業関係は本当に職員が現場に行けているかという、何となくそういうニュアンスがないんです。そこら辺について職員の支援も村長、今後また指示してやってほしいんですけれども。もう一言。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話は、恐らく適材適所ということだと思いますけれども、それをちゃんと踏まえて今後また人事もございますので、勘案していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そういうことで、農業についても漁業についてもですけれども、やっぱり全体的にみんなで取り組んでいけたらと思います。一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会（14時54分）

令和4年第11回中城村議会定例会（第4日目）

招 集 年 月 日	令和4年12月5日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和4年12月8日（午前10時00分）		
	散 会	令和4年12月8日（午後2時19分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	5 番	新 垣 貞 則	6 番	安 里 清 市
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	ま ち づ くり 推 進 課 長	金 城 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稲 嶺 盛 昌
	会 計 管 理 者	欠 席	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

○1番 小橋川恵美議員 おはようございます。議席番号1番、小橋川恵美です。それでは通告書に従いまして質問いたします。

大枠1、生理の貧困について。近年、子どもの貧困問題なども含め『生理の貧困』が社会問題になっており、学校の女子トイレの個室へ生理用品の設置要請が他市町村の議会でも活発に行われておりますが、本村の設置状況と今後の取組を伺います。①中城中学校は、女子トイレ個室に生理用品が既に設置済みですが、その経緯を伺います。②村内小学校3校の高学年の女子トイレの個室への設置状況を伺います。③公共施設(役場・護佐丸歴史資料図書館)などの女子トイレの個室に生理用品を設置することは可能か伺います。

大枠2、第一次産業への支援の要望。長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び経済情勢の変動により全村民多大な影響を受けております。最近の異常な物価高騰でスーパーに買物に行ってもどの商品も値上がりばかりでため息しか出てきませんが、肥料高騰や燃料費の高騰などの影響をもろに受けている農業者・漁業者の方は、事業継続への影響が深刻な状況です。そこで伺います。①新型コロナがはやり始めてから今まで村が農業者・漁業者の方に行ってきた支援事業について伺います。②今後、緊急対策として対象者への支援事業などの予定はあるか伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会と総務課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうでは大枠2番の一次産業への支援ということで御要望でございますが、今までやってきたことはまた後ほど担当課のほうから答弁させていただきますが、一次産業だけに限らず、いろいろな業態、例えば商工もそうですし、今回また予算も計上いたしましたけれども、非課税世帯への支援だとか、できる限りのことはやっていきたいと思っておりますし、議員もおっしゃるとおり一次産業は非常に今厳しい状態というのも認識をしているつもりでございます。今後ともしっかりと支援ができるように努めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠1の生理用品についてですが、教育委員会としては、学校に対して指導助言は行いますが、基本的にこの件は校長の学校経営に委ねられています。学校では養護教諭や学年主任、学級担任等と相談しながら校長は判断していくこととなります。詳細については主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 小橋川恵美議員の御質問にお答えいたします。

①、②について一括してお答えしたいと思います。②中城中学校では今年の1月より、女子トイレに生理用品を設置しております。経緯としましては、昨年度9月に生徒会が中心となり、校内アンケート等調査を行い、生徒の実態や要望を踏まえ、生徒会の管理の下、生理用品を女子トイレに設置しております。なお小学校では、衛生管理上の問題から女子トイレには設置しておりませんが、今後、児童の生理用品については試験的に小学校高学年の女子児童の置き場所として生理用品を置くということで、今準備を進めているところでございます。なお、小学校

の生理用品の利用回数につきましては、これまで3から5個程度の利用でありました。そのため、保健室での提供となっておりますが、今後はトイレに設置する準備を進めていく方向でございます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 公共施設女子トイレ個室への生理用品の設置についてお答えいたします。

近年、新型コロナウイルス感染症などの影響で生活が苦しくなり、生理用品を十分に手に入れることができない方がいると言われており、役所などの女子トイレの個室で無料で受け取れるシステムを導入している自治体がございます。本村内の公共施設におきましては、まだ設置されておきませんが、今後、設置について検討したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 おはようございます。小橋川恵美議員御質問の大枠2についてお答えいたします。

①コロナ禍における農業、漁業者への支援についてでございますが、農業関連については、営農継続支援事業としまして農業用被覆ビニール類の購入補助、花卉農家への電照菊用照明器具（LED電球）の購入補助、肥料の購入補助を支援しております。漁業関連におきましては、軽石被害による支援としまして、海水こし器購入補助、燃料費補助を実施しております。また、農業・漁業者へ一律で3万円の支給事業も昨年度実施しております。今後の緊急対策支援につきましては、円安や物価高騰などによる被害が大きい畜産関連につきまして、今回12月議会で計上させていただきました飼料の購入補助を実施してまいります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では再質問をさせて

いただきます。

大枠1の①です。私も先日中学校に行く機会がありまして、子供の行事で行きましたら、皆さんのお手元に配っている資料の写真になるんですけども、実際に中城中学校のトイレに、ウサギの写真がついているほうですけども、トイレに設置している生理用品です。どのブースにもきれいにそろえていて、トイレを利用するときもすごく気持ちがよかったですので、すごくいいなと思った次第です。このメッセージですけども、下に書かれているメッセージが「困ったときはこのナプキンを使ってください。返却は不要です。もし相談したいことがあれば、いつでも保健室に来てください」という温かいメッセージも添えてあって、毎日気を許せる個室のトイレでそういうメッセージを目にしていたら、生理に関しての困り事だけではなく、友達等の困り事、家庭での悩みなど、保健室や先生方に相談してみようという気にもなるのではないかと感心しました。経緯を聞くと、生徒会を中心に生徒が自主的に取り組んでいるということで大変素晴らしいことですので、今後も継続して、教育委員会の協力もしていただいて、ぜひ長く続けていただきますようお願いいたします。

②です。もう私が質問するまでもなく取り組んでいただけるような、試験的にも取り組んでいただけるようなことで答弁いただいておりますので、私が調べたところによると、第12回初潮調査結果（大阪大学）によると、生理が始まるのが小学校4年生で6.7%、5年生で25.4%、6年生で58.3%です。その後、中学3年生で98.8%となり、義務教育の小中学校在学中に多くの子が初潮を迎えます。中城小学校で保健の先生とお話をさせていただきましたが、保健室になかなか生理用品をもらいに来る子は少ないそうです。困った状況で、例えば家から持ってくるのを忘れてしまっているけれどももらいに

行けない子、長時間汚れた生理用品で過ごさないといけなかったり、お洋服を汚してしまったり、それで保健室に来て洋服の替えをもらう子はいるそうです。あと、周りの子の目を気にして教室からトイレまで持ち運ぶのに気を使ったりするという状況があるようです。小学生ですとまだ初潮が始まって慣れていないので不安も大きいかと思いますので、今後また試験的に導入していただいて、子供たちが安心して学校生活を送れるようにしていただきたいと思うところと、あと生理の貧困という言葉はあまり個人的に好きではないんですけれども、生理用品の購入に困窮するほど困っている家庭や、父子家庭で親に言いづらい。生理用品に限らず先日の大城議員の質問にもありましたが、子供の貧困問題、私たちが把握できていない貧困状況なども困っている子供がいるかもしれません。この設置の取組をすることによって、その状況が少しでも把握できるかもしれませんし、何より子供たちが精神的にも安心して過ごせると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

すみません、再質問というよりは私からの要望ではあるんですが、中学校の生理用品に貼ってあるメッセージを見て提案したいのですが、小中学校の女子トイレではなく男子トイレや低学年のトイレなど、子供たちがトイレを利用する際にいつでも何気に目が止まる個室や小便器の前にかわいいイラストなどをつけて、おうちやお友達のこと、何でも困っていることがあったらいつでも周りの先生や大人に相談してねというような小さなポップとかステッカーみたいなものを作っていただいて貼っていただくと、すぐに効果は出ないかもしれませんが、親以外の大人に相談してもいいんだと気づいてもらえるきっかけになるかもしれませんので、養護教諭の先生方に御提案をお願いします。小さな取組かもしれませんが、子供たちの困り事を少しでも拾い上げてほしいと思います。多分教

育委員会から先生方に強制はできないと思うんですけれども、御提案はぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり子供たちに寄り添う機会、場所というのは非常に重要だと考えています。特に養護教諭等につきましては毎月1回は養護教諭研修会を教育委員会で持っております。そこでの情報交換を通してだったり、また週に1回、教育委員会は教育長をはじめ私もは学校訪問、朝の挨拶訪問をしております。管理職、または教職員への適切な助言等を通して、今の思いをしっかりと伝えて子供たちの教育環境を整えていきたいと考えております。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

では③の再質問です。公共施設などの女子トイレの個室に生理用品を設置することは可能かということで、ただいま検討中ということでありましたが、私の配付している資料の裏になります。機械の写真があるページですが、こちらが公共施設等に設置してほしいというところが先ほど重複する部分もありますけれども、公共施設、特に図書館などに生理用品を設置することによって生理用品などの購入が困難な子供たちへの間接的な支援になると思います。子供がよく利用する図書館や吉の浦会館等のトイレに試験的に設置して状況の把握ということをお願いできないかと思っております。あと、今回資料のほうも配付させていただいたんですけれども、O i T r (オイテル) 株式会社が提供している生理用品を無料で提供するディスプレイです。こちらの企業理念としましては、企業とソーシャルパートナーシップにより社会イ

ンフラを創出できるように、こちらSDGsの目標5として挙げられるジェンダー平等を実現しようは、社会にとって重要な課題の1つです。この課題を企業の力を借りながら解決できないかと考え、私たちはこのサービスをつくりました。オイテルは、配る生理用ナプキンがサイネージ広告執行企業の広告費から担うことで、無料にて御提供いたします。このサービスが社会インフラの1つとなり、少しでも社会課題の解決に近づけるように私たちは願っていますという企業理念です。この機械の使い方ですけれども、写真にもあるように、生理用品が各女子トイレの個室に設置されておりまして、必要な方がオイテルの無料アプリをダウンロードしてアプリを起動し、スマートフォンをディスペンサーに近づけると提携しているスポンサーの広告が流れます。それを見ると生理用ナプキンが無料で1枚もらえるというディスペンサーになっています。このディスペンサーは本体も設置無料ですし、もちろん生理用品も無料提供となります。設置する側は電気料金だけの負担となります。今現在は設置数が全国で173か所、台数が2,346台設置されています。全国の商業施設、オフィス、学校、空港、公共施設、役所などで設置が進んでいます。広告も大手企業が多数出稿しています。今回具体的に提案したく担当者に問い合わせたのですが、設置依頼が全国から殺到しているということで、半導体の不足により、今現在はこのディスペンサー自体は注文が入っている分ですばらくは注文を停止しているという状況のようです。来年の春頃には提供を再開するようですので、ぜひ沖縄県ではまだ設置しているところはないので、前向きに検討していただき、いち早く導入して沖縄県全体へこの取組をPRしていただきたいと提案いたします。この設置に向けてはどうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今議員の御質問の中でありますように、無償で提供ができるということですので、前向きに設置を検討したいと思います。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ設置に向けて前向きに検討よろしくをお願いします。

では、大枠2の第一次産業への支援の要望について。今議会の補正予算にも畜産農家への支援応援金が追加されていましたので、よかったなと思います。実は先日、私のところにうるま市の運送業者継続支援事業として運送関連の方々に最大8万円の補助を行うという新聞記事を見た農業者の方から御相談がありまして、やはりこの物価高騰や肥料高騰などを受けて生活が非常に逼迫していて、このままだと農業を継続していくのが苦しい状況であり、中城村としてもうるま市のように支援してもらえないかということでした。ですが、調べていくと、実際今までも支援はしているということではございましたので、ぜひ今後、中城村でも農業、漁業には先ほど村長も言っていたんですけれども、皆さんに何らかの形で事業継続のためとは言わず、支援ができるようにやっていっていただきたいと思います。やはり、そういう支援があるとモチベーションも上がっていくかと思しますので、今後も少しでも力になれるように支援をお願いいたします。以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 以上で小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時23分）

~~~~~

再 開（10時40分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○2番 玉那覇 登議員 皆さん、おはようご

ございます。2番玉那覇 登でございます。議長の許可を得ましたのでこれより一般質問を行いたいと思います。

質問事項大枠1、県道29号線登又交差点（登又金物店前）の右折矢印信号機の設置について。県道29号線登又交差点（登又金物店前）は通勤、退社時間帯になると交通量の多さと右折矢印信号がないため数台しか右折できなくて渋滞している状況です。右折矢印の信号を設置することで渋滞緩和になると思われませんが、対応を伺います。

大枠2、子どもの見守りについて。児童等の年少者が不審者などから声をかけられるなど、身に危険を感じたときに地域住民の家や商店などに避難する「太陽の家」というのがありましたが、現在は「こども110番の家」となっていると思われまして。そこで、次の件について伺います。①商店、事業所等以外の地域住民の家で、指定されているのは何件あるか。②指定の方法を伺います。③小中学校の保護者への連絡メールについて伺います。④不審者発生情報など周辺住民への周知方法はどのようになっているのかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは玉那覇 登議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課、大枠2番につきましては住民生活課と教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうでは大枠2番の子供の見守りについてでございますが、昨今といいますか、子供が事件に巻き込まれたり、事故に巻き込まれたりすることが多いような感じがいたします。そういう意味では我々地域を預かるものとしましてもやはり地域で見守っていかなくてはならないということは大いに感じているところでございますので、それを村民の皆様も含めて一緒に地域の安全安心を確保していこうという機運をこ

れからも高めていきたいと思っております。詳細につきましては担当課のほうでお答えいたします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2についてですけれども、校長会・教頭会等でも、学校は子供たちが安全で安心して過ごせる場所であるということを最優先するようということを常に話をしています。③の連絡メールについては、各学校では不審者対応や台風時の対応、緊急時の連絡等を保護者に連絡する手段として3小学校、中学校とも無償のメールを活用しています。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは、大枠1①についてお答えいたします。

御指摘の登又金物店前の交差点においては、信号機設置時から交通状況に情勢があれば改善できるように右折帯が設けられていることから、議員のおっしゃるとおり通勤・退社時間帯は常時渋滞と右折し難い状況にあることから、村から宜野湾署を通して公安委員会へ右折矢印信号機設置を要望したいと考えております。

次に大枠2、①②④について一括してお答えいたします。

①について、令和4年11月末時点で53件指定されており、商店、事業所等以外の一般住宅は6件指定されております。

②の指定の方法について、宜野湾署長及び地区防犯協会会長が子供の安全確保のため特に必要と認める管内一般世帯または事業所に委嘱する。指定の流れとしては申出に応じて宜野湾署にて調査と場所の確認、面談をし、総合的に判断をしております。場所については、緊急の際、子供が安全に駆け込めるところかどうか等が基準となっております。

次に④不審者の発生情報などの周辺住民への周知方法についてお答えいたします。宜野湾署のほうから犯罪被害防止の広報周知に基づき、

宜野湾署、駐在、村と連携し情報を確認した上で村の防災行政無線を活用し、村のホームページ、村の公式LINE等で不審者情報を発信しております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 再質問を順を追ってしたいと思います。

この登又の交差点は私も地元の方からお願いされて一度ほど見に行った……、通行するとき右折がほとんどできないなということで、通りにくいなという感じはしていたんですが、そんなに上げるほどではなかったんですが、実際地元の方からどうにかできないかと言われて、それで実際見に行ったところでありました。やはり時間帯によっては、上のほうに上がったらトンネルがありますけれども、向こうのほうから混んでいる状況があります。右折がですね。その方に言わせてみればトンネルどころじゃない、トンネルを越してまで混んでいるよと言われたのですが、いずれにしても要は信号待ち、赤信号になって直進の車と右折の車、二車線並んでいて、青になると直進車は行きます。右折は一旦交差点の中央付近まで入るんですね。そうしたらゴルフ場側から車がどんどん来て、赤になって信号無視みたいな感じで2台ぐらい行くんですね。そういう状況ですので、もうほとんどはけないという状況ですので、住民生活課長はこれから要請したいということがありましたので、ぜひ要請をして早めに設置できるようにお願いしたいと思います。以前、琉大前の沖銀の右折の信号も要請がありましたけれども、あれもそんなに長くかからなかったかなと私自身は思っていますので、早めにできるようによろしくお願いします。

この交差点は登又の方だけが通るのではないのですが、村内、村外の方も通ると思うんですけども、ちなみに登又の自治会からそういった要請等がありますか。お伺いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えします。

たしか、令和2年だと思うのですが、記憶のほうは今定かではないのですが、当時の議員の渡嘉敷議員から登又自治会からの陳情もございまして、その交差点においては夜間の時差式信号機になっているものですから、そこをもう少し延長して交通量をもう少しスムーズにというような、そういった要請がございました。これまで今議員のおっしゃる信号機の設置要請については、今のところは私のほうではまだ要請があったような記憶はございません。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。そういう対応をしていきたいと思っておりますので、またそちらのほうの対応もよろしく願います。

それでは大枠2の子供の見守りについてお願いします。先ほどもお話ししましたとおり、以前は通学路に各部落、ほとんどお店、小さな商店等があつてこの商店はほとんどが太陽の家の看板を上げていて、逃げ場があつたということですが、最近ではもうほとんどの部落で小さなお店が閉まって、逆に言えば、私の地元津覇で言えば、恐らく津覇はゼロじゃないかなと。お店ももうなくなっていますのでね。中城村全体で53件、これは事業所ですよ、53件。私が伺いたかったのは、民間の住民の家が何件あるかということで、両方答弁していただきましたけれども、6件しかない。これは中城村全体で6件ということになりますと、例えば津覇小学校区域でいうと和宇慶の部落もありますし、和宇慶から南浜、北浜もありますし、伊集もありますし、津覇もある奥間もあるということで、そういった意味では、やはりこの民間の家をお願いをして指定してもらおうと、協力してもらおうということをすれば、学校でも指導、子供たちにはどここの防災マップであるとか、そう

いったもので危険が生じた場合にはこの家に逃げのんだよとか、そういうふうな指導もできると思うんですね。ですから、そういった意味ではこれから増やしていくという取組をする考え等がありますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

先ほどの答弁で件数のほうを答弁してきましたけれども、53件のうち一般住宅は6件ということで、さらに詳細を説明しますと、津覇小学校区域が事業所を含めて8件、中城小学校が事業所、一般住宅を含めて20件、中城南小学校が事業所、一般住宅を含めて25件、合計53件ということでございます。そこで、先ほど議員のほうからこれまでは太陽の家ということでの名称ではありましたが、現在、こども110番の家ということでございますので、その前に改めてこのこども110番の家についてを御説明した後に答弁をさせていただきます。こども110番の家とは、子供が誘拐や暴力、痴漢など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めたとき、その子供を保護するとともに警察、学校、家庭などへ連絡するなどして地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動ということで定義されております。活動の内容としましては、犯罪などの被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた子供たちの保護、事件・事故の発生を認知したときの110番通報、学校、家庭への連絡。日常生活の中で近所で子供たちが被害に遭いそうな危険な場所等を発見した場合の連絡等と、そのような定義でございます。その中で、さらに子供への拡大というか、そのことについての御説明ですが、村としましては宜野湾署と連携しこども110番の家の周知活動に取り組んでおります。活動としましては、新入生へ向けての交通安全教室での説明等、そして役場で自治会等を通してチラシと周知資料を配布をしまして、公民館

にポスター等の掲示等、公民館等の110番の家に関するポスターの周知等。あとは広報誌、ホームページでの周知等、そしてのぼり等を作成して大いに住民にPRしまして周知を図り、その拡大に向けて取組もうということと考えております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 私が質問したのは、こども110番の家というのはもちろん地域ぐるみで子供を犯罪から守るための取組ということですが、先ほど指定の方法はどうやって指定するのかということ質問しましたら、宜野湾署長とか安全協会が委嘱をすると。これは各住民が申出をするという指定の方法、協力の方法といえますか、それは今の答弁で分かりましたけれども、例えば民間で通学路あたりは、津覇小学校であれば、津覇区域であれば中通りは恐らくゼロだと思うんですよ。前はお店があつて何か所かありましたけれども、この通りは恐らくゼロだと思います。だからその通学路にこれは津覇だけではなくて中城小学校区域もあるし、その通学路区域にこれからこういうものを増やそうとする取組をしようとする考えはありますかという、これをお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

これは平成26年度からなんですけど、中城村の通学路安全促進会議を開催し、その中で先ほどの議員がおっしゃることについての話合いも設け、そしてその中でしっかり御理解いただきながら、これからはその会議の中でこのこども110番についての拡大に向けての話合いを持つ中で広げていきたいということで、この取組についてはそのように対応としては考えているところでございます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 分かりました。これから対応していくというふうなことで受け取り

たいと思います。やはり地域のお年寄りなども子供たちの通学、下校等を見た場合にちょっと心配なところもあるだろうということでそういったことがありましたので、やはりこういった申出をするということは恐らく分からないと思いますので、その辺を行政のほうでこういった家が増やせるように犯罪等、誘拐とか、小さい子供はすぐ車に引っ張って乗せられるとかいろいろなことがありますので、そういった事件事故が起こらない前に対応してほしいと思います。

次に③です。小中学校の保護者へのメールについては、無償メールで学校のそういった不審者情報とか、台風とかいろんな連絡網とかに使っているということがありましたが、これもやはり保護者だけに連絡しても、今言ったように例えばそういった110番の家の方にも連絡をするとか、また地域の自治会長であるとか、自治会長を含めた役員とか、そういったメールを登録して、保護者以外にも近くにいたら現場に行けるとかそういうこともありますので、保護者以外にもできるような対応ができればいいかなと私は思いました。こういった不審者の情報は、去年1年でもいいですので校區別に何件ぐらいありましたでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

本村では各学校から不審者の情報が上がった場合は、教育委員会への報告が義務づけられております。その受けた報告については各学校で、1校だけの報告を全学校で共有します。今年度に限っては2件、毎年一、二件程度の学校からの不審者の報告が上がっております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 こういった不審者情報とかはないほうがいいんですけども、南地区とか人口も多くなっていますので、そういった心配されるようなこともありますので、ぜひ

そういったところも気をつけてこれから頑張っていきましょうね。やはり地域の方々はそのいったことも110番の家、太陽の家、これがほとんどなくなっていてちょっと心配している方々もいらっしゃると思いますので、そういった取組をやってまた地域の子供たちは地域で見守って行って、安心安全に学校へ通えるようにやっていけたらいいかなと思っております。以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時05分）

~~~~~

再 開（11時06分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

○7番 新垣 修議員 それでは、議長から発言のお許しが出ましたので、議席番号7番、通告書に従って質問させていただきます。少し文面のほうで通告書を乱文に書いたものですから、執行部の皆さんには悪いなと思い文面を少し部分的に修正をしておりますので、内容的には変わりませんので、読み上げながら修正させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは大枠1番、「島にんじん」の日。村民参加波及企画。「島にんじんの日」が制定されて5年目になりますが、これまで村内の園児による演舞や島にんじんを使用した加工商品等の無料配布など新聞・TV・村広報誌等の媒体を通して県内外にPRを行い、今年もより以上にPRセレモニー等を準備していることと期待を寄せている一方で、セレモニーで盛り上がり事なきを終わっているように感じており、より一層村内外に「島にんじんの日」にちなんだ消費拡大や生産拡大に繋がるイベント企画ができないか、取組に期待をしているところではありま

す。そこで①例年行っているセレモニー（園児の演舞・商品配布等）以外「島にんじんの日」にちなんだ取組はあるのか伺います。以前に村内で食事処を営む方から「島にんじん料理」を客に提供したいが食材が手に入らないとの話を聞きました。そこで、②今年度は前年度と対比して生産出荷量の見込みはどのようになっているのか伺います。③「島にんじんの日」に多くの方々に「食」してもらうために村内の食事処で「島にんじん」料理を提供していただくタイアップ企画を立案し期間限定等のキャンペーン等を行えないか伺います。そのキャンペーンの提案補足として④協力食事店にはその証として「のぼり」等を提供し「島にんじん」のPRにも一役買っていただき、手短な案として波及効果を狙えるような啓蒙立案を実施したらどうか。補足提案いたします。そのためには食材の供給バランスが必要になると考えます。その点の対処法として⑤村内食事店への島にんじんの安定供給ができる体制ができていますのか確認いたします。村内全ての住民が「島にんじんの日」に島にんじん料理を食してもらえれば地産地消・消費拡大にも繋がっていくのではないかと考えますので、第一弾のキャンペーンとして職員間でアイデアを出して取り組んでいただけないか、担当課の見解を伺います。そして第二弾の企画提案として、1月に開催予定の産業まつりにおいて、⑥JA女性部との協力を得て来場者に島にんじん料理や島野菜を使った料理を無料配布する企画構想を練ることができないか、見解を伺います。⑦中学生、高校生を対象に、吉の浦調理場において島野菜の調理実演などを行い実際に作っていただき、ステージ等で試食コンテストを行うなどの企画を発案すれば、それ以上に村民全体の盛り上がりやPRの波及効果が得られるのではと思いますが、そのあたりについても見解を伺います。

大枠2番、芝生広場にグラウンドゴルフ場の

常設を。吉の浦公園の大人広場、芝生広場の利用状況を確認したところ、小学校や単位自治会・村内団体の村民がグラウンドゴルフを楽しみ、村老連においては年2回陸上競技場内を活用してグラウンドゴルフ大会を行っており、気軽に何人でもプレーができるルールが簡単なので老若男女に支持されるスポーツ種目と思います。芝生広場での利用状況は集計にないとのことですが、公園内において年間グラウンドゴルフの利用者数は700名前後と推測し、その大半を高齢者が占めて各自治会においても必要道具等は備えており限られた広場でプレーを行っている状況にあると言えます。そこで①村民がいつでも、誰でも気軽にできるように、グラウンドゴルフコースを芝生広場に常設の施しができないか見解を伺います。②日本グラウンドゴルフ協会が「グラウンドゴルフが健康に及ぼす効果」について健康調査を実施し一般高齢者と比較しての特徴ある結果概要を報告していますが、目にしたことはあるか伺います。以上、答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

お尋ねの「島にんじんの日」について、少し所見を述べさせていただきますが、これは5年前に議会において条例制定をしていただきました。島にんじんの日、非常にいいPRができてくるものだと思っておりますが、議員がおっしゃるようなもっともいろいろなことができるんじゃないかと、今御提案いただいたものを拝見させていただきますと、いろんなことですばらしい御提言がございますので、これは全てできるものだと思っておりますので、細かいことはまた産業振興課のほうでお答えさせてい

ただきますが、その議員の御提案に沿った形で我々もそれを実現し、今後も島にんじんの日をもっともっとPRできて村内外へ伝わっていくことを期待をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2のグラウンドゴルフ場の設置について。村民の健康増進、余暇の活用等、グラウンドゴルフをすることは非常によいことだと思っています。その場所は以前にパークゴルフ場として整備できないかどうか考えたことがあります。現段階ではグラウンドゴルフ場の常設としての整備の予定はなく、多目的広場として活用していきたいと思っております。詳細については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 新垣 修議員御質問の島にんじんの日についてお答えいたします。

まず私も役場に採用されて30年余りたちますが、採用されたときに島にんじんの担当でありましたので、修議員と同じ気持ちで島にんじんに対する思いは一緒でありますので、それを含めて答弁させていただきたいと思っております。まず「島にんじんの日」の取組について、島にんじんの収穫体験や料理教室、県内企業との島にんじんに関するコラボ商品の販売、また、食育活動の一環として、村内小中学校において島にんじんの栽培体験や収穫体験の取組を行っております。また、今回12日、前日の11日ではありますが、護佐丸歴史資料図書館においてはお話し会に来館された方へ、2本入りの20セットの島にんじんを配布する予定でございます。

続きまして、島にんじんの出荷量の見込みについて、今年度のJAにおける出荷集量の見込みは30トンとなっております。昨年度の生産量より7%の減少、これにつきましては夏場にお

ける植付から始まった高温や、中期における長雨等も影響がありましたが、12月を含め、大体元の昨年の状況には戻ってきている状況であります。また、のぼりについては提案いただきましたので、すぐ今年度ということは厳しいかもしれませんが、そういった事業所の協力を得ながら前向きに検討していきたいと思っております。それを含め、今の御提案にありました今後の取組としてもいろいろな提案を修議員を含め関係機関一体となって取り組んでいきたいと思っております。村内飲食店の供給体制につきましては、JA中城支店の集出荷場において島にんじんの規格外のものを販売しておりますので、それを利用されていければと考えております。

また最後ですが、JA女性部と連携して中高生との企画についてですが、今回産業まつり、1月ですが、そこで行うにはちょっとスケジュール的に厳しいと思いますが、ぜひ次の産業まつりや違うイベント等があったときには、そういったJA婦人部や関係機関と協力しながら何らかの形で実施をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 新垣 修議員の大枠2についてお答えしたいと思います。

まず①に関してですが、吉の浦公園芝生広場は海側、以前プールのあった場所で、現在は芝生の生えた広場となっております。この場所に関しましては主に添石の老人会が週一程度、グラウンドゴルフを行っております。今のところ、この場所に関しましてグラウンドゴルフの常設整備をする予定はございません。

続きまして②ですが、日本グラウンドゴルフ協会の調査について確認したか、見たことはあるかということに関してですが、日本グラウンドゴルフ協会が実施した調査結果を確認したところ、この調査に関しましては一般高齢者と同

年代のグラウンドゴルフ愛好家を比較したもので、その結果についてはグラウンドゴルフ愛好家のほうが一般高齢者に比べバロコモ度1・2と判定されるリスクが40%以上も低いということと、あと歩幅が比較的大きくなって転倒予防につながっているということ。それ以外に関しましても心と体の不安感が少ないなどの効果などが報告されています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは再質問させていただきますけれども、順序を変えて質問させていただきます。まず、大枠2のほうから質問させていただきます。週1回、添石老人会のほうでグラウンドゴルフを利用していると聞いていますけれども、その際にコースの設営はどのように行っているのか、まず1点聞きます。

また、その添石老人会が使わないその日以外はどのような利用状況になっているのか、2点目としてお聞きいたします。

3点目として、教育長のほうの回答で、多目的広場ということで活用を考えているということですが、どのような活用状況を考えているのか。3点ほどお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず添石の老人会がどのようなコース設定を行っているかということなのですが、申し訳ありません。そこまで確認してございません。それと、添石が使っていない場合、どのような使用の仕方をされているかということに関してですが、それに関しまして、こちらが受付を申請して使用する場所とはなっていないため、全部を把握することはできないのですが、担当者とかに確認したところ、例えば保育所の子供たちが園内、公園内を巡った際にその場所で休憩したりとかというふうにしていたり、土日とかは家族連れがピクニックみたいな感じで使用した

りということ聞いております。今申しましたように、グラウンドゴルフの常設を設置してまいりますと、やはり竿を立てたり穴を開けたりとか、いろいろ表面上、突起物とかが出てくるので、そういうのでちょっと使い勝手が悪くなる可能性があるので、今お話ししましたように、家族連れが使用したり保育所が使用することもありますので、そういったグラウンドゴルフだけじゃなく、そういった使い方もできるような柔軟性のある使い方を今後していきたいと思っておりますので、そういった目的の使い方していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 全般的に言うと、多目的ということこれといったものはないと思うんですけども、今話を聞きますと休憩をしたり、家族連れのピクニックというか、そういう感じの多目的というふうに全体的にまとめて考えていいわけですね。それで、私が今回この施しができないかという質問は、もちろん皆さんの、教育長の回答でも整備ということで回答をもらっていますけれども、確かに整備というのは、そこにセットしてすぐできる状況が整備というふうには、その辺も受け止めているんですけども、現状をそのまま利用できないかという全体的な話なんです。先ほど添石老人会が週一でやっていると。そうしたらこの50メートルとか30メートル、25メートル、15メートル、これを老人会の皆さんが来て、そこでコースを設営したりとか、そういうのをやっているのかなと。本当は確認したかったんですけども、それができなかったものですから、自らが自分たちで来て、道具も持ってきている状況なのかなと認識して今質問しているんですけども、それを今言うように仮にピクニックと、休憩場所は今、丘陵地がありますよね。ベンチもあるし、そこはそのまま休んでいける。前回、課長から大人広場の利用状況をいただいたときに、確

かに遠足とかそういったので大体4月、5月ぐらいから皆さん利用しているという状況にあったものですから、その間、このスペースは空いていると思うんですよ。その提案の常設の施しというのは、そのままの現状は何も触れません。スタートマット、それからホールポスト、その距離測定等を、これはもちろん生涯学習課のほうで施してもらわねばですよ、その場所場所へ。その8ホール、もちろんその施しをやっていたら、一時的に4月でもいいし空いている時間。それをその場所をどうぞ気軽に使ってくださいというふうな施しができないかという質問なんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

ニーズ等々もあると思いますので、そちらのほうも調査しながら検討はしていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 この広場が本当に頻繁に使われていたら、その提案もなかなか私も難しいのかなど。それともう一つは、今の丘陵地を壊してまでということではありません。今、生涯学習課のほうでできる範囲内で、今言うようにコース、一番いいのはカゴを置いていただいて、必要でなければそれを取っていただくというふうな施しをまず実験的に4月ぐらいまでやっていただいて、その間、使う安里地区、当間地区、屋宜地区、この辺の皆さんがそこで今のように使っていただければさらに利用頻度も高まるし、それからグラウンドゴルフの活用にもなって老人福祉にも貢献するのではないかとということで一応提案です。教育長も認識のとおり、調査報告書を見られたと思うんですけども、グラウンドゴルフを日常行うことで運動機能が鍛えられて、健康増進、それから心の健康も維持されて健康寿命の延伸につながるという

ことが記載されているということで、さらに運動しながら頭も使うことで認知症予防にもなり、密にもならず人と接する機会も得られると。それだけ一石何鳥もある村民の健康や老人福祉にも効果をもたらすスポーツであることから、これはその芝生広場を、単純に言えばがんじゅう広場みたいな形で少しオープンにして開放するという、その辺をもう一度関係各位と協議していただいて何とか調整できないかというふうに願います。これは、ある老人の方から私のほうにも話があったことで今回取り上げてみたんです。空いているのにもったいない。ボールとスティックはみんな部落にあります。それだけ持って行ってやりたいんだけど、設営が難しいとか、二、三名でやりたいとか、そういうのがあって空いている状況であればそういうふうに活用できないかと。そして子供たち、大人広場がありますよね、ピクニックそれから休憩、今度はテントも張り替えるということで、そこも家族連れで利用できるし、必ずしも芝生広場に固定という考え方を少し柔軟にさせていただいて、これは実証実験といいますか、それで一旦やっていただいて、老人クラブあるいはそういった高齢者から意見等があれば、その辺をまとめて次のステップに持っていかけてもいいんじゃないかと思えます。ちなみに、吉の浦機能強化整備計画というのがありましたよね。そのことを確認します。これは計画策定より何年経過したのか。それとその見直しというのはあるのかどうか、この1点だけお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

吉の浦公園の機能強化整備計画に関しましては、平成29年度に策定しておりまして、今年度、令和4年度で5年目を迎えるわけですが、その間、諸事情がありまして、内容に関しましては計画変更もございました。それで5年もたつて

内容もちょっと変わってきている。当時の事情とも変わってきているところもございますので、令和6年度以降に見直しに入っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これは見直しの補足なんですけれども、この丘陵地がありますよね。この件、これは私四、五年前から話は聞かれるんですけれども、グラウンド側からあの山が死角になっていて夏にウォーキングするときに危険性があると。あれは必要なのというのを何度も聞いたことがあるんですよ。私も必要はないなと思ってはいるんですが、ただ、なぜあそこにあるのか、それは一応退任した、辞められた諸先輩方に聞いたんだけど、分からないという状況でしたので、もしこの辺も見直しというか、その範囲内でできるのであれば検討課題に持っていったらどうか。清掃要員に聞いたんですが、この山の。この山があるから掃除は難しいんだと。これがなければ掃除もさっさとできるのになぜか分からないという話もあったということ伝えて、御検討をお願いします。大枠2に関してはそれで終わります。

それでは大枠1、今回一般質問のほうで中城村をPRしていきたいという質問が何名かから出て、やはり中城村に対して村長もそうなんです、観光協会も踏まえてもっとPRして中城村を盛り上げていこうという思いの一般質問が多いような気がして、私も聞きながらうれしく思っています。私もその一員です。本当にコロナが落ち着いたというカウイズコロナではないんだけど、村長が言うようにどんどん中城村を発信していきたいという思いで今回その質問を上げたんですけれども、まず、課長の中で食育の一環ということで、これは今回広報誌にも琉大附属の子供たちが載っていたり、それからオキコの何とかモーニングでしたか、そういうのも一応目にして、企業との連携も目にしました。

この食育活動の実践ですね、栽培から収穫の取組に対しては、本当に「食育の環」の循環に関わる取組で、これはこれから受け継がれる農業の役目にも貢献していると思って高く評価しております。今後もこの事業に関しては継続して取り組んでほしいと所望しておりますので、さらなる高みをもってこの食育関連を進めてほしいと思います。

その中で広報とかを見て、あるいはネットを見ながらなんですけれども、収穫した後、どのように子供たちはそれを取り扱っているのか、その辺の詳細が見えなくて伺いたい。そして料理教室を行っていると聞いていますけれども、その料理教室の実施対象者に関する詳細を少し伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 御質問にお答えいたします。

まず、事前に新垣 修議員にはいろいろ情報はいただきましたが、その中で実は中学生の体験学習の中で島にんじんの栽培も行ってたということでありました。それに関しては支援学級の皆さんのほうで取り組んだという事例がありますが、実際にはそれを給食に利用した。そしてJAへ実際出荷した。そして少し規格外になったのを役場職員やそういったところへ販売したということが島にんじんの取組でございました。それ以外の収穫体験におきましては、先ほどお話があったように、そのまま料理体験で収穫した島にんじんを利用した料理を子供たちと一緒に親子で体験したりとかということで、今回も企業の協力を得ながらある商品を販売しながら、午前中収穫して午後には料理の教室を開くということやっております。基本的には収穫した島にんじんがどこに行くかという御質問がありました……、そうではないですか。そういった体験を通してどういった試み子供たち

が経験したかというのは、先ほどからお話ししておりますが、小学校でもありますし、中学校でもそういった体験を実施して給食、その他の利用をさせていただいております。料理教室におきましては、担当である産業振興課で行う教室で、何年か前には著名な料理人を呼んでの教室であったり、また恐らく教育委員会においては生涯学習課の学習の中での女性の方々を対象にとか、そういった料理の体験を行っていることと認識しております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今言うように、中学生を対象に栽培から収穫まで。今言うのは一部給食のほうにも出されている。販売も以前にやっていたのを記憶しております。そこで給食という中で、島にんじん料理を12月12日が制定日ですので、収穫時期が2月末というふうに考えても、その中に中城村の特産品ですので料理が出るだろうと期待もしているんですけども、先日そのにんじん料理ということで電話で確認したところ、特産品でありながら学校給食においてもにんじん料理というのを出しているんです。出しているんですけども、島にんじんそのものが高騰で給食費の中で賄うには難しいというお話がありました。せっかく村を挙げての一大イベントというか、あれなのに、子供たちにそれが、要は島にんじんそのもの自体のおいしさというか、素朴な味というのが伝えられないのが残念なのかなと思って質問しますけれども、これは教育長に質問させていただきます。島にんじん、チヂクニイリチャーなんですけれども、イメージ的にどのような料理が出てくると考えられますか。チヂクニイリチャーとか島にんじん料理というのは。多分小さい頃に食されたと思うんですけど、イメージ的にどのような料理方法が出るのか。イメージでよろしいですよ。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 毎年、私自身も島にんじんを作って食べていますけれども、1つはシンジムン（煎じ物）としてのおつゆに入れての料理、今議員が話をしていた炒めものとしての料理、主にこの2つで食べるのがいいのかなと、私自身ではそう思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 「シンジムン」、シンジムンも給食等に出したらいいねという話もしていたんですけど、なかなか取扱いも厳しい！難しいような。そして何よりもちょっと残念だったのは、にんじん料理で片づけてしまえば簡単なんですけど、やはり島にんじんは昔の素朴な味でいくとチヂクニイリチャー、これはあくまでも私の感性なんですけど、島にんじんとピラグラー（ニラ）と三枚肉、それが本当にそのまま昔の素朴な味なのかなと思っていたんですけど、給食写真がネットに載ってしまっていて、何かオレンジっぽいものですから確認したところ、キャロット半分、島にんじん半分、要するににんじんシリシリなんですよね。子供たちが今食しているのは。そこに少し残念感がありまして、その辺でそういったのを行事食として何とか本来の島にんじんの味を味わってもらうために料理して出せないのか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいまの御質問についてですが、いろいろな料理方法があるかと思えます。その中で先ほど教育長から答弁があった、まず考えられるのは給食にネットで調べた部分も含めですが、最初にできるのは汁物としてどうにか出せないかというのは、やはり給食センターの栄養士を含め、そういった皆さんとも協議しながら、私のイメージですが、早いのは汁物でそういった肝とかも入れながら、ニンニクも入れながら、栄

養バランスも考えながらやれる料理を検討できないかというのは考えていきたいと思っております。大変申し訳ございません。にんじんシリシリは方言かどうかは分からないんですが、その辺も小皿に、サイド食というんですかね、そういった形で出せるかどうかも含め、ネギとかも入れながら、それができるかもすっかり教育委員会を含め、給食センターの現場がどういった調理方法が時間がかかるか、通常のにんじんとは違ってやはり繊維質が多い島にんじんでもありますので、そういった料理の時間も含め、しっかり検討しながら、提案に対して考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今、その「にんじんシリシリ」にこだわっているわけではないですよ。質問の中で、その「島にんじんの日」を制定しているの、村内の食事処が食事を本来の島にんじんのペーストではなくて、それを出したいんだという流れの中から、今質問の中で「にんじんシリシリ」じゃなくてにんじんそのものの素朴な味を本当においしい、小鉢でもいいんですが、出せるような機会を給食の行事食で出していきたいなど。これは私は主幹が言うのかと思っていたんですが、それで取扱いは料理のほうは取り扱っていただいて、関係機関と、量が入らないという話も聞いていますので、その辺、年に何回の季節限定ですので、やはり子供たちに島にんじんのおいしさを何とか受け継いでいただくように給食に出してほしいなど。その給食に関しても「食育の環」というよりは環境という言葉で食育の環というふうになっていますけれども、食育には食べ物の収穫を体験したり、それから季節や地域の料理を味わったりするなどというふうな実践の環というのが地域形成にもつながるといふふうにあります。

そこで宮城主幹に聞きたいんですけれども、この食育の環というのは地域との関連性という

のかな。食育の環の定義といいますか、それを少しお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

修議員の食に対する並々ならぬ思いがすごく伝わってくるところでございますが、食育については、生きる上での基本でございます。知育・徳育・体育の基礎として学習指導要領では位置づけられています。実は、文部科学省から推進して出されています食に関する指導の手引の中で、学校、家庭、地域が連携した食育の推進ということの中で、地域との連携の進め方、地域についての連携について記載されております。この中では、関係機関や団体などが主催する各種教室や体験活動のイベントに参加することは、児童生徒の食に対する興味、関心を高め、発展的な学習の機会となるという形になっています。子供たちがただ与えられるだけの食ではなく、自分たちから食を見つけ調理し、またそれを広げていくというのは食育の根本的な基本だと考えております。また感謝の心ですね、収穫した方々への感謝の気持ちもしっかりと受け止めた上での食育というのは重要であると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 私もちよっと食育のものは読ませていただいて、さっき言ったように子供たちが発展的な気持ちで食に対するこれを高める。その中にもう一つは、食育が豊かな自然、それから先人からの受け継がれた文化社会の形成にもその食育の場というのは関連性があるというふうにならわっていて、子供たちに先ほどのように今食育に関連して産業振興課が取り組んでいる実践の場は、これからも高く評価するんですけれども、そこで先ほど給食の話もしたんですけれども、本題に少し戻りますけれども、何らかの形で実践というか、取組をした

いというふうに産業振興課長からイベントのお話がありましたけれども、まず今回南上原の暖暮さんでしたか、ラーメン屋で島にんじんを今年も取り扱うということで、ちょっと気になって本当は今年はちょっと遠慮しようかなという話もあったみたいなんですけれども、四、五日前に今回も取り扱いますという情報があったものですから、これは地域としてもうれしく思っております。私が課長といろいろこういったふうに盛り上げたらどうかという、のぼりの件とかそういった協力店に対しての行政からの後押しというか、その辺はどのように考えておられますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

どういった取組ができるかも含め、実際修議員からの提案もごございますし、やはり飲食店のほうからどういったところの支援が実際は必要なかも、まだ私のほうもその辺の聞き取りもやっております。先ほどあったのぼりについては何らかの形で予算化して提案はできるのかなと思います。それ以外の支援に関しては先ほど言ったように出荷場で、今キロで言えば5キロ1,080円で、規格外ですが格安で販売もしておりますし、そういったところも紹介しながら、ぜひ島にんじんの普及、村内の飲食店でそういった料理が期間限定で出せるかとか、1日20食とかそういった食限定で大量ではなくてもそういった紹介ができるようなイベント的なものができるかも含め、これからしっかり調査といいますか担当も含め、JA含め、飲食店を含め検討したいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 JAのほうも支店長のほうに、女性部のこういった活用した、産業まつりにこういうふうにとったら面白いんじゃない

いですかという話をしながら相談したときに、面白いですねと、そういう話があれば大いに協力もできるんじゃないかと。その食材を無償配布というか、吉の浦の調理場がありますよね。そういったところを活用しながら面白いねというお話もありましたので、これも参考程度にまず入れて、ぜひとも実現に向けて少しずつやってほしいなど。今、食育の話からありましたように、今、産業振興課のほうでは次世代にある子供たちに対しての実践の環というのは、地域形成の中で文化や経済にも伝統教育の中での形成を行っているということで、これは本当に高く評価している一方で、地域内、村内において特産品の島にんじんPR活動を盛り上げて浸透させていこうと。村全体を巻き込んでイベントが実現できれば農家の生産意欲も高められるのではないかと期待もしてはいるんですよ。イベント効果ということでですね、波及効果。それが本当に恒例化して中城村の風物詩になれば、産地継続、これが一番我々が与えられた使命じゃないかなと。麻乃議員からも話がありましたように農福連携、やはりそういうふうにして全ての連携が伴えば産地継続、要するに中城村の島にんじんですよ。出荷も今7割を占めていると聞いておりますけれども、その産地継続をやはり何年も、10年先も継続してできるように、そして我々村民が、執行部もそうですけれども、我々議員もそうですけれども、地域で食で盛り上げることができるのであれば我々も協力していきたいと期待をしておりますので、どうか産業振興課のほうでも、それと学校給食のほうでも食育と関連しながら、子供たちにそういった中城村の特産品のおいしさ、そして中城村の風物詩となるようなイベントを職員と考えていただいて立ち上げてほしいと思いますので、よろしくお願いします。以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣 修議員の一般

質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時53分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○8番 屋良照枝議員 ハイタイ、グスーヨー、チューウガナビラ、議席番号8番、屋良照枝です。議長のお許しを得ましたので、通告書に従って質問をいたします。

大枠1番、サンヒルズタウンからの要請について。サンヒルズタウンから要請されている、地番変更について伺います。①村長へ直接要請しました、サンヒルズタウン地番変更について、見解を伺う。②北中城村字ライカムに平成30年3月8日に可決された、字区域の設定及び変更について北中城村がやったプロセスを伺います。③行政として、現在の地番表示で困ったことはないか伺います。

大枠2番、第7回世界のウチナーンチュ大会について。第7回世界のウチナーンチュ大会が10月30日の前夜祭パレードを皮切りに国内外から県系人が沖縄に集い国境を越えて、アイデンティティーと絆を強めた5日間、事前参加登録者数は約8,521人、多くの方が交流を深め、5年後の2027年に第8回大会が開催される。新聞の報道に各地の歓迎ぶりや別れを惜しむ写真、記事に胸があつくなりました。そこで、中城村について伺います。①中城へは、何名の方が来沖されたのか。②中城村民による歓迎会及び送別会はありましたか。③中城から移民された方は何人ですか。名簿や台帳は整理されていますか。④海外にある沖縄県人会館との交流はありますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御

質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては企画課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは世界のウチナーンチュ大会は実質6年ぶりになりますかね。実際には5年に1回だと思えますけど、コロナでちょっと伸びてしまいましたが、大変すばらしい大会だったと思います。ただ、前回と比較しますとコロナ禍の影響で本村へいらっしゃった方も随分少なくなりましたし、前回と比較にならないかとは思いますが、それなりに久しぶりの開催に喜んでいただけたものと思います。本村におきましても、できる限りのおもてなしをしていくということで、はっぴも100枚ほど準備をしたりいろんなお土産物も担当課は苦心して選んでいただいておりますので喜んで帰っていただけたのではないのかなと思っております。詳細はまた担当課のほうでお答えいたします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2についてですけども、沖縄の移民は1900年頃からハワイや南アメリカを中心に移民が始まったと聞いています。当時の沖縄の人々の暮らしは貧しく、狭い土地、台風などの自然災害などの被害等、海外へ大きな夢を抱いて移民して行った先人のパイオニア精神に敬意を表します。大変な苦労もあったと聞いていますが、このように現在も中城にルーツを持つ人たちと交流ができていくことはとても意義深いことだと思っています。③の移民の人数など詳細に関しては生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 サンヒルズタウンからの陳情についてお答えいたします。

令和4年6月、自治会長から「サンヒルズタウン字名」の新設についての要請がなされております。通常、地番や町名などの変更を行う場

合、区域の境界が不明瞭であることや、市町村内に同一、又は類似の町名がある。同一地番の土地の上に多数の家屋が存在する。などにより、郵便物の配達や緊急車両の到着に支障を来すなど、住民への不利益を鑑みて行うものでございます。サンヒルズタウン地区におきましては、開発の段階で既に区画された地番で登記されていることから、支障となり得る事項がなく、住民への不利益はないものと考えております。地域にお住まいの方々のお気持ちも理解できますが、村としましては、高額な予算が伴うものであると認識していることから、厳しいものと考えております。

次に②北中城村字ライカムについてお答えいたします。令和元年、宇島袋、比嘉、屋宜原、仲順の一部を「字ライカム」として運用が開始されております。「ライカム」は、かつての琉球米軍司令部の通称で、その付近に存在し、土地区画整理事業の換地処分に伴い、アワセ土地区画整理組合が、組合員に対するアンケートにより「字ライカム」を選定し北中城村へ要請されております。北中城村としましては、近くに「ライカム交差点」や「イオンモール沖縄ライカム」もあることから、同地区を「字ライカム」と決定し、北中城村議会へ提案し、平成30年3月定例議会で議決され、令和元年9月から「字ライカム」が開始されております。

次に③現在の地番表示において、行政運営の中では支障はないものと考えております。先の答弁とも重複しますが、地区内は、比較的大規模の土地を開発の段階で区画され、地番も順序良く並び、分かりやすく配置されており、また、飛び地等もないことから、行政運営で困ったことはございません。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠2の①、②、④についてお答えします。

1990年の開催以降、「世界のウチナーンチュ

大会」はおおむね5年毎に開催されております。今回で第7回目を迎えました。ウチナーンチュ大会への参加受付は、沖縄県が一括して行っており、中城村には90名の方から申し込みがありました。

②歓迎会、交流会についてですが、今年度はプロジェクションマッピングの日程と合致したこともあり、10月29日に来沖された中城人（ナカグスクンチュ）の皆さんに、世界遺産である中城城跡でのイベントを楽しんでいただきたいと案内し、今回は交流会形式での単独開催ではありませんでしたが、プロジェクションマッピングのプログラム内において歓迎セレモニーを行いました。また10月2日には、村内バスツアーを開催し、護佐丸歴史資料図書館の見学と、世界遺産中城城跡の観覧を行い、両日で67名の方が参加されました。

④の海外の県人会との交流など直接的な交流はありませんが、平成8年から実施しています海外移住者子弟研修生受入事業では、中城村人会とメールなどで研修生の推薦に関する手続きややり取りなどを行っており、今年度4年ぶりとなる研修生受け入れも各村人会の協力のもと、2人の研修生を受け入れることができっております。また今回のウチナーンチュ大会の際には、各国の中城村人会の代表者を通して、プロジェクションマッピングでの歓迎会や村内ツアーの受け入れを行うことの情報発信をお願いしておりました。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠2の③についてお答えいたします。

私ども生涯学習課の文化係では、平成30年度に移住者原簿を中心とした中城村関係者に関する移民資料の収集を行いました。移民者原簿というのが当時の外務省が作成した海外移住者に関する記録でございます。これらから得られた人数等の統計に関しましては、戦前と戦後に大



きく分けられるんですが、戦前明治31年から昭和16年までが2,951人、戦後1958年から1960年代までが1,176人の合計4,127人となっております。現在、これら複写いたしました移民名簿の資料に関しては生涯学習課のほうで保管しております。平成30年度にこれら資料をもとにデータベース化もしております、さらに同年度、「世界のナカグスクンチュの話」というのもそれらをまとめて写真や図を多用しまして非常に分かりやすい冊子として発刊しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ありがとうございます。それでは再質問いたしますけど、すみません順序を大卒の2番のウチナンチュ大会についてこちらを先に行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

では再質問させていただきます。先ほど今回90名の方がいらしたということですが、前回は何名だったんですか。もし分からないようでしたら、要するに今回が前回よりも少ないか多いかそういうことも含めてお願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

前回第6回大会においては交流会に参加した方は141名の方が参加しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 すみません。交流会ではなくて来沖された方の人数が、今回は90名とおっしゃいましたので、前回は来沖は何名だったのかそこもお願いします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

先ほどの交流会の参加人数だけの把握となっております、来沖人数については現時点で数字がございませんので、後でまた報告したいと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 確認ですが、先ほどの

90名とおっしゃっていたのは、ウチナンチュ大会の交流会において中城としての参加人数という捉え方でしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 先ほどの答弁と重複するところもありますが、沖縄県において来沖される方に、各市町村の受け入れ状況などを見ながら、どちらの市町村に行きたいというんですか、参加したいかというのも申し込みの中で受け付けておりますのでその受け付けが90名。その中から最終的にプロジェクトマップと村内ツアーに最終的に参加された方が67名というふうになっております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 分かりました。今回プロジェクトマップは、村の行事と重なったというかそういう経緯、それからコロナ禍の事情も分かりますが、独自としての歓迎会という捉え方はなかったというかプロジェクトの中にそれを組込んだというか、簡素化したというイメージがあるんですが、その見解について伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

県における申し込み、締切り10月7日ではあったんですが、その時点でコロナの感染状況なども踏まえていろいろと内部でも検討しながら、今回はこういう状況であれば先ほどプロジェクトマップの日程とも合致するところもありますし、ちょっと思考を変えた受け入れで村長からもありました、おもてなしがなるべくできるようなおもてなしができないかということで今回は交流会ではなくて歓迎式とツアーというふうにこの2つで実施していこうということで最終的にはなりました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 いきさつは分かりました。このウチナンチュ大会の日程は前から決

まっていますよね日にちは。そこの決まった日にちとプロジェクトマップの日を村が決めますよね行事として。それというのは前後してどちらが早く決まったのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 確かなことはちょっと言えないんですが、プロジェクトマップ、ウチナーンチュ大会については、実際令和3年に実施の予定を延期しておりますので、その時点でその日付は決まっているというふうに認識しておりますので、プロジェクトマップのほうは後ということで理解しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 日付的なものというよりも、ウチナーンチュ大会はもう決まっていた。村のプロジェクトマップそれをブックイングさせることがベターだったのか、やっぱりずらしてでも歓迎会そういうものができなかったのかということで、あくまでもプロジェクトマップありきでのウチナーンチュ大会の捉え方だとは思いますが、私の中で参加しての感想がそういうふうに、すごくプロジェクトマップが大々的でその中にウチナーンチュ大会がちょっと入ってきたような中城としての捉え方が、すみません、自分の感性なのでそうなんですけど、日付を決める在り方それから村においてのウチナーンチュ大会の90名という人数的なものはきちんとしたあれではないんですけど、そういった方が中城関係で見えになっている。その方々の本当に半分もお顔を見る機会が私としてなくて、関心はとてもありました。いつあるんだろう。正直6年前の歓迎会にも自治会として参加しました。各自治会がテーブルをセッティングされて何名、何名というふうにその時にも来ましたし、いらした方が泊ね、浜ねというふうに本当に地域ごとにお話しをしてくださって、あまり私たちも世代

的にそんなに覚えているあれではないんですけど、中城ということにすごく誇りをもってお話も本当にウチナーグチでもって本当に話してくださるんですよ。向こうからいらした方は本当に自分のじいちゃんばあちゃんと話している錯覚さえ覚えるぐらいに、きちんと交流ができましたので、今回いらした方は本当に半分も顔を見ることができなくて、私ごとなんですけど、たまたま出掛けたプロジェクトマップのシャトルバスの中で、そのいらした方のお二人に御兄弟でしたけど、4時のシャトルバスで行って私は日曜日の花火大会に標準を合わせていたので、早めに帰る予定が、その方々と一緒になったことで、途中で御一緒していた方がおばあ様で84歳とおっしゃっていましたが、久々に城址に登ってとてもきついと。さっきからトイレも何回も行き戻りしているんで最後までこの子たちの案内ができないからということで、たまたま隣に座って「中城にいらしたんですね」と話をしただけなのに、私に託されたんですよ。帰るときは一緒にバスに乗って吉の浦まで連れてきてもらえますかと、ただそれだけの御縁で私は4時から9時過ぎまで5時間もその方々と一緒にお話しをする機会があって、本当に自分たちが思う以上に思い入れがあってウチナーンチュ大会に参加している。それからふるさと沖縄に対しての思いが強いというのを本当に時間をかけて語り合うことができ、縁もゆかりもないんですけど、ナカグスクンチュというそれだけで話が通じましたし、昔のお話もしていただきました。それだけの思いの中で帰ってらっしゃる本当に例えるなら、出た人が実家に帰ってくるようなそういう思いで帰ってくるという溢れるぐらいの思いを聞かされまして、私たちの迎える側としてのこれが本当にちょっと足りないというか私たち世代の思いを年代が隔てていきますので、その思いもあると思うんですけど、やっぱりそこはすごく歓迎する

側も来る方々もそこだけの思いで、そして5年後にはまた次の大会がされますよね。そのときにはぜひ失礼のないように迎えてあげたいなと思ったものですから今回はこの大会について述べさせていただきます。再度お伺いします。ウチナーンチュ大会の67名の方に参加していただきました。そしてはっぴとかそういうふうにお土産ですけど迎えていただいたその方々にこの大会だけで終わりますか。それとも帰られてからのコンタクト、あるいは何か交流とかそういう連絡の取り合いとかそういうことは続くんですか。それとも今回でまた終わりなんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

今回交流した67名の方と直接のやり取りというのは厳しいのかなとは思いますが、ただし、村人会などを通して中城のことをPRしたり、今度来る場合もあると思います。次回のですね。そういうときにはやはりおもてなしを十分にできるように受け入れしていきたいというふうを考えていますので、御質問の直接的な交流については少し厳しいかなと考えています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 確認ですけど、私の見るのが間違っていたらあれなんですけど、私たち歓迎会とかの議員としての案内は、すみません受けていないと思っているんですけど、みんなに案内はありましたでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

今回プロジェクションマッピングでの歓迎会についての案内は議員の皆様にはしてはおりません。マッピング全体としての日程の中に入れて今回やっておりましたので、その辺は実際に議員の皆様も呼んでマッピングも見ながらそういった交流会、直接的な交流ではないんですけどできたらなというふうにはちょっと反省して

おります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私が見落とししたのかなというその意味でしたけど、マッピングの案内はいただきました。今課長は、土曜日の29日にウチナーンチュで見えた方の交流会ということでしたので、マッピングの中にその記載はなかったんですよ。私ごとでは花火のほうが日曜日にあったので、私も日曜日に標準を合わせていたぐらいで、土曜日はたまたま子供たちの参加がありましたので、そこのほうを昼間ちょっと見ようかなぐらいの気持ちで行ったら先ほどみたいに、向こうからいらした方と御一緒になったのがあれで、土曜日も日曜日も最後までいることができたんですけど、ぜひ私たち議員もそうですけど本当に村民を代表して歓迎をしたいし、そして中城のことをPRする。そういったことも常日頃思っておりますので、コロナで大変だとは思いますが、ぜひ活用して情報は本当に細かくマッピングだけではなくて、ウチナーンチュのこういった方が来ていますよという感じで、ぜひたくさん歓迎してあげたいですし、年齢的に今度までしか来れないという思いの方もいらっしゃると思うんですよ。新聞にそういったものをやったときに本当に思いの強いウチナーンチュ大会であるということ。そして中城としても先ほど課長が言ったみたいに4,127名の方が海外に渡ったという本当にきれいにまとめていただいて、私はこれを広く知らせたいなと思って、護佐丸歴史資料図書館のほうでまとめられていることに安堵したんですけど、ぜひこのルーツですね、皆さんに知らしめていただいて、そして本当に来た方々が中城に自分のじいちゃんやばあちゃんの名前があるっただけですごく喜びますのでね。先ほど生涯学習のほうに図書館のほうまではちょっとお連れしたんですよ。そこで、名簿は公文書館にありますと説明を受けてしまって、そこまで案

内ができなかったものですから、ぜひ生涯学習課にあるというのを広く知らしめて、どうぞ、護佐丸図書館のほうも活用していますので、そのほうにも移民に関するものをウチナーンチュ大会があるときにはどうしてもやっぱり関心が強いので、そちらのほうも活用して、もっともっと昔こういうのがあったんだよということで、本当に私たちの世代まではまだ覚えがあるんですよ。というのも自分たちは同級生が向こうのアルゼンチンの南米のほうに行っていますので、小学校・中学校1年のときにはクラスボイコットして港にお別れを言い、本当にこれで一生会えないというその気持ちで見送りに行ったその思い出があるものですから、それを先月の空手大会のときに本当に50数年ぶりで会いました。そういうふうに再会できることをとても強く思いますので、ぜひウチナーンチュ大会、中城そして苦勞して渡った方々を絶対になくすことなく、戦後50年という戦争の体験とも重ねて、どうして移民で行かなければいけなかったのか。そういうのをぜひ広く後世に伝えていただきたいと思います。よろしく願いします。

大枠1番に戻りまして、サンヒルズタウンの要請についてお伺いいたします。先ほどありました、サンヒルズタウンの件ですけど、まず前後しますけど、サンヒルズの要請文についてかいつまんで読み上げいたします。令和4年6月に村長に直接お渡ししに行きました。サンヒルズタウンは今から30年前にあまたの県内外の出身者が寄り集まって集落が形成されました。その立地環境が、字新垣区と字登又区の境界に位置している状況から1つの集落に2つの住所、地番が混雑する結果になっております。先ほど課長は、困ったことはないとおっしゃいましたが、一つ確認されているのは、コロナ禍における予防接種の通知がありましたね。新垣と登又に行っているんですよ。サンヒルズの分が。

その自治会長が自分たちではないということで、サンヒルズに持ってきた。そういうことがあったんですよ。事例で。そういうこともあって、本当に困ったということにはならないんですけど、やっぱりコロナ禍の予防接種で少し郵便局も大変だったのかなと思うんですけど、そういう事例もありましたので、そういうことなくサンヒルズタウンが自立した行政区としてのステータスを確立するために確固たる固有名詞の字サンヒルズの誕生を切望するものであるという、かいつまんでですけど、こういった要請書を出しましたけれども、そのサンヒルズの思いについて村長直接受け取ったものとしてちょっと見解をお願いできますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

そのときの要請で思いは受け取ったつもりではございます。また技術的な部分だとか、恐らく自治会もそれは簡単なものではないというのは御自覚いただいていると思いますので、今後どういった形のものができるのか、担当課からすれば大変厳しいものであるという答えは私自身もいただいております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 担当課として苦しいものとおっしゃいましたが、サンヒルズタウンの自治会としての扱いはどのような位置に位置づけしておりますでしょうか。自治会としてサンヒルズが成り立っていますよね。その位置づけはどういうものでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村内に21の自治会がござります。21自治会全て同じような位置づけであります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 自治会としてのサンヒルズという認識はありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

たしか、民間の開発の時点でそこをサンヒルズタウンにしようというふうな名称であったと思います。その後の自治会結成におきましてその当時の開発の商品名が自治会名になっているものだと認識をしております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では少し変えますけど、私の住んでいる浜は昔というか40年前ぐらい前には奥間地番でしたけど、行政区浜として掲載されておりました。その認識はありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

浜自治会につきましては、地番で言えば実は奥間地番でございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 地番は奥間です。でも浜としての行政区が成り立っていたという認識は昔あったということは分かります。行政区として浜という地名の存在です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 浜につきましては、奥間浜原であると小字ですね。そういう認識でございます。ですから浜何番地というような地番はないというふうなことで承知をしております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ただ、私も最初の行政区浜というのを中城村に住んでいながら本当に結婚してそこに行って初めて本籍とかそういうのを書くときに括弧して行政区浜と書くのを何度かいろんなものに提出するときに書きました。同じ中城村民なんですけど、行政区浜というそれを書くこと自体にすごくその他みたいな変なイメージを20代の頃ですけど40年も前の話ですけど、10年ぐらいありました。その後から全く行政区浜というのが取り除かれて今は単純に浜というふうに地番は奥間ですけど、単純に自治会の地区として地区という名前が変わった時点で

で本当に浜という固定ができたような感じがしましたけど、サンヒルズの場合も地番というよりも名称、タクシーとか呼び名の知名度なんですね。そのほうに自治会としても住民の方もすごくありまして、先ほど要請にもありましたけど、いろんな県内外のいろんなところから集まっている。そして自分たちのところに結局サンヒルズという地名に自分たちはサンヒルズに住んでいるという、30年近くになりますので、本当に愛着があるんですね。でもタクシーに乗った場合に説明をするときに新垣の端っこ。登又の手前。そういうことを言わないとタクシーも認識がまだ薄いんですよ。本当にそれは実際に利用している方が分かることなんですけど、そういったところでサンヒルズというのはまだまだ中城にそんなに認識されていないのかなということを、共有タクシーのときにはそうでもなかったんですけど、今はひまわりになって、ますますサンヒルズどこですか。住所を入れて案内するものですから、そうすると登又何番地、新垣何番地そういった感じで、「あー登又ね」「新垣ね」最初からそう言えばいいのにと、そういった対応をされるんですね。特にタクシーの方に。そのたびにサンヒルズの方が何でサンヒルズで分からないんだと。その本当に葛藤なんですよ。そこで確認なんですけど、コロナの予防接種とかそういったこともありました。本当に登又に行き、新垣に届き、その自治会長さんが「この番地はうちではない、サンヒルズだ」ということで届けてくださった。そんなにたくさんの数ではないんですけど、そういったこともあります。ぜひ役場、行政からの通知で郵便物ですね、税金とかそういうものに住所登又、新垣そこはいいんです。せめてサンヒルズタウンという名前を側にでも私たちが行政区浜としてうたわれたように、サンヒルズタウンという名前を側に付けることは可能だと思いうんですけど、そういうのは考えられませ

んか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時11分）

~~~~~

再 開（14時12分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

確かに住居表示をする場合、あるいは住民票を登録する場合にどここの何番地の2階であるとか、肩書の中でそういうふうなことはできるものだと考えております。もし仮にこれをするとなれば、住民一人一人がもしかすると住民登録上の変更手続を行わなければならない。そういうことも考えられますので、今即こういうことができますというようなところは今ちょっと思いつかないんですけども、何ができるかどうかというのは今後検討はできるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひサンヒルズの皆さんが、サンヒルズタウンで本当に通知が来る、自分がそのサンヒルズタウンという地名を目にする、そういうことで本当に一体感が生まれるんです。皆さんが、自分はサンヒルズタウンだ。その名前に誇りをもてます。自治会も今一つになって字のサンヒルズその名前にしたいということで皆さん動いていらっしゃる。必要であれば署名いろんな活動をして何とかできないものかということのを今一生懸命に勉強しているし、ないものかということをやっています。北中のライカムの件が少し参考になるかなということはいっぱいひっぱり出して、ああいうふうにした。こういうふうにしたということで今、勉強中ではあるんですけど、この地番を変更するそういったものにほかに例がないかというのは御存じないですか。行政として。住んでいた地番を変更する。名前を変えたというそういう

事例は記憶に御存じないですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

住居表示法に基づく町名、地番の変更であれば今、村のほうで把握しているのは北中村字ライカムであるというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私の調べ方がちょっと当たっているのかそこを一緒に確認していただきたいんですけど、平成の合併のときに市町村が合併しましたね。そのときに名前とか地番の変更があったということで、インターネットで調べた段階で直接聞いてはいないので、まだちょっと浅はかなんですけど、でもその中で平成の合併そういったので地番、名前が変わり地番も変更したという事例があるというふうに、インターネットのそれだけの情報なんですけど、その認識はどんなでしょうか。課長。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

合併で住居表示が変わったところはございます。例えば、うるま市とかであれば当時の与那城町というのは現在のうるま市与那城。さらに当時の地域名、地区名そういうものが付いているところがございます。同じように八重瀬町についても同じようなことが言えるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 この中の大きな理由に行政が認めれば地番、地名変更は可能であるという文言があるんですよ。すみません。そこはインターネットの表記の中でしか見ていないので深くは知っていないので、でもこの文字を見たときに地番の変更もそんなに全くの駄目ではないなという私の中ではちょっと光が見えたような感じがあったんですね。ぜひサンヒルズの思い、皆さんが登又と新垣に地番が変わっているということで何か線が引かれているようなそ

ういうイメージを持っていますので、サンヒルズが一つになるために、先ほどのウチナーンチュではないですけど、本当に一つのアイデンティティーをサンヒルズというものに皆さんが持っているんです。30年もそこに住んでいて自分たちはサンヒルズというその地名をととても誇らしく思っているんですね。中城の中にそれを浸透させていきたい。そのためにもサンヒルズという字名を誕生させて、前よりもサンヒルズは増えましたよね。今175の上のほうにも増えて前よりも人数的にもそれから自治会としても防災の意識も高く、一つ一つのまとまりがすごくある地区ですので、そのサンヒルズタウンの字名、地番の変更を私も一緒に勉強してまいりますし、必要であればみんなの署名運動、それから要請もまたことごとくやっていきたいと思っておりますので一緒に思いの丈をまた積のらせて語りたいと思っておりますのでぜひ共に勉強していただけますようお願いいたします。終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時19分）

令和4年第11回中城村議会定例会（第5日目）

招 集 年 月 日	令和4年12月5日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和4年12月9日（午前10時00分）		
	閉 会	令和4年12月9日（午後2時38分）		
応 招 議 員 (出席議員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	5 番	新 垣 貞 則	6 番	安 里 清 市
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	ま ち づ くり 推 進 課 長	金 城 勉
	総 務 課 長	與 儀 忍	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	稲 嶺 盛 昌
	会 計 管 理 者	欠 席	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	議案第49号 中城村吉の浦こども園設置条例
第 3	陳情第22号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた負担軽減につ いての要望書
第 4	陳情第24号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情書
第 5	意見書第7号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書
第 6	陳情第25号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る陳情
第 7	意見書第8号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る意見書

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣善功議員の一般質問を許します。

○14番 新垣善功議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、これから一般質問を行います。通告書に基づいて行います。

1点目、中部広域都市計画区域への移行の進捗状況についてでございます。令和元年の5月21日「広域都市計画区域の区域編成に関する要請書」を北中城村長連名で沖縄県知事に提出し、中城村、北中城村を那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移行を要請いたしました。令和2年の2月14日「那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会(第2回委員会)」において、北中城村との共同まちづくり計画の策定を行う必要があると示され、両村で共同まちづくり計画を策定することとなったが、その進捗状況について説明を求めます。これについては、本議会の2日目の一般質問で安里清市議員からもあったと思いますが、再度、質問いたします。

2点目、南上原、北上原地区区画整理事業調査結果と今後の見通しについて。令和2年1月8日の南上原行政懇談会において南上原地区区画整理事業の拡張の要望があり、アンケート調査を実施しましたが、その結果及び今後の方針についての説明が全く地域区民(地権者)になが、今後の取組について説明を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、2番ともに都市建設課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの中部広域への移行。こ

れを打ち出しているところでございますので所感を申し述べさせていただきますが、実感としてはやっとな動いてくれたというところが実感でございます。お尋ねの共同まちづくり計画を策定するよにということ宿題を与えられて、そこから一歩ずつ、少しずつ前進していくという感じになってはいますが、ある程度の見通しと申しますか、先週だったと思いますが、都市計画モノレール課との協議の中でも強く要望させていただきました。こういうことをすれば中部広域への移行が実現するという、その先にある答えを先に見せてくれと。これをやりなさい、あれをやりなさいばかりでは我々もどこに進んでいるのかも自分たちで分からないところもあるから、こういうことをすることによって中部広域への移行が実現するというものを逆にこちらに出してくれという話をさせていただきました。向かうところは決して間違っていないような気はいたします。県も我々も一緒になって中部広域への移行を実現させようというところの温度差がないようにお願いしますということをお話をさせていただいて、そこに少しずつ進んでいければいいなと思っております。詳細はまた都市建設課のほうでお答えいたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問にお答えいたします。

まず大枠1につきましては、安里議員への答弁とも重複しますが、計画を策定するに当たり、国、県、有識者で構成した中城村・北中城村共同まちづくり計画策定委員会から意見を現在伺っております。今年度は、第1回の策定委員会を開催しており、その意見を踏まえた上で計画の作成を行っており、第2回委員会の開催に向けて準備を行っているところであります。中城村・北中城村共同まちづくり計画策定後、沖縄県と中部広域移行に向けて協議を行っていく

ことになります。

大枠2につきまして、南上原行政懇談会において要望のありました現在の南上原地区区画整理事業に隣接した新たな区画整理事業につきましては、事業に先立って現況調査や測量業務、区画整理事業調査などの委託業務が必要となりますが、現地の地形などを鑑みるに減歩率がかなり高くなり地権者の負担が大きくなることが予想されるため、まずは地権者の区画整理に対する意識や必要性についてどう考えているのかを確認するため、アンケート調査を実施しました。2回行いましたが、回答率がおもわしくないことなどから、今後は宜野湾横断道路などの周辺計画事業も含め、国・県などと調整を行いながら検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは再質問に移ります。

まず1点目。この中部広域都市計画区域への移行についての発案をしたのはどちらからですか、村長。北中城の村長なの。それともあなたが提案して北中城の村長と相談してやったか。そこら辺。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

北中城の前村長とよくお話をする機会がございましたので。両村の共通の課題と申しますか、共通の課題的なものは常に都市計画の問題でございましたので、当時の村長とお話をしながら私のほうからこういうことで、中部広域への移行という形で一緒にやりませんかという声かけをさせていただきました。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それでは課長、共同のまちづくり委員会の立ち上げた月日とメンバーですね。それで、これまで何回の委員会が開かれたか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、令和4年8月17日に委嘱状を交付しまして、その同日に第1回委員会を開催しております。現在、開催としてはこの1回だけあります。それから委員につきましては12名いらっしゃいまして、まず代表者として両村の副村長、それから有識者として琉球大学の准教授、それからまた沖縄県技術士会から技術士会の顧問を有識者として委嘱しております。あとは関係機関としては、沖縄県総合事務局の開発建設部、それから県の土木建築部、県の教育長、それから沖縄県の農林水産部から統括官などの方々を委嘱しております。全員で12名の方に委嘱をしているところであります。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 課長、この12名のメンバーについて後で名簿もらえますか。ひとつ提出願いますね。これまでまだ1回しか委員会は開いていないということですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

委員会としてはまだ1回です。第2回を年明けの1月に現在予定しているところであります。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 皆様方のこの中部移行についての取組についていろいろ調べさせてもらいましたが、この委員会については今言ったように村からは村長だけですか。課長なんかは入っていないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

この委員会の委員としては、村からは副村長と、あとは護佐丸資料歴史館の館長の2人を委嘱しております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 この北中城村と共同のまちづくりをする場合は、やはり村民の意見も聞くべきじゃないかと思いますが、皆さん方

の資料を見ますと、ほとんどが職員だけです、ワーキンググループ。よく村長は村民の声を聞いて計画をつくると言いながら、なぜそのワーキングメンバーの中に村民が入っていないのか。職員だけでいいのかどうかです。その骨子案づくりは職員だけでいいのかどうか。皆さん方はワーキングやっているみたいですが、その中に村民代表を入れるべきではないかと思うが、村長、その件についてはどう考えられていますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

現在においては恐らくそういう形が一番いいだろうということやってきたと思います。ただ、今後につきましては議員御提言もございまずし、もし何らかの意見を取り入れるようなそういう委員会とかがあり、今後はいろんな形で出来上がってくると思うんですね。共同のまちづくりが策定された後もずっと続いていきますので、そういうところでまた機会があれば御意見などをお伺いしながら検討していきたいと思

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私は逆だと思わすよ、村長。職員がワーキングしてつくり上げたものを後から村民が入っていくというじゃなくて、最初から村民をこの話合いですか、協議会でもいいし名称は何でもいいんだけど、村民の意見を聞いてから、あるいは職員はその案づくりか、骨子案をつくるワーキングをしていくべきじゃないかと思わすよ。逆じゃないかと思わすけど、これについてどう思わすか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お気持ちもよく分かります。私も行きつくところはそこだと思わす。ただ、過程においてはまずそういうところから始まって、それからまた村民に対しての意見聴取ある

いはワーキングチームということになるんですかね。それはちょっと、名称は分かりませんが、そういう形になっていくものだろうと思わす。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私はこういう大事な計画、北中城村との問題ですからね。村民の声をまずは聞いてから、それからどうあるべきかは職員の皆さん方が考えてやるべきじゃないですか。それがまさしく村民ファーストじゃないですか。村民の意見を聞かない前に、皆さん方がある程度つくり上げたものを村民に提示しても、それに対して意見を述べる方が私はそんなにいないと思わす。白紙の状態からね、村民を入れて村民の意見を聞いて、村民の意見を基に皆さん方は策定していくと。骨子案を策定して、北中城村に提示していくというのが筋じゃないかなと思わす。その辺は今後検討していただきたいと思わす。

それと企画課長、中城村第五次総合計画を今策定中ですよ。これは村民からのアンケート調査のみで皆さん方はやっていますけれど、それでいいのかどうか。19日に何か議会にそういう説明会があると言わすけど、その中城第五次総合計画とこのまちづくりとの整合性はどのようになっているの。皆さん方もそれ、整合していますか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

村民の意見などについてはアンケートを中心に行ってはおりますが、外部審議会も立ち上げていろんな意見も聞きながら行ってありますので、それをまとめて総合計画としてつくっていきなと、策定していきなと思わす。

そして、土地利用などについても現在進めています、先ほどからも共同まちづくり計画などの進捗、そのほか農業振興計画も進めていますので、そういった部分も含めて総合計画にどの

ように反映していけるか、それはまた進めながら検討していきたいというふうに思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 この中部広域へ移行する場合の県からの宿題として、この農用地の利活用というのも一つの大きなテーマになっていますよね。今農振の見直しもやっていますよ、今年も。農振の見直しについてはほとんど外してもいいんじゃないかと思うんですよ、私は。土地改良区以外は。そうすることによって緩和地域を増やせば、よく皆さん方が、村民からもあるように次男、三男のお家が造りやすくなるんじゃないかと。この中部広域移行の発案のときも村長もこの久場の懇談会においては、自由度が高くなるということで最初はやりましたけれど、後からまたちょっと農地法とか農振法がそのままで行くんだということであれば、これ変わりはないと思うんです。移行してもあまり変わりはないと思います。それよりは、那覇広域の中にいながらできるものから一つ一つ緩和していきながら、次男、三男の住宅が造りやすい方法もいいのではないかと思います。今土地改良区も相当耕作放棄地がある。それも解消するためということも誤解するんですよね。自由に使える、当初はどこでもお家が建てられるというような誤解を招いたと思います。そういうことから、私はまずは都市計画総合計画それから農振の見直し、そして中部広域に行く。これは三者一体となってやらないとおかしな方向に行くんじゃないかと思うんです。中部広域に行った場合には調整区域がなくなるということですよ。どうですか、誰か教えてください。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

少々誤解があるような感じもいたします。那覇広域都市計画の中での規制があまりにも激しいからそれが基になって、我々のまち、自分たちでまちづくりはやっていきたいということ

で中部広域への移行を今目指しているところがあります。地権者の意見などは圧倒的に、議員がおっしゃるとおり、土地の自由度が高いほうが、自由度がたくさんあったほうが、選択肢がたくさんあったほうがいいというのが地権者の望みですよ。その望みを大いにかなえるものが中部広域への移行であって、乱開発をしようということではないです。我々のまちは、自分たちのまちづくりは自分たちでさせてくれというのが第一義的なものでございますので、守るべきものはしっかり守っていく。これはもうずっとこの議会の中でも話をさせていただいておりますけれども。守るべきものはしっかり守っていく。ですから、短絡的に農振を全部外せということではないと思います。第一義的には地権者の意向。そして、我々は我々のこの中城をしっかりとまちづくりをしていく。これは私らの行政の務めでもありますし、しっかりと地権者の意見を取り入れながらやっていこうということでございますので、誤解のないようお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私の記憶からたどっていくと、私も1期農業委員をさせてもらいましたけれど、その際に総合事務局の農林関係との懇談会が5年前ですかね、見直しにするよということがあって、そこのアドバイスは、もう農地として使えないところですか、国道から上のほうは外したほうがいいんじゃないかというアドバイスがあったんですよ。でもその後もずっと残っているんですよ。だから外すべきところはどんどん外してもらって、今後農地として利用できないところは農振から外して、農地は置いて、農地法はそのまま網は被せてもいいと思うんだけど、農振を外してもらおうということが大事だと思うんですよ。一つ一つ外していくと。それは前の課長、誰だったかな。忘れちゃったけれど、そういうアドバイスを受けた

んですよ。しかしその後何もされていないということ。これ農業委員の問題でもあります。だから農業委員ももうちょっとしっかり質の向上を図ってもらいたいと思います。そして、そういう緩和地域は前よりは増えていますよね。確かに増えていますよ。もっともっと下地区、この国道から上のほうを十分検討してもらわないと、そしてこの中部広域に移った場合の調整計画がなくなった場合は余計乱開発が行われる。そのときはそれなりの規制をする条例もつけないといけないですよ。これ条例をつくる予定、考えていますか。想定していますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 この議会でもう再三お話をさせていただいています。議員の全くおっしゃるとおりで、乱開発をさせないがための、これは形が条例なのか。それともいろんな法律の中でやるのかはこれから検討しますけれども、何度も言いますがもちろん乱開発をするために中部広域へ移行することでもございませぬし、先ほどの話で少しだけ私のほうからも話をさせてもらいますが、農振を外せば、今那覇広域の中で農振さえ外せばあとは土地の自由度が高まるということではありませんのでね。これは誤解のないように。あくまでも農振を外すだけの話で、そこから住宅がまるでどんどん建てられるような、また先ほどの緩和区域なども我々が勝手に決めて緩和区域を広げられるものでもございませぬので、それも那覇広域都市計画の中で決めていく、我々の裁量以外のところで決まっていくことでもございますので、そこは誤解のないようお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これ、中城村が勝手に緩和地域に指定することはできないというのは、それは私も分かります。しかし、こっこの熱意と誠意を持って県と交渉してやればできると思いますよ。中城村の自治の本旨からすると

中城村は中城村で決めればいいわけですよ。あなたもそういう考えを持っているはずだから。私もそういう考えを持っています。だからそういうのは、ちゃんと県には言うべきことは言う、ぼんぼん要求しないといけないわけですよ。今の中城村を見た場合は、要請活動がほとんどされているか疑問なんですよ。5年に一度の見直しがあるたびに前例を踏襲してそれを回していく。だから発展がないんです。そういう見直しのときにこそ本当に互いに知恵を絞って、理論武装して県と交渉するべきですよ。その5年に一遍だけじゃなくて、日頃のロビー活動をしているかどうかです、皆さん方。特に村長、前の質問には用件がないと県には行かないと。私は用件がなくても、県には顔を出しておけば、県と中城村のパイプができると思いますよ。この前の質問でも県議会議員の活用もいろいろありますけれど、どのように活用していますか。村出身の県議会議員も出ていますけれど。私、甚だ疑問なんです。それは村長、副村長はトップセールスマンとして、私はロビー活動をもっとすべきだと思うんです。村の要請をどんどん県に上げていく。そのぐらいの意気込みがないと県は動きませぬよ。汗を流してもらわないと。それと村長、どうですか。北中城村の村長は、この中部広域の移行についてどのような意気込みがあるんですか。いろいろ噂に聞くと、あまり消極的だという話も耳にちょこちょこ入ってきますけれど。今の比嘉村長となってから、その共同のまちづくりについて何回ほど正式に話し合いをしましたか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時27分）

~~~~~

再 開（10時27分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 だから先ほども言っ

たように、トップが動かないと下は動きませんよ。昔のことわざにチュブルガンジキワル、チュンジュチュンという言葉がありますよ、先人たちが言った。村長、今比嘉村長とはどの程度の頻度でお会いしていますか。この件に関しては。ただ何らかの会合とか何かのパーティーとかだけじゃなくて、この共同のまちづくり、課長も一緒に連れて行って、副村長でも一緒に行ってどういう話合いをしているんですか。何回ぐらいしましたか。部下任せじゃいかなんですよ。先頭に立ってやるぐらいでないと。これはあなたの政策だから。でしょう。政策だからそれは、できたら今の任期中に実現しないといけないわけですよ。もう任期もあと2か年ありますから。その間どうしてこれにめどをつけるかですよ。それが私には見えない。その見えないというのはなぜかという、そういう情報が入ってこないわけですよ。今の行政報告を見ても分かるように、何月何日に県庁に行った。何しに行ったか。我々は県庁に行ったことはいよいよ。中身が知りたいんです、中身が。それが。だから北中城村の村長とはどういう、これに関してはどうのようなやり取りをしていますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 やり取り云々ということではなくて、議員がおっしゃったこの中部広域への移行というのは私の政策ですよ。私が責任を持ってこれをやっていくのであってですね、議員にアドバイスを私が求めたのであれば、今のもっとこうやったほうがいいんじゃないかという言葉は私も聞いていきますけれども、議員の気持ちと私の気持ちはやはり違いますので。私は私で、自分で責任を持ってやっていきますので、今の御指摘は当たらないと思います。なぜ県に行かないのか云々。なぜ他の村長と話をしないのか。全部これ私がそれなりに理解をして、それなりの行動で示していきますので、議員に

対してのことではありませんのでね、そこは誤解のないようにしていただきたいんです。私が打ち出した政策ですから、当然責任を持ってやっていきますよ。それは私の意思でやっていきますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 それは見解の相違だな、私とは。それで村長、先ほどこうすればできるということの情報収集もやらないとかなんじじゃないか。それがロビー活動なんですよ。そういう県のメンバーと会って、困っているけどこれはどうしたらいいかなとか、どうしたらできるかなというのは、これロビー活動などにおいて情報収集して、そして課長の皆さん方にもそれを指示して。これが私はロビー活動の大きなポイントだと思う。情報収集ですよ、それが足りないじゃないかと思う。できなければ副村長もたまには県庁に足を運んで、今度共同のまちづくりしているモノレール課ですか。そこに行って、何もなくてもいいですよ。顔つなぎするだけでもいいですよ。パイプづくりするのが大事ですよ。そしたら、職員が仕事がしやすいんですよ。そういうことを一つ考えていただきたいと思います。

これは先日の安里議員に答弁しておりましたけれど、これ令和6年までに共同のまちづくりを策定して県に上げて、そして県は令和7年から始まる第8回都市計画区画見直し委員会に上程して、そしてそこでこの北中城村、中城村が共同で策定したまちづくりを審査すると。この審査にも二、三年かかると。しかし二、三年かけて審査しても、これが審査で決定されるか。中部広域移行が認められるかどうかは不透明だという発言がありましたよね。これ間違いないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在のスケジュールでいきますと、今我々が策定している計画書の中身をもって令和6年までには次の見直しの、移行をするために協議を整えておきなさいということです。それが整って、次の第8回の見直しに乗っけて協議を進めていくこととなりますので、見通しがいいのではなくて、それに向けて今進めているということです。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 あくまでも県の計画案といえますか、県は非常に大局的に見ているんですね。我々は中部広域への移行を考えている。県は中部南部を一つにした形のものもシミュレーションしているんです。これは県としてはいいと思います。中南部一体をシミュレーションした、それも同じく会議の議題になっていたものですから、私のほうからこれは外してくれ、そうすると当然令和7年が8年、9年と延びていったら困るから、これを外してこれは皆さんで考えてくれと。我々はあくまでも中部広域への移行を両村でやろうとしている。それを一つ踏まえてこの期間を短縮してくれということで、先ほどのお話ですね、我々は中部広域移行をどうすれば実現するのかを皆さんのほうから示してくれという話を持っていっていますので、決して不透明でもなくて、実際私は前回の会議で一步も二歩も進んだ思いでございます。ある程度のめどが見えてきた。少し話は長くなりますけれども、現議長の伊佐議長から議員時代にアドバイスをいただいた「アワティティナランド」というものが実は根底にございます。我々は昭和49年からずっと我慢してきて、ここで水泡に帰すわけにはいきませんので、ある程度県の話もしっかり聞きながら、ここで焦る気持ちもありますけれども、しかし一旦落ち着いて、持ち帰って、かみ砕いてまた提案していくと。そういう手法でございますので、決して遅くはなっていませんけれども、もちろん早めることは

我々の望みですけれども、これを無理強いして水泡に帰すようなことは断じてあってはならないと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 私もそんなに無理強いする必要はないと思いますよ。慌てる必要もない。じっくり構えて一つ一つクリアしていくというのが大事ですよ。しかし、あなたは当初は2年以内に何とかめどをつけるという話をした記憶がありますけれど、しかしお互い法治国家です。手続があるものですからね、県の。北中城村はもう瑞慶覧地区の基地返還もあって、あそこにも沖縄市との協議会も結成して進めていますけれども、向こうはもう二股ですよ。そういう中で私は比嘉村長がどこに重点を置いているのかということがまだ分からないわけですよ。しかし、話によるとロウワー地区跡に重点を置いているような話が聞こえてくるものですから。北中城村の方々と話をするとね。ひとつ村長、もうちょっと県庁に足を運んでいろんな情報収集する。そのときは1人じゃなくて課長とか部下を連れて行って、そこで顔合わせ、そしてパイプづくりをすればスムーズに行くと思いますよ。その点は強く指摘しておきます。

次は南上原、北上原地区の区画整理事業調査結果と今後の見通しと取組について再質問をします。これは令和2年度の行政懇談会において、地域からの要望に基づいてアンケート調査を2回していますよね。その後、何もないと。この後は。地域とか地権者にどうなっているんだということで、いろいろ選挙期間中あちこち飛び回って見たらそう言われるのが多かったんですよ。特に北上原においては。あの地区はですね。そして、このアンケート調査からしても、かなり賛成が過半数以上いると思うんですよ。アンケート調査だけじゃなくて、地権者地域の皆さん方とこういう懇談会をして、村長も出席して今後の村の計画を示すべきじゃないかと思う。

そして分からないという人が多いんですよ。知らないとか、そういう人たちには丁寧に説明をして、理解を求めて賛成できるようにすべきではないかと思う。その前に、よく言う通称井水原の区画整理事業はやりたい気持ちはあるんですか。村長の姿勢としてやりたいのかどうかですよ。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

やりたいとかやりたくないとかではなくて、前にも議会でも答弁したと思いますけれども、第一義的にはもう地権者の意向ですよ。地権者の意向があつてのものですから、その意向調査をなかなか全体の像が浮かんでこないというのが現実だと思いますけれども、地権者がどう考えているのか。先ほども担当課から答弁がありました。特に減歩率の部分で理解が得られるかどうかにかかってくるのではないかと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ですからこれは、区画整理事業をするについては賛成が69%いるわけですよ、アンケート調査の結果。69%。そして減歩率が40%超えた場合は、結局48%ですよ。この事業に賛成ね。そういうのはもうちょっと膝を交えて話し合いをすべきじゃないか。ただアンケート調査だけ取って、アドバルーンを打ち上げて何もしないんじゃないかと、本当に村長がそこを南上原からその地区まで広げていくことによって中城村の発展につながるという信念があれば、それはやるべきことでしょう。反対する人はやっぱり何回も会って説明をして、丁寧に説明をして理解を求めて、その事業を成し遂げていくのが私は村長の務めじゃないかと思うんですよ。村長がここはこうやったほうがいいのかと思うんだとしたら、やってみたらどうですか。そこら辺どうですか、村長。やる気あるかどうか。もし地権者が賛成した場合。69%も。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 まだまだこれからですよ。地権者が賛成したのであれば、次の段階はこういうものがある、こういう課題がある、これです。先ほど議員がおっしゃったとおり、手続を含めていろんな形で、またその時々で意思を確認しないといけないものもありますので、今こうやりたいからという云々よりも、やはりしっかりとした、むしろ議員がおっしゃる説明の不足ではないかというのは甘んじて、これはしっかりとまたどういう形でやっていくのかというのは検討いたしますので、そこからだと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 だからそこからですよ。村民との対話が足りないんですよ。地域との対話が足りないんじゃないの。そういうのを村が打ち出したというのはアンケート調査したことに対して、地域の地権者や村民は区画整理事業をするんだなというある程度の思いがあると思うんです。それに対しては丁寧に説明して、汗を流してもらいたいということです。調べて調査してやってみてできなければできないでいいですよ。無理だったら。これは財政面で無理だったらやめてもいいし。しかしこれは行けると思ったら実施していくべきじゃないかと、私はそういう考えです。ということですのでひとつ村長、この南上原、北上原地区については村長自ら足を運んで話し合いをして、どうするんだと。そして自分の中でやめる、実施していくというのは決定できないものか。これは無理な話ですか、村長。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 無理な話ですかというのは、判断を今ここで求められているような感じがします。そうじゃないと私は先ほどから話をしています。まだこの段階でもないですし、これからどういう方向に行くかというのは地権者との

話合い。これは議員がおっしゃるとおり不足ということがあれば、それはしっかりとまた担当課と話しながら進めていきたいなと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 村長、ひとつその件を頭に置いて地域住民と地権者と話合いをしてですね、せめて年に二、三回ぐらいは話合いをして村民に、地域の皆さん方にあなたの姿勢を示せばこの地権者や地域の皆さん方も分かっていくと思います。もう、どうなっているのかもやもやしているんですよ。地域の人たちは。それを解消する意味でもひとつ足を運んでいただいて、やってもらいたい。以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時46分）

~~~~~

再開（11時00分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○5番 新垣貞則議員 議長の許可を得ましたので、5番新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、久場区の地域活性化を図る。①賀武道線から宇地原への未整備農道を整備して、災害時の避難道路の整備計画は。②久場地区農地保全1号線「久場から泊まで1,280メートル」あるが、80メートルが未整備です。未整備農道を整備する取組は。③吉の浦発電所に、地元久場・泊地区から、警備員・清掃作業員などの雇用を図る取組は。④久場は下水道整備がされてなくて、住宅や工場で発生した汚水や道路に降った雨水が海に流れるが、今後の下水道整備は。

大枠2番です。生徒たちが学びやすい学校環境整備。①仲眞司法書士前のT字型交差点は、生徒たちの送迎で交通量が多いが、一方通行場

所の道路に停止線がないので生徒たちが交通事故に遭わないか心配です。生徒たちの交通安全対策は。②学校でオアシス運動を展開したら、活気あふれる学校になりますが、オアシス運動の取組は。③中城中学校部活動の生徒たちを沖縄1位に育成すると、高校・大学で競技する選手が増えて地域活性化につながる。部活動の生徒たちをトップアスリートへ育成する取組は。

大枠3番です。村民の健康と海岸を整備して観光振興を図る。①「東海産業から中城モール周辺」の海岸を活用して、観光振興を図る取組は。②「東海産業から屋宜」まで企業の皆さんに、「クリーン&グリーン・環境美化の日」に、海岸や道路の清掃活動の取組は。③村民の健康づくり・中城村の観光振興を図るために、「東海産業から屋宜地区」まで海岸整備の取組は。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、産業振興課、上下水道課のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては、住民生活課と教育委員会。大枠3番につきましては、産業振興課、住民生活課、都市建設課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠3番の海岸整備及び環境美化についてですが、新垣貞則議員を中心に本当に頭の下がる思いでございます。清掃活動そしてボランティア等、我々行政としても本当に見習ってこれからも頑張っていきたいと思っておりますし、議員がおっしゃるとおり、間違いなくこれ観光につながっていくところでございますので、今後ともすそ野が広がっていければいいな。というのは、先日モール周辺でスポGOMI甲子園という高校生のごみをどれだけ拾うかという沖縄県大会があって、そこで3名で15キロごみを拾って、今度は全国大会に行

きますということで表敬に来ていましたので、そういうのも踏まえて、こういうすそ野がどんどんと広がっていった環境美化に対する環境がよくなればこれまた議員からいろいろ教えもいただきながらですね、村民に広がっていければいいなと思っております。ぜひ、今後ともよろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2の生徒が学びやすい環境整備について取り組むことはとても大事なことだと考えています。

③についてですけれども、私も部活動を活性化させたいと常に考えています。また、スポーツ面だけでなく学習面あるいは生徒会の活動面でも学校を活性化させるために、令和5年度の人事でよい指導者、指導力のある教諭を配置してくれるよう、先日も中頭教育事務所に行ってお願いをしました。また、昨日も教育事務所の人事担当とよりよい教育環境の整備について主幹と一緒に話し合いを行ったところです。

②については主幹のほうが答えます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それでは新垣貞則議員御質問の大枠1の①②③、そして大枠3の①についてお答えいたします。

大枠1の①②については一括で答弁させていただきます。この未整備農業道につきましては、平成11年度まで県営農地保全事業として整備を進めておりましたが、用地取得において交渉が難航し整備ができておりません。当時と現在では周辺の状況も変化があり、農地としての利活用は厳しい状況と思われ、今後農道として整備する予定はございません。

③吉の浦発電所における雇用についてですが、こちらは年2回に開催しております、久場、泊、そして沖縄電力、そして役場との情報交換会で

意見交換をしていきたいと考えております。ぜひ、地元の久場、泊の皆さんからもそういった要望等も出していただければなと考えております。

大枠3の①「東海産業から中城モール」を活用した観光振興についてですが、現在、その周辺ではマリンスポーツや釣り、護岸・水辺での憩いの場として利活用されていると認識しております。現時点では具体的な観光振興を図る計画はありませんが、いろいろなイベント等を開催されているというのも認識しておりますし、先ほど村長からもありましたが、地域の皆さんはじめ議員を含め、やはりその海岸をきれいにする。もともと草が生い茂っていた場所にもカンナの花を植えていただき、歩く人の目を気持ちよくしている部分もありますので、ぜひ今後も地元、そして観光協会やほかの関係機関とも連携しながら、どういった観光振興が図れるかを検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは新垣貞則議員の大枠1の④についてお答えします。

現在下水道事業整備は、南上原地区を中心に整備を行っているところです。今後の計画としましては、令和5年度より添石地区の一部及び伊舎堂地区の設計業務を行い、令和6年度から工事を発注し、引き続き泊地区と久場地区においても順次整備を行っていく予定であります。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 大枠2、生徒たちが学びやすい学校環境整備についての①についてお答えいたします。

仲真司法書士前のT字型交差点前の村道中学校線においては、一方通行の交通規制がされていることから、国道から吉の浦線に抜ける際、一時停止規制がないことから右折左折車両に生徒が巻き込まれる事故が発生するのではという認識でお答えいたします。一時停止線の規制に

は、村から宜野湾署を通し公安委員会に要請することになりますが、実現できるまでには時間を要することから、交通規制以外で宜野湾警察署を通さずに路面に注意喚起の標示ができないか、都市建設課と連携し対応できるように努めてまいります。

大枠3、②についてお答えいたします。東海産業、屋宜地区までの護岸については、「環境美化の日」、「グリーン・グリーン・グレイシャス運動の日」また、毎月のように多くのボランティアの皆様たちに協力していただき、清掃活動を実施しております。村としてはボランティア袋等の備品の提供や清掃後のごみの回収、そして処理の取組を実施しております。今後も、村民や事業所の皆様の協力、村内の環境美化の推進に努めてまいります。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。
○教育総務課主幹 宮城政光 新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠2の②学校オアシス運動の展開についてでございます。オアシス運動は「おはようございます」「ありがとう」「失礼します」「すみません」などの頭文字を取ったもので、感謝の気持ちを伝えることを目的とし、全国的に取り組まれてきた経緯がございます。しかし、今では、村内の学校で「オアシス」を合言葉に運動を展開している学校はございません。現在では感謝集会、食育の授業、朝の挨拶運動やボランティア活動を通じた取組を推進しており、オアシス運動の理念はしっかりと継承されていると考えております。子供たち自身が活気溢れる学校と感じられるよう、学校へ適切に指導助言をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。
○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠3の③についてお答えいたします。

海岸の整備につきましては、県の管轄になります。村での整備計画はございません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 大枠1番の久場地区地域活性化を図る。①賀武道線、宇地原への災害時の避難道路の整備計画について質問します。久場真尻原、宇地間原に続く農道は自己開発の道路として地権者の協力を得て整備されました。周辺には12世帯の住宅があります。自己開発道路の側面には排水路が飛び出て、大雨のたびに山からの水が氾濫し、住宅や農作物が被害を受けている。また東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの地震、津波を想定して、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮し、最大クラスの地震、津波対策をする必要があります。久場の第二バス停周辺は海岸近くには教育長をはじめ住宅地や東海産業などの工業などがあります。この一帯は避難道路が整備されていけませんので整備する必要があります。補助事業に総務省の緊急防災減災の事業があります。この事業の内容の説明と、この補助事業で避難道路を整備できないでしょうか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。
○都市建設課長 仲村盛和 それではお答えします。

ただいま質問がありました緊急防災減災事業は、東日本大震災などを教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災減災のための地方単独事業が対象となります。この避難道路の整備も該当するものだと考えられます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。
○5番 新垣貞則議員 都市建設課長が言いましたように避難道路の整備、これできますのでね。そういうことでここでちょっと質問は、中城村の防災計画の考え方に、想定する災害のレベルの対応。最大クラスの災害に対しては、村民などの生命を守ることを最優先として、防災施設や避難施設などの整備をするとあります。

津波が発生したら海岸沿いに、教育長をはじめ住宅地や工場など住民が住んでいます。海岸に近いので早急に避難しないと命を失うおそれがあります。村民の生命を守るための避難道路が必要です。避難道路を整備するには、一般財源では厳しいです。先ほどの緊急防災減災の事業、国負担が70%、村が30%、起債も可能です。令和7年度までに延長されましたこの補助事業で避難道路を整備する考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現段階におきましては、その道につきまして整備するという予定はございませんが、議員御質問の中にありますように、津波に起きたときにはもう即避難しなければならないということで考えています。自己開発道路というお話もございましたし、道としては今のところ開いておりますので、ぜひそういう津波が来たら即逃げるといふそういう意識を持つことが現段階では重要であろうと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今総務課長がおっしゃったように、中城村の防災計画にもありますので、その際最大クラスの地震には対応。それから海岸地区にはたくさんの住宅とか工業団地がありますので、災害があったときはぱっと自助の力が必要ですので、そのための避難道路がないですので、そういうのを少し検討なされてください。

次は②久場地区農地保全1号線整備事業は、農道や排水路を整備することで、農家の収穫作業の利便性、Uターンなどを対象に労働生産を高められる。農道を開通することで、久場から泊まで1,280メートルの道ができ、交通が便利になり、地域活性化につながると思います。この一帯は県が地滑り防止対策工事を予定しています。工事終了後に整備する必要があります。

補助事業であれば補助事業で対応し、単費でできるものであれば単費で整備する必要があります。こういった課題解決の取組について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいまの御質問について、泊から、逆でもいいですが久場から泊まで残りの未整備が約80メートルある現場も確認しておりますし、この部分については先ほど答弁したように基本的に農道での整備はかなり厳しい状況かなと思います。周辺の農地の管理状況も含めですね。ただし、今御質問にありました地滑り防止対策工事を含めたときにそういった整備ができるかというのは、関係する課ですね、県も一緒だと思いますが。そういったところから情報をいただきながら対応をしていきたいなど。実施できるのであればそれがいいことであると思いますので、そこはしっかり考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 都市建設課長に伺いますので。この久場地区の一帯の斜面は地滑り防止区域です。中部土木事務所が地滑り工事を予定していますが、いつ頃からこういった地滑り工事をやる予定ですか。もし分かるんだったら説明をお願いします。それで、地滑り対策工事をやりますので、この80メートルは未整備ですので、その中部土木事務所にこの未整備も地滑り対策工事と一緒にそういった要請とかできないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この地滑り防止工事については、県のほうで確認しますと、現在予算確保に努め順次対策を進めていくと伺っていますが、工事の時期につ

いては未定とのことです。ただ、この未整備の農道につきましては、この地滑り対策工事とは趣旨が異なりますので、整備することはちょっと厳しいのかなという考えを持っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ちょっとこの1,280メートルありますので、整備が80メートルですのでちょっともったいないなと思っています。そういったことで、少し整備できる環境、泊から久場まで1本の道ができますのでね、この課題解決に向けて少し取り組んでもらいたいなと思っています。

③吉の浦発電所に地元からの雇用を図る取組について質問します。平成18年度に吉の浦発電所建設工事に伴う周辺地域協議会の覚書の中城村、電力、地元、三者間で覚書を締結しています。その中で電力は地元からの雇用優先に努めるとあります。専門的な正規職員は採用試験を受けなければなりません。非正規職員、警備員、清掃作業員は地元久場地区から優先に採用すべきだと思っています。現在、60歳を過ぎて定年退職をした方々が、老人クラブの役員をしています。こうした方々を採用すると、久場の活性化が図れます。また、中城村、電力、地元、三者間で覚書を締結しているので、発電所に地元からの雇用を要請する取組について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほども答弁、少し重複いたしますが、今年度も6月3日に1回目の三者協議会を実施し情報交換会。実は今月も12月26日を予定しております、その席で三者また同席しますので、そういったところで情報を発信しながら、行政からも覚書もあるようにそういったところを確認して。非正規ということが、私はあまりなじま

ないかなと思うんですが、しっかり雇用を守っていけるという立場でしっかり泊、久場の皆さんと一緒に電力のほうには要請をしたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今課長がおっしゃったように12月に三者の情報交換があります。そういったところで一応要請をやらせてください。

④久場地区の公共下水道整備について質問。前に上下水道課長から資料をもらったもので質問をします。令和4年度より地方創生整備交付事業の認可を受け、令和8年度までの間、約18億円の追加交付金で事業を進めています。久場地区も順次整備するとありますが、これから久場前浜原線は、住宅建設をやる区民が増えてくると思いますが、現在、下水道整備をされていません。新しく住宅を建設する場合に村としてどのように下水道支援を考えていますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、現在下水道事業は南上原地区を中心に行っております。下水道事業整備計画区域内にあつて下水道が5年から7年以上工事ができない区域については、住民生活課が行っている新築、改築または単独浄化槽の改造を対象とした合併浄化槽の補助金を活用できますので、それで支援を行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今おっしゃったように、浄化槽5人槽で33万2,000円とか、7人槽で41万4,000円とかそういう整備事業があるみたいですので、非常にいいなと思っています。

次に大梓2番に行きます。生徒たちが学びやすい学校環境整備について。①の仲眞司法書士前のT字交差点の、生徒たちの交通安全対策について質問です。先ほど住民生活課長の答弁で

は、一方通行場所に横断歩道、停止線の舗装を
するとあります。運転手や歩行者の安全対策に
つながると思いますので、早急に整備をしてく
ださい。ありがとうございました。

②オアシス運動の展開について質問します。
オアシス運動は先ほど話を伺ったように、私た
ちの社会生活にとって基本となる挨拶です。朝
は元気におはようございます。心から感謝をし
てありがとうございます。入退室には失礼しま
す。素直な心ですみません。人の心に届く挨拶、
日頃から言えるように運動する。人々に元気と
喜びを与える魔法の言葉と思っています。中城
中学校陸上部は挨拶、清掃、感謝をモットーに
部活動の練習をしています。中頭地区陸上大会
に向けて陸上部を中心に、学校の代表選手約
100名が練習を始める前に円陣を組んでオアシ
ス運動をしたら、男女総合優勝三連覇を成し遂
げました。校門前で部活動の生徒たちを中心に
月曜日から金曜日まで交代で挨拶運動を展開し
たら、活気あふれる学校になると思います。学
校と連携して、校門前に部活動の子供たちに
挨拶運動を展開できないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答え
したいと思います。

議員のおっしゃるとおり、子供たちへ挨拶等、
感謝の気持ち等を伝えていく、指導していく、
教えていくということは非常に重要なことだと
考えています。実はオアシス運動等も含めてそ
うなんですけれども、御存じのとおり学習指導
要領というのが教育の中にはございます。10年
ごとに改訂されるわけなんですけれども、それ
に伴って学校が指導していくアプローチの仕方が
大分変わってきてございます。挨拶運動に関し
てはこれまで学校が主に取り組んだ内容でござ
いますけれども、実は学校、家庭、地域が共同
してやっぱり子供たちの能力の育成、態度の育
成というのが求められております。今言った挨

拶のものに関してですけれども、実際に子供た
ちが部活動で自主的に挨拶運動に取り組んでい
たりとか、貞則議員も交通安全のボランティア
をなさっていて非常に感謝しておりますけれど
も、実際に子供たちが挨拶運動に取り組みなが
ら自主的にやるところの部分が大きいのかなと。
教育委員会としましても、今のようなお話を
しっかりと学校のほうにもお伝えしまして、学
校が活性化できるような、また今の様々なア
プローチの仕方も考えながらまた一緒になって
やっていこうかなと考えております。貴重な御
提言ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 何でこんなこと言った
か、最近校長先生と体育の先生が毎朝交通安全
の指導をしながらの挨拶等をやっていますので。
最初は挨拶ができない子供たちが、おはようご
ざいますをやっています。これをもうちょっと
展開を、部活動の子供たちも交えてそこで並ん
だら、山びこだと思うんですよ。学校の先生が
挨拶したら返ってきますので、次は部活動の子
供たちが、一般の子供たちが繰り返す言葉が広
がるということが私は学校の活性化につなが
ると思っていますので、この部活動は競技だけ
じゃございません。そういった精神的なものも
非常に大切だなと思います。挨拶をすることが
学校の活性化につながる。それを部活動の子
供たちを中心にやったら、もっといい学校になる
なと思っています。そこら辺もちょっと学校と
連携を取りながら進めてください。それでオア
シス運動は非常にいいことですので、挨拶を通
して子供たちの豊かな心とか、さらには青少年
健全を推進しようとするもの。村民一丸となっ
て思いやる心と優しさのある心、活気ある学校
づくりを図るため、オアシス運動に取り組むと。
私の考えです。オアシス運動のチラシを各家庭
に配布。それから防災無線を通してオアシス運
動もそういったものをやると。それから教育の

日がありますので、そこの教育の日にオアシス運動の生徒たちの作文とかポスターとかそんなのを表彰したら、学校が活性化になると思います。そういった考えとか取組はないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 先ほどの話の続きになりますけれども、これまで学校がアプローチする方向としては知識、理解、まずは子供たちに挨拶の言葉をしっかり教えて、その後どのような形で行動するのかというのがアプローチでしたけれども、現在においては子供たちの思考力、判断力、表現力などの生きる力、身につく力に重点化させていて、子供たちに実際に具体的な場面での活動を通して、ここではどういうことの活動が求められるのか、また行動が求められるのかということを経験しながら、子供たちが自主的に挨拶に、おはようであったりありがとうであったり感謝の気持ちを取り組んだり、ボランティアだったりとかという具体的な場面につなげていくというアプローチに変わっております。これまでのオアシス運動は否定するものではございませんので、このことについては学校にもまた周知して行って、またどのような形ができるか、挨拶運動も含めて一緒になって学校とまた話し合いをしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 生徒たちのトップアスリートの育成に取り組む姿勢、また重複しますが、よろしく答弁をお願いします。

教育長も御承知のように、25年前は中城中学校は中頭地区陸上大会では0点です。学校は問題傾向のある生徒たちが増えて先生方は毎日のように生徒指導に追われています。部活動で情熱のある先生方の指導のおかげで中頭地区夏季大会野球優勝、テニス、バレー、陸上部は優勝しました。部活動でトップアスリートを育成すると学校の活性化につながると思います。トッ

プアスリートは指導者が育てます。教育長は男子バスケの全国大会で生徒たちを優勝に導きました。中城中学校の部活動の生徒たちが沖縄1位に導くためには情熱のある指導者が必要である。先ほど、重複しますがもう一回、教育長の思いというか、中頭教育事務所の人事異動でどんな教員の配置をするお考えですか。お伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 基本的に自分の考え方の中に、やっぱり人は人がしか育てきれないという部分が常にあります。今年教員の人事異動によって技術の先生が変わりまして、村長のところに表敬訪問で生徒たちが来ましたが、ロボコン部が九州大会に出場しました。沖縄1位になってですね。そういった意味でスポーツだけではなくて、やはり指導者によって文化面も、スポーツ面あるいは学習も授業ももちろんですけれども、そういった面で全般的に活性化を図るためにはやはりいい指導者を、いい教員を連れてこないといけないというのが私のとても大きな仕事の一つだと考えていて、ちょうど今の時期、人事異動の時期になっていますので、主幹も含めて事務所にいろいろと交渉している最中でありまして。ただ、今議員がおっしゃっているこのトップアスリートの育成とかということに関しては、実は全国的に令和5年度から部活動を外部に移行していこうというふうな施策がスタートします。今、中頭の教育長会でもその情報交換をずっとやっているところですが、中城は中城に合ったやり方で進めていきたいということを今考えていて、その調査研究をやらないといけない。体育協会、それから地域の総合スポーツ、いろんな関係機関と連携しながら進めないといけないことになると思います。そういった意味で、村に合ったやり方を考えていきたいなというふうに考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今教育長がおっしゃったように独自性とか、子供たち、今外部コーチとかそういったのがありますので。例えば私の提案ですけれども、鹿児島県鹿屋市はアスリート育成基金のプランを立てて、全国に通用する中高校生を育成している。中城村も全国で活動できる中城中学校の選手を指定して、九州大会で活躍している中学校と夏休み、冬休み、春休みなどを活用して、強化合宿を支援して参加させる。前回石原議員からありましたように、中城村からオリンピック選手も夢の話ではないと思います。トップアスリート選手が出向くと中城村の活性化につながります。先ほど教育長は、人は人が育てる。私もそう思います。中城中学校の部活動の生徒たち、教員じゃなくてもいいですので、トップアスリートをする外部コーチとかね。そういった子供たちを育成する。人材育成基金とは別個に、生徒たちをトップアスリートに導いて伝統化を図ると。高校、大学で競技をする選手が増えて中城村体育協会の発展を図れる。そして中城中学校の部活動、沖縄一を図るために、中城独自の教員じゃなくて外部コーチも巻き込みながら子供たちをトップアスリート応援基金を設立できないか。そしたら子供たちを沖縄一に、次の未来の子供たちを育てるという私の思い。それで、トップアスリート応援基金を設立しながらもっと子供たちを伸ばしたらもっともって中城中学校はいくと思う。中学校だけでなく地域の活性化も図れると思います。だから私はそのためにトップアスリート応援基金を設置できないか、教育長にお考えをお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 トップアスリートをつくるというふうなことはですね、自分もずっと長い間バスケットボールに関わってきましたけれども、一つは素質の問題があると思います。もう一つは指導者の問題。そして、周りの協力の

問題。いろんな環境がそろわないと、恐らく難しいのかなというふうなことは思っています。私の立場から考えると、まずはやはり授業改善。これが真っ先にこないといけないと思っています。教育家庭外の活動で部活動というのは、ただ、この教育活動の一環として推進しないといけないというふうなのはとても重要なことだと思っていますけれども、毎日の学校の生活の中ではやはり6時間授業をしているわけですね、子供たちは。その後で1時間半の部活動をやることが子供たちの自発的な活動ということになりますけれども。そういったことを考えると、まずやはり学校教育の中で授業改善というのが一番大事で、その次にこの部活動の活性化を考えないといけないのかなと考えています。おっしゃるように去年も中城中学校バスケットボールが九州大会に出場しました。非常に活性化というんですかね、盛り上がったということでもとてもいいことであるんですけれども。そういった面でこれから次年度以降、中城村に合ったやり方はどういうふうなやり方が一番いいのかというのをうんと研究しないといけない部分なのかなというふうに考えています。そのために、今いろんな情報交換、情報収集をしているところで、ぜひまた議員の皆さんの力も貸していただけたらなというふうに考えているところです。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 トップアスリートを育てるということは競技だけじゃ強くなれないと思うんですね。大体強いチームを見たら挨拶ができて、それから掃除ができて、感謝。この3つがあってはじめてちゃんと育つと思っています。だからそういうところで子供たちはそこで学ぶ。合宿より生活面とかね、それから挨拶面とかそういったところをやれるというのは、やはり見る学習、合宿をさせることによって見る、そこで体験する。いいものを見て一緒に学

ぶ。その学んだものを子供たちに返すというこのシステムを、教育長がおっしゃっていたようにそういった形もいいが、ただ私はそれをやりながらやったほうが、例えば子供たちの5名の子供たちをいい学校に合宿させる。そこで学ばせる。挨拶とか時間を守る。それができて初めてトップアスリートにできると思っていますので。そこら辺も参考にしながら、いろいろな方法論があると思うので、それをまたやってください。

大卒3、村民の健康と海岸整備観光振興を図る。①東海産業から中城モール周辺の海岸を活用して観光振興を図るには、海をきれいにするのが大切。戦後上陸碑周辺の海岸は木や雑草が生えていたので、久場や企業のボランティアの皆さんが2月にきれいにします。そのまま放置していたら資料をご覧になってください。ほかに空いているところがあります。こんな状況です。まだ整備されていません。これはもう3月から私はこの状況だよという要請をしています。それで11月過ぎても対策をされていません。それで、景観が荒れている。もう半年以上が過ぎましたが、いつになったらきれいにしますか。お伺いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、上陸記念碑のところに関してのみちょっとお話ししたいと思います。まず久場の上陸碑の清掃の件についてですが、私ども生涯学習課は、中城城跡とかハンタ道の発掘調査の作業の合間を見ながら指定文化財に関しては年に二、三回清掃をしております。今年に関しましては、ちょっと発掘作業員の募集を応募したところ、応募がなかなか来なくて、なかなか作業が進められなかったのがちょっと遅れてしまったんですが、久場の上陸碑に関しましては今週半ばに清掃を行っております。その清掃範囲に関しま

しては、文化財の活用面ということで、上陸碑の周辺10メートルぐらいの範囲の清掃を行っているところです。今後もできるだけ清掃は行っていきたくと思いますが、以前新垣貞則議員のほうで、私たちのほうから呼びかけしてもらえれば協力しながらやっていくことも可能だよということで、お言葉もいただいておりますので、今後また地域との協力も得ながらできるだけ清掃を進めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 もう一回質問します。私たちは2月にここを、護岸をきれいにしました。それでも11月になっています。それでいつからここをどう整備しますかという質問です。いつから。戦後上陸碑のここをきれいにしますかという質問です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

今週の半ばに清掃を行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ここはもう、私らはあくまでボランティアですので、私らが呼びかけるんじゃないで皆さんが呼びかけたら地元は協力しますのでね。何か誤解しているような感じがして、私たちがやっているんじゃないで、皆さんの県とかが管理すべきものを私らはボランティアでやっているだけです。だから、呼びかけたら協力しますよということですので、もし何かあったら地元の人たちも声かけして協力したいなと思っていますので。とにかく今の状態だけは、12月には、今年中には終わらせましょう。よろしくお願ひします。

次、そういった形でもし護岸を県の管轄だけでそのまま放置することだけは避けてもらいたいなと思っています。なぜかという環境は悪化させ不法投棄が増えます。それで観光振興の妨げになる。県が早急に整備しなかったら、こ

こ東海産業の周辺ですね、商工会とか観光協会のボランティアの皆さんに要請して、観光振興を図るために草刈り作業とか呼びかけをして整備できないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 答えいたします。

住民生活課をはじめ、関係団体で先ほど教育委員会関係も含めトータル的な観光振興がモール一帯できるかということも含め、現実的にはマリンスポーツを中心とした団体の方々とか、今議員をはじめ久場地元の皆さん、しっかりまずはきれいにすることでところからお客さんにおもてなしと言いますかね、そういったところができるような環境は声かけしながらやっていきたいと考えておりますし、また、近くでいえば今月18日は村全体でのクリーン・グリーン・グレイシャス運動も実施されます。そういったところでも住民へのボランティア活動でのごみ拾いやそういった意識の啓蒙とかもやっていければと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 もう産業振興課長がおっしゃったきれいにすることが観光につながりますので、きれいなところに観光客は来ますので。海とか護岸とかそこら辺をきれいにしたら観光客は来ますので、ぜひきれいにしましょう。それで中城モール周辺の海岸には、先ほど課長がおっしゃった観光客も訪れる沖縄らしい青い海、青い空、すばらしい景観、自然の宝物がある。最近はスカイスポーツや海洋スポーツが盛んに行われ、令和5年度の5月の連休や夏休みなどを活用して、中城モール社など企業と連携して、そういったイベント事業とかできないでしょうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 答えいたします。

1つの提案として感謝いたします。2019年ですかね。その頃にGWは中城で遊ぼうというイベントを、こちら浜の漁港であったり吉の浦公園、県営中城公園のほうでもイベントがあり、議員おっしゃるモール一帯周辺においてはお魚つかみ取り体験、こいのぼりパラグライダー&お菓子パラシュート、バナナボート、琉球國祭り太鼓などのイベントが現実的には開催されております。今後観光振興、この久場モール周辺におきまして観光協会をはじめ、今提案のあった民間の方々の連携は重要なことと感じておりますので、共催であったり、行政がどういう携わり方があるかも含め、イベントの開催は可能かと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今中城モールは海岸のテラスを利用して日曜日にライブなどを実施しています。北中城村は11月頃に北中城まつりで、しおさい公苑で花火を打ち上げています。中城モール社と連携して夜のライブを実施したら、しおさい公苑の花火が打ち上げられて、中城湾からの絶景のスポットが見られます。それで観光振興につながりますけれども、そういった夜のライブを取り組む考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 答えいたします。

モール周辺でのイベント、先ほどから繰り返しますが、その中でナイト。夜のいろいろなイベントということで、実は今年観光協会のほうでこちらモールではないんですが、中城城跡のほうでナイトツアーという実証事業、議員の皆さんも何名か御参加されたかと思いますが、先日比嘉 護議員からもありましたよう

に、1日中城で遊べるツアーとかどういった中城の過ごし方が必要なのか、このナイト、夜におけるどういったイベントが開催できるかもですね、民間の力、モールだけではなくて民間の方々からの意見もいただきながら、行政が直接実施するものだけでなく、やっぱりこれから育成していく観光協会を含め対応できていければと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 何でそんなこと言うかといったら、私ら久場壮年会は毎月第3日曜日は第二児童公園とか清掃をやって、この後に、中城モールで交流会をやっています。そしたら11月に花火が打ち上がったとき、あーすばらしいなーというイメージでしたので、ああいう連携が取れたら、海から花火が見えるということは多分村民の人たちも感動すると思うんですよ。そういった連携を取ったら北中城まつりを活用しながら、村はライブとかやったら、花火は北中城村。そこを連携を取ったらもっとすばらしい事業ができます。それも参考にしてもらいたいなと思っています。こういったものもありますよという程度でお願いします。

②東海産業から屋宜までクリーン・グリーン、環境美化の日について質問します。泊から屋宜までの護岸周辺の企業の皆さんに、10月の環境美化の日泊、綿久までの護岸の周辺道路の草刈り作業を実施してほしいと要請しましたが、実施されていますか。今後の課題解決に向けてどういう取組を考えていますか。説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

企業の皆さんに、環境美化の日の周知は実施しております。護岸周辺の道路の草刈りではありませんが、一部の企業の皆さんは定期的に清掃活動を実施しており、村の環境美化に御協力をし

ていただいております。また、取組に関してはボランティアの皆様へのボランティア袋の配布、集めたごみの回収を引き続き村のほうで支援をしております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 課長、綿久周辺の道路の護岸のところをちょっと点検してくださいね。草が生えています。拓南製作所の下綿久のところの道路は草が大きくなっていますので、そこも刈ってくださいよということを現場確認してください。

次ですね、ちょっと資料を御覧になってください。②の泊から屋宜までの伊舎堂の拓南製作所の護岸のハブ対策の看板があります。その看板を設置している場所ですけれども、上のほうですけれどもね。ここの雑草が大きくなり景観を悪化していたので、ボランティアの皆さんがハブ対策として草刈り作業やU字溝から雑草を取りきれいにしたが、十分ではありません。拓南製作所にハブ対策設置場所の草刈り作業を要請する考えはないでしょうか。今後の取組として説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再質問についてお答えいたします。

護岸は沖縄県の管理となっておりますので、企業の皆様、特定の事業所へ要請する予定はございませんが、企業の皆様にも村の環境美化について賛同していただけるよう周知し、努めてまいりたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 12月にクリーン・グリーン・グレイシャス運動の清掃とかにもそういったものを活用して、企業と地域住民と一体となって清掃をやるともっときれいになりますので、12月の第3日曜日ですが、そこも企業の皆さんにも協力をお願いをしてやってください。

次は資料の下のほうですね。拓南製作所のモ

クマオウの木が散らばっています。拓南製作所の護岸周辺のモクマオウの木が大きくなり、木の実や葉っぱが護岸に散らばり、ウォーキングするのに支障を来しています。ボランティアの皆さんが護岸の木の実を取ってきれいにしますが、翌日は護岸に散らばっています。ほかも一定の割合で清掃しています。このボランティアの方から護岸まで伸びているモクマオウの木を剪定、そういった要請とかはできないでしょうかということです。この護岸をきれいにしてもすぐに木の実が落ちて、ウォーキングがしにくい状況になっています。それで護岸は県の管轄ですので、護岸からもきれいにしてほしいという要請があり、今後の対策をどのようにやりますか。モクマオウが大きくなっていますので、そこでも伐採とかやったらいいんじゃないかな。そういう要請とか今後の対策をどのように考えていますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再々質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、護岸は沖縄県の管理となっておりますが、村民の方々がウォーキングコースとして利用するに当たり支障を来すような状態であれば、沖縄県と調整し対応していきたいと考えております。また、護岸の景観をきれいにしているボランティアの方々へは、引き続き支援を実施してまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 次に、この資料も作りましたけど、こういった資料を久場のほうはブルースカイの企業の皆さんと協力をやりながら護岸整備をやっていきます。久場だけでなく企業の皆さんとも連携をやり、ここは次は泊から屋宜は、ここの軽石がありますね。この軽石は下地鉄筋所の職員の皆さんが軽石を取っています。護岸のボランティアの皆さんもやってい

ますけれども。こんな感じです。そして、下地鉄筋所の擁壁を御覧のようにアートで造っています。それはなぜかと言ったら護岸をきれいにして、社長が観光づくりをやりたいなということではあります。それで、こういう組織化を図れないものか。例えば護岸をやっている人たち。私らみたいに護岸のボランティアと企業のボランティアもそれをやっている企業の人たちたくさんいますので、そういったこの護岸整備をやる企業とボランティアとか組織化を図る。これは、例えば吉の浦総合スポーツ会館でもサークル団体、組織があります。バレー、バスケット。そういった組織化をやることによってこの護岸周辺はきれいになると思います。組織化をやる考えはないかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃる提言ありがとうございます。県の維持管理が厳しいのであれば、そして組織化ということでありましたので、護岸をきれいにするサークル団体を育成する。その村のスポーツサークル活動している団体とか、海岸を中心に清掃活動をしている多くのボランティアの団体で組織化を図り、護岸をきれいにする取組としての提言と認識しております。今のところ検討はしておりませんが、今後、サークル団体間で議論が深まり、機運が高まりましたら、県、中部土木事務所、村も加わることも検討できるものと考えております。また、護岸の景観はきれいにしているボランティアの方々には引き続き支援を実施してまいります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 もう一回村長の思いですが、こういった東海産業から屋宜まで護岸整備する目的は観光振興じゃなくて、村民の健康とそれから観光振興を図るためにやっています。それで村長の、先ほど答弁なされていますけれ

ども、この資料を見ながらまた次の政策とか構想とかありましたらちょっとお願いできないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

まさに議員がおっしゃるとおりでございます。健康もそうですし観光にもつながりますし、その意識づけというのは大変大事なことで、議員のお姿を見ながら本当に思っている次第でございますので、ぜひ今後とも協力し合ってよろしくをお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 東海産業から屋宜まで護岸整備の目的は、例えば整備をして中城モールをスタートしてから、屋宜の協同商會を折り返し中城モールまで約5キロ、7キロか、ウォーキング交流会とか、それから産業振興課長もおっしゃったように釣り大会とか、それから拓南製作所下の広場があります。そこは防災キャンプとかそういったいろいろなイベントができるのかなと思っています。みんなでそういった知恵を出しながら、ここを整備するのが

目的じゃなくて、健康と観光につながるをやりたいなと思っていますので、ぜひ行政の皆さんのアイデアを聞きながらまた整備していきたいなと思います。これからも行政、それから村民、企業、連携の密を強化すれば、護岸を整えていき健康と観光を図るためにこれからも頑張っていきましょう。これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（12時07分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第2 議案第49号 中城村吉の浦こども園設置条例を議題といたします。

本件について、委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 ハイサイ、皆さん、こんにちは。それでは、委員長報告をいたします。

令和4年12月9日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

文教社会常任委員会  
委員長 安 里 清 市

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名             | 審査の結果 |
|--------|----------------|-------|
| 議案第49号 | 中城村吉の浦こども園設置条例 | 原案可決  |

以上、報告いたします。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは議案第49号について質疑をいたします。

この件は、本会議でもいろいろと質疑がありまして、その中で当局のほうからは全てを大体規則で示しているということで話があったのですが、委員会の中でこの規則について何かしらの議題に上がったのかどうか伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 それでは大城議員の御質疑にお答えいたします。

本条例は規則に委任している事項が非常に多いというふうなこともありまして、規則の制定状況は確認したのですが、まだ制定に至っていないということがございます。それで法令審査会が今月2回開かれるというふうなことで、それに向けて案が整備をされておりましたので、その案と照らし合わせて、これが可決されるだろうということで条例の項目と規則の項目を照らし合わせて審査は進めてまいりました。結果、異状はないというふうに判断をしております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは委員会のほうで規則も一定程度が示されたということで理解をして、我々他の委員会のメンバーについては、この規則というのは例えば配付されるのか。条例は条例としてあるのですけれども、これは規則についても配付する予定があるのかどうか。

○議長 伊佐則勝 文教社会常任委員長 安里清市。

○文教社会常任委員長 安里清市 規則は先ほどお話ししましたように、今庁内の審査会の結果を待つというふうなことで、常任委員会文社のほうには御提示いただいたのですが、全議員にはまだお配りできませんというふうなことがありました。それで可決を待って法令審査会を待って、お配りはできるものと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今までも度々ですね、条例は制定するのですけれども、それに付随する規則がなかなか我々に示されないということが今までも多々あったものですから、やはりそれについては新しい条例の場合には規則もできるだけ添えてくれたということも含めて、我々は提言していかないといけないなというふうに思っているのですが、今回はこれから委員会ですっきりやっていただこうということで考えているので、またしっかり委員会のほうで最終は詰めていっていただきたいというふうに思っています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 中城村吉の浦こども園設置条例を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

休憩します。

休 憩 (13時39分)

~~~~~

再 開 (13時40分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

訂正します。読み直します。これから議案第49号 中城村吉の浦こども園設置条例を採決します。

この議案に対する委員長報告は原案可決です。この議案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号 中城村吉の浦こども園設置条例は、委員長報告のとおり原案可決することに決定しました。

日程第3 陳情第22号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた負担軽減についての要望書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 それでは読み上げて、御報告を申し上げます。

令和4年12月9日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会
委員長 比 嘉 麻 乃

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付託年月日	件 名	審査の結果
陳情第22号	12月5日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた負担軽減についての要望書	採 択

件名の訂正をお願いいたします。新たに読みます。件名、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた負担軽減についての要望書となります。よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 陳情第22号について質疑いたします。

委員会ではどのような審議がなされて、どのような意見が出たのかちょっと質疑します。

○議長 伊佐則勝 総務常任委員長 比嘉麻乃。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 委員会の審議の中で、委員の全員から意見を聞きまして、村がやるべき支援ではないので、国・県がやるべき支援だということや、そのほかに中部医師会からの要望書は本村の12施設医療機関ということで沖縄市などにもある大型医療機関もそこに入っているの、村民もこの沖縄市までは村の病院だけではなくて、中部医師会に加盟している沖縄市などの病院にも通うことがあるので、それは採択にしたいという意見もありましたし、医療機関は公定価格での運営であり、コロナウイルス対応等での通常の医療では運営が厳しいのではないかということでの採択もありましたし、あと中部医師会はこの中部の医療機関の全てを代表しての要望書であることから、これは

賛成だという意見がありました。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 12番の質疑にもありましたこういうものは県や国がやるべき問題だと思うけれども、市町村までこれはやる必要があるかどうかですね。この医療機関というのは県からももらう、国からももらう、村からももらう。そういうことになっているのか。それで中部の各自治体はどうなっているのかですね。中部の自治体、隣接市町村のほうはどうなっているのかですね。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（13時48分）

~~~~~

再 開（13時48分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務常任委員長 比嘉麻乃。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 委員会の中ではそういう件につきましては審議しておりませんが、その後に私のほうから、この情報を得たところでは北中城村のほうでは資料配付で、北谷町のほうでは文教のほうに付託をされている。西原町のほうでは資料配付ということで調査をしております。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 では中部では全市町村がその要望書は委員会審議をしていなくて、資料配付のみということですね。

○議長 伊佐則勝 総務常任委員長 比嘉麻乃。

○総務常任委員長 比嘉麻乃 中部全部は調査していませんけれども、今言ったところでは北谷町のほうでは文教のほうに付託されたということで、審査の結果はまだ聞いていないです。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 陳情第22号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた負担軽減についての要望書について、反対の立場で討論します。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、物価高騰等により医療機関経営に大きな影響があり、同交付金の支給実施を要望する趣旨である。しかし、同交付金は中城村民を中心に感染予防対策、学習支援、商工業、農畜産業等、学校給食費等の支援を含む子育て支援等々にこれまで合計32事業が議会の議決を得て実施または予定されている。それでも完全とは言えず、まだまだ村民の各分野に生活支援が必要であることは明白である。議員必携によると陳情の採択に当たっては、1 願意が妥当であるか。2 実現の可能性があるか。3 村当局、村議会の権限事項に属する事項であるか等をその判断基準とされています。医療機関への診療指導制限を行ったのは政府や沖縄県であり、願意の妥当性を村議会に求める事項はなく、村当局も年度内に実施する予定はない旨を確認しました。本村内でコロナ治療に関わったのはハートライフ病院のみであり、同病院より経営支援してほしいという声は一切上がっていない。かつ一般診療も行っている現状である。県統計課による2019年度県民平均所得241万円、中城村239万円、そして中部地域平均229万円と本村より10万円

も低くなっております。一方、前年度の比較において0.8ポイント、2019年度は増えております。その要因として、医療保険の需要増が影響して保健衛生社会事業が伸びたのが要因として挙げられております。ハートライフ病院は救急病院、地域災害拠点病院の役割を担い認定を受けているため、地方税法第348条に基づき、本村の固定資産3,485万2,000円が非課税措置となっている。経営支援に十分寄与しているとの認識をします。これ以上、何をもって給付していく理由があるのか全くもって、不透明であり村民に説明責任を果たすことができないものと考えます。陳情先の機嫌を取るために総花的な採択をすることなく国・県・村当局と協議した上で実現可能な案件か熟慮して結論を出すべきだと考える。良識ある判断をいただき、議員各位の御賛同を申し上げ、反対討論とします。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 会議規則第51条に基づき、議長よりお許しが出ましたので発言をさせていただきます。

この後、賛成の討論があると思っておりますけれども、その前に総務常任委員会の副委員長として、ただいま反対討論が同委員からありましたが、委員長報告に対して審査の充実を期するための制度を活用して加えて意見を総務常任委員会の副委員長として申し上げます。陳情第22号に関して、総務常任委員会における付託案件は委員長報告にもありましたように採決と決定づけられております。委員会は本会議の諮問も審査機関であることから、議題について事由と質疑及び意見を述べて審査しております。審査に至る前に議案の内容を読み上げ、委員長から中部医師会への答申等の内容等の確認事項も説明されて、全ての委員が聞き取りを行っております。その趣旨に対する補足説明もしっかり行われていると思っております。その中で、本村の医療関係機関が存在すること。従事に関わる従業員が村内

にあること。そのような内容が説明されております。協議内容において、個別医療機関名を取り上げて反対討論というふうに行っておりますけれども、決してその個別機関名に対しての要望内容等は協議しておらず、中部医師会も含まれる村内医療機関においての審査内容、趣旨内容を考慮して民主的な会議の倫理において多数決の原理を尊重して採決に至っております。同議員の主張する固有名そのもの医療機関に対して採択したわけではありません。また、陳情先の機嫌を取るためとか、総花的な採択という解釈は同議員の私的意見あるいは見方ではないかと捉えております。そして、その中で今日討論書を読みましたけれども、国・県と協議をするというふうな討論をしておりますけれども、これまでそのように国を呼び出して、あるいは国に出向いて付託案件を協議したことがあるのであれば、その際に我々、総務常任委員会の中で同委員は提案すべきだったのではないかと意見を申し上げます。そのように総務常任委員会では決して意見を一方的に採決したことはないというふうに理解して、付け加えて意見いたします。

○議長 伊佐則勝 次に本件に賛成の発言を許します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは陳情第22号新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた負担軽減についての要望書に対し、賛成の立場で討論します。

本陳情は、要望書にもあるとおり保健医療機関の経営は公定価格である診療報酬によって成り立っており、この診療報酬で医薬品、医療材料の購入費、施設維持管理費用、その他の費用等を賄っているため、光熱費や食費の高騰に伴う価格への転嫁が一切できない仕組みになっております。その上で保健医療機関の経営安定化を図ることが地域医療の安定化にもつながるこ

とであり、長期化するコロナウイルス感染症の対応を続けながら適切な医療提供体制を維持することができるよう同交付金を用いた負担軽減を要望するものです。中部地区医師会には約43の医療機関があり、村内にも12の医療機関があります。村内の方々においても、村内の医療機関だけではなく、他市町村の医療機関を利用することも考慮すれば、地域医療の安定化につながる同陳情を採択していただき医療機関経営に大きな影響が出ないようやるものが本議会の取組だと思っております。先ほど言った御機嫌を取るために我々は採択したことは一切毛頭ないものとして私は申し上げたいと思います。議員各位においても、これからの医療機関のさらなる圧迫を避けるためにも賛成の立場で討論をいたします。

○議長 伊佐則勝 次に本件に反対の発言を許します。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採決です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 「起立多数」です。したがって、陳情第22号 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた負担軽減についての要望書は多数、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 陳情第24号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情書及び日程第5 意見書第7号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める意見書については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第4及び日程第5については、一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 それでは読み上げていきます。

令和4年12月9日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新 垣 貞 則

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

### 記

| 番 号    | 付託年月日 | 件 名                             | 審査の結果 |
|--------|-------|---------------------------------|-------|
| 陳情第24号 | 12月5日 | インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情書 | 採 択   |

意見書第7号

令和4年12月9日

中城村議会  
議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会  
委員長 新 垣 貞 則

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第24号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書（案）

政府は、来年10月からのインボイス制度実施に向けた準備を進めている。

零細業者の経営環境は、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況が続くとともに、ウクライナ危機や円安による急激な原油・物価高騰で、さらに厳しい状況となっている。

多くの業者がコロナ被害からの営業再建をすすめている途上であり、地域経済が疲弊している下で、実質の消費税増税となるインボイス制度が予定通り導入されると、物価はさらに高騰し、多くの零細業者が経営存続の危機に直面する。

本年9月の財務省貿易統計は、原油の輸入価格が前年同月比で2倍弱に高騰していると指摘している。帝国データバンクの本年8月8日発表では、「物価高倒産急増、前年比8割増」「材木や資材高騰の影響を受けた建設業、燃料の高止まりが続く運輸業、食品業の倒産が目立つ」とのべ「価格転嫁が難しい中小・零細企業を中心に、物価高倒産がさらに増えるおそれがある」と指摘している。

コロナ禍と物価高騰が続く状況に、多くの中小企業団体や税理士団体もインボイス実施の「凍結」「延期」「見直し」を表明している。日本税理士連合会は6月29日「コロナ禍による経済活動の制約が解消され」「中小企業者の負担軽減措置が講じられるまで導入を延期する」ことを要望し、全国青色申告会総連合も6月24日「インボイス制度への移行により、免税事業者が取引から排除されることや小規模事業者の納税にかかる事務負担の増加が想定される」とし、「インボイス制度は廃止または凍結」することを要望している。

コロナ被害と異常な物価高が続く中でのインボイス導入は、零細業者を倒産・廃業に追い込み、地域経済を一層疲弊させるものとなる。

よって政府においては、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施を延期するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月9日  
沖縄県中城村議会



(提出先)

内閣総理大臣 財務大臣

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告及び、趣旨説明を終わります。

これから、陳情第24号及び意見書第7号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩 (14時09分)

~~~~~

再 開 (14時22分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

建設常任委員長 新垣貞則。

○建設常任委員長 新垣貞則 今、博正議員からの実施延期についてはそれでいいです。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑はありませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これでは質疑を終わります。
これから陳情第24号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第24号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第24号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております

意見書第7号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は委員会付託を省略します。

これから意見書第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第7号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める意見書について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第6 陳情第25号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情及び日程第7 意見書第8号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第6及び日程第7については、一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び、趣旨説明を

求めます。

○建設常任委員長 新垣貞則 それでは

建設常任委員長 新垣貞則。

令和4年12月9日

中城村議会議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会
委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付託年月日	件 名	審査の結果
陳情第25号	12月5日	有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情	採 択

意見書第8号

令和4年12月9日

中城村議会
議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会
委員長 新 垣 貞 則

有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第25号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る意見書（案）

2016年1月沖縄県企業局は、7市町村45万人に供給している北谷浄水場が水源である河川や井戸群等から高濃度の有機フッ素化合物P F A Sが検出されたと発表した。

あれから6年が経過し、ほとんどのP F A S汚染は長年の消火訓練による泡消火剤が原因と言われているが、その間も嘉手納基地・普天間飛行場からはP F A Sを含む泡消火剤が流出する等の事故が相次ぎ、命の源である飲み水の汚染、土壌汚染等に県民の健康不安は増大するばかりである。

P F A S市民連絡会は、今年6月から7月にかけて、独自で沖縄県6市町村のP F A Sによるヒトの体内汚染、環境汚染に関する全国でも初めての大規模調査を実施した。研究責任者、京都大学環境衛生学の原田浩二准教授は記者会見で次の通り公表した。結果は「沖縄県のP F A S血中濃度は、全国調査（環境省2021年）との比較において、P F O Sは最大3.1倍、P F O Aは3.0倍、P F H x Sは14.3倍と、放置できない高い数値となっている」、さらに血液検査をした387人のうち27人が、要措置濃度を上回っていることが判明。また水道水をそのまま飲用するグループと、浄水器設置や水を購入するグループを比較した場合、浄水器や水購入の方の血中濃度は低い。しかし浄水器設置は家計への負担が大きく、また浄水器では環境負荷を防げない事も判明。P F A S汚染は世界的な環境・健康の危機であり、生存権の問題である。

国際的にP F A S規制が厳格化される動向と、今回の検査結果をエビデンスに、県民の命と暮らしを守る立場から、本議会は国の責任において広域疫学調査、環境調査に継続的に取り組むことを下記の通り強く要請する。

記

- 1、米国環境保護局（E P A）等の指針を参考にして、P F A S規制を立法化すること
- 2、国民の健康と生命を守るために、国の責任で疫学調査、環境調査を実施すること
- 3、汚染源が疑われる米軍基地の立入り調査を、政府が主権国家として実施すること
- 4、米軍の環境汚染につき情報公開させ、それに基づいて汚染を浄化させること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月9日
沖縄県中城村議会

(提出先)

内閣総理大臣 外務大臣 厚生労働大臣 環境大臣 防衛大臣

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから、陳情第25号及び意見書第8号の委員長報告及び、趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩 (14時32分)

~~~~~

再 開 (14時32分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第25号に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第25号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第25号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第8号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第8号は委員会付託を省略します。

これから意見書第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 こんにちは。それでは意見書に対する賛成の討論を行います。

有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書についてですが、このPFASの問題に関して、有機フッ素化合物の汚染問題に対して、本議会でも再三にわたり村当局に取水源の切替え等について前向きに県と対話するようなことを申し上げてまいりました。いまだにそれが実現されていない状況はまさしく国の定めた暫定指針値57ナノグラムを基礎として村民、特に上地区の方々に安心だというふうな基準を自ら課して供給をしている状況があります。この意見書を通して、ぜひ、国に基準値の見直し、そして汚染源の解明を含めて強く求めるため、この意見書の提出に賛成いたします。よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書第8号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第8号 有機フッ素化合物  
(PFAS) 汚染から県民の健康と生命を守る  
意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、  
本定例会において議決の結果生じた条項、字句、  
数字、その他の整理を要するものについては、  
その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、条項、字句、数字、その他の整理  
を要するものについては、議長に一任すること  
に決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦労  
さまでした。

閉 会 (14時38分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 安 里 清 市

